

兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第27号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

訓令

- 決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 1
- 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令（人事課）…………… 171

訓令

兵庫県訓令第1号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(新県政推進室長、政策創生部長、県民生活部長、福祉部長、環境部長及びまちづくり部長を含む。以下同じ。)」及び「次長並びに」を削り、「新庁舎整備室長」を「元町プロジェクト室長、万博推進室長」に改め、「(新県政推進参事及び企画参事を含む。以下同じ。)」及び「、企画官」を削り、同条第2号中「、企画官」を削り、同条第3号中「部長」の右に「、次長」を加え、「企画官」を「官」に改め、同条第4号中「部長」の右に「、次長」を加え、「企画官」を「官」に改める。

第5条の2中「防災企画課、防災支援課、災害対策課、消防課及び産業保安課」を「危機管理部」に、「を除く」を「に限る」に改める。

第6条第1項中「別表第1」の右に「及び別表第2」を加え、同条第2項中「企画県民部長」を「危機管理部長」に改め、同項第1号中「実施方針」の右に「及び実施計画」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(1)の2 第1号に規定する実施方針に基づき、所掌する事務の実施計画を決定すること。

第6条第1項中第14号を第44号とし、第13号を第28号とし、同号の次に次の15号を加える。

(29) 1件2,000万円以上1億円未満の不動産（土地については、1件1億円以上で、その面積が2万平方メートル未満のものを含む。）又は動産の買入れ又は売払いをすること（公有財産に係るものを除く。）。)

(30) 職員の職務発明等に関する規則（昭和39年兵庫県規則第106号）第5条第1項の規定に基づき、職務発明の認定等を行うこと。

(31) 地方機関において執行する1件3億円以上5億円未満の事業に係る工事の起工及び当該起工に係る知事が指定する重要な変更を決定すること。

(32) 土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

ア 国土交通大臣の事業認定を受けること。

イ 和解調書の作成を収用委員会に申請すること。

ウ 緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用について、収用委員会に申し立てること。

エ 事業の認定の申請等の行為について、弁護士その他適当な者を代理人とすること。

(33) 公害事業費負担法の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

ア 公害事業費負担法第9条第1項及び第2項（公害事業費負担法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、費用を負担させる事業者及び事業者負担金の額を定めること。

イ 公害事業費負担法第9条第3項（公害事業費負担法第13条第4項において準用する場合を含む。）の

規定に基づき、費用を負担させる事業者等を変更すること。

- ウ 公害事業費負担法第10条第1項の規定に基づき、管理費を負担させる事業者及び管理費に係る事業者負担金の額を定めること。
 - エ 公害事業費負担法第13条第1項及び第2項の規定に基づき、公害防止事業費に係る事業者負担金の共同納付を承認し、共同で負担すべき額を定めること。
 - (34) 統計調査条例（平成20年兵庫県条例第49号）の規定に基づき、県基幹統計調査を指定し、又はその指定を解除すること。
 - (35) 重要な告示、公告その他の公表を行うこと。
 - (36) 重要な広報及び公聴を行うこと。
 - (37) 法令の規定に基づき、重要な公聴会を開き、又は重要な聴聞を行うこと。
 - (38) 儀式及び表彰を行うこと。
 - (39) 重要な通知、催告、報告、届出、進達、照会及び回答を行うこと。
 - (40) 重要な刊行物を編集発行すること。
 - (41) 国等に対する陳情、要望等を決定すること。
 - (42) 地方機関処務規程（昭和43年兵庫県訓令甲第8号）の規定に基づき、次に掲げる事項を承認すること。
 - ア 地方機関の長の権限に属する事務に係る決裁の区分及び手続に関すること。
 - イ 宿日直勤務の事務を行わないこと。
 - ウ 宿日直勤務を宿日直代行員に行わせること。
 - エ 宿日直代行員の宿日直勤務について、特別の定めをすること。
 - (43) 請願及び陳情を処理すること。
- 第6条第2第12号中オをセとし、エをサとし、サの次に次のように加える。
- シ 財務規則の規定に基づき、1件3億円以上の契約に係る予定価格及び最低制限価格を設けること。
 - ス 支出負担行為を伴わない重要物品の取得、管理及び処分をすること。
- 第6条第2項第12号ウを同号エとし、同号エの次に次のように加える。
- オ 1件300万円以上の備品購入費の支出負担行為を決定すること。
 - カ 1件2,000万円以上の委託料、貸付金、負担金、補助金、交付金、補償金及び補填金の支出負担行為を決定すること。
 - キ 1件1億5,000万円以上5億円未満の工事請負費の支出負担行為を決定すること。
 - ク 1件2,000万円以上1億円未満の公有財産購入費（土地については1件1億円以上でその面積が2万平方メートル未満のものを、財産の信託の受益権については1件2,000万円未満のものを含む。）の支出負担行為を決定すること。
 - ケ 1件500万円以上2,000万円未満の投資及び出資金の支出負担行為を決定すること。
 - コ 寄附金の支出負担行為を決定すること。
- 第6条第2項第12号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。
- イ 予算の執行計画を作成すること。
- 第6条第2項第12号を同項第25号とし、同号の次に次の2号を加える。
- (26) 財産条例の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 1件2,000万円以上の財産（財産の信託の受益権については、1件2,000万円未満のものを含む。）を交換すること。
 - イ 財産を適正な対価なくして譲渡し、又は貸し付けること。
 - (27) 公有財産規則の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 出資により1件500万円以上2,000万円未満の有価証券又は出資による権利を取得すること。
 - イ 寄附により1件2,000万円以上の公有財産（負担付きのものを除く。）を取得すること。
 - ウ 工事の請負に伴い1件8,000万円以上5億円未満の公有財産を取得すること。
 - エ 1件2,000万円以上1億円未満の公有財産（土地については1件1億円以上でその面積が2万平方メートル未満のものを、財産の信託の受益権については1件2,000万円未満のものを含む。）を取得すること（アからウまでに掲げる場合及び交換により取得する場合を除く。）。
 - オ 所管換え若しくは移管をし、又は移管を受けたい旨の協議について同意すること。
 - カ 部局間の行政財産の使用の承認又は公営企業管理者等の行政財産の使用の承認をすること。
 - キ 所属を異にする会計間における無償の所属替え又は行政財産の使用の承認をすること。
 - ク 行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定し、又は行政財産を貸し付けること。

ケ 普通財産を貸し付け、又は貸付け以外の方法により普通財産を使用させること（前号イに掲げる場合を除く。）。

コ 1件2,000万円以上1億円未満の公有財産（土地については1件1億円以上でその面積が2万平方メートル未満のものを、財産の信託の受益権については1件2,000万円未満のものを含む。）の売払いをすること。

サ 1件1億円以上の公有財産（財産の信託の受益権については、1件1億円未満のものを含む。）を処分すること（コ又は前号アに掲げる場合及び公有財産を信託する場合を除く。）。

シ 有価証券を信託すること。

第6条第2項第11号中「局長等」を「次長等」に改め、同号を同項第19号とし、同号の次に次の5号を加える。

(20) 職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことを認定すること（次号（エに係る部分に限る。）に掲げる事項を除く。）。

(21) 自治法の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

ア 県が財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行について、監査委員の監査を要求すること。

イ 税外徴収金の滞納処分をすること。

ウ 歳入の徴収、収納事務又は支出事務を私人に委託すること。

エ 職員が故意又は重大な過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことを認定し、監査委員に賠償責任の有無等についての決定を求めること。

オ 県が加入する一部事務組合の経費の分賦に関し組合の管理者に異議を申し出ること。

(22) 貸付金、利子補給金等の融資計画及び運用方針等を決定すること。

(23) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

ア 補助金等の交付を申請し、又はその取下げをすること。

イ 補助金等の交付に関する各省庁の長等の処分に対して不服の申出等を行うこと。

(24) 交付額が1件2,000万円以上の補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消しをし、又は当該取消しに係る補助金等の返還を命ずること。

第6条第2項第10号中「局長等の次に掲げる場合以外の場合における」を「次長等の」に改め、同号アからウまでを削り、同号を同項第18号とし、同項第9号中「局長等」を「次長等」に改め、同号を同項第17号とし、同項第8号中「局長等」を「次長等」に改め、同号を同項第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第38条第1項の規定に基づき、部長を除く部内の職員（行政職7級から10級までの職員、研究職4級又は5級の職員及び医師・歯科医師職4級の職員に限る。）の営利企業への従事等を許可すること。

第6条第2項第7号中「局長及び本庁、新県政推進室」を「次長、局長、本庁」に、「新庁舎整備室」を「元町プロジェクト室、万博推進室」に改め、「参事」の右に「及び課長」を加え、「新県政推進参事、企画参事及び参事（歴史資源活用担当）を除く。」を削り、「局長等」を「次長等」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第6号を第13号とし、第5号を第12号とし、第4号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 附属機関等に軽易な事項を諮問すること（不服申立てに係る事項を除く。）。

第6条第2項第3号を同項第9号とし、同項第2号の次に次の6号を加える。

(3) 訓令のうち、軽易な事項の改正をすること。

(4) 部の所掌する事務の運営に関する基本的な事務処理要綱その他の処理方針を決定すること。

(5) 部の所掌する主要な事業の進行管理に関すること。

(6) 部内の職員をもって構成する連絡会議等を設置すること。

(7) 行政不服審査法その他の法令の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

ア 重要なものに係る執行停止又は執行停止の取消しをすること。

イ 審査請求を併合し、又は併合された審査請求を分離すること。

ウ 重要な不服申立てについて、諮問及び裁決等を行うこと。

(8) 県又は県の機関が当事者である訴訟事件について、職員に訴訟代理人を命ずること。

第7条を次のように改める。

（部長専決事項の特例）

第7条 前条第2項の規定にかかわらず、同項第1号の2、第3号から第8号まで、第11号、第14号、第15号、第17号から第24号まで、第25号シ、第26号、第27号及び第29号から第43号までに掲げる事項のうち、局の所掌するものについては局長が専決するものとする。ただし、同項第14号、第15号、第17号から第19号までに掲げる事項中局長に係るものについては、この限りでない。

2 前項に規定する事項を除き、局長が専決できる事項は、別表第1の局長専決事項の欄に掲げるとおりとする。

第8条第1項中「局長専決事項の欄に」を「部長専決事項の欄に」に、「前条第1項」を「前条第2項」に改め、同条第2項中「又は別表第2の局長専決事項の欄」を削り、「第5条の2又は前条第1項」を「前条第2項」に改める。

第9条第2項第6号中「第7条第2項第11号」を「第3項第10号」に改め、同項第11号中「第7条第2項第13号アからウまで並びに第14号ア及びイ」を「第3項第12号ア及びイ」に改め、同項第29号エ中「第7条第2項第23号キ」を「第6条第2項第27号キ」に改め、同項第43号中「第6条第2項第13号」を「第6条第2項第28号」に改め、同条第3項中「企画県民部企画財政局総務課長、健康福祉部社会福祉局社会福祉課長、産業労働部政策労働局産業政策課長、農政環境部農政企画局総務課長及び県土整備部県土企画局総務課長」を「総務部総務課長、企画部総務課長、財務部総務課長、県民生活部総務課長、危機管理部総務課長、福祉部総務課長、保健医療部総務課長、産業労働部総務課長、農林水産部総務課長、環境部総務課長、土木部総務課長及びまちづくり部総務課長」に改め、同項第5号中「第7条第3項第1号」を「第6条第2項第16号」に改め、同項第11号テ中「第6条第2項第13号」を「第6条第2項第28号」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第10号を第14号とし、第9号の次に次の4号を加える。

- (10) 部内の職員（部長及び次長等を除く。）が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合に係る特別休暇を承認すること。
- (11) 法令による証人、鑑定人等となった部内の職員（部長及び次長等を除く。）の職務上の秘密に属する事項の発表を許可すること。
- (12) 部内の職員（部長及び次長等を除く。）の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。
 ア 職務執行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体の職務に従事する場合
 イ 職務執行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体が設置する審議会、委員会、学会、研究会等に出席する場合
- (13) 部内の職員（部長及び次長等を除く。）に外国旅行を命令し、その復命を受理すること。

第9条第4項を削る。

第10条中「企画官又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第12条の2中「防災企画局長又は災害対策局長」を「危機管理部長」に改め、「それぞれ」を削る。

第13条中「局長が、」を「次長又は局長が、それぞれ」に改める。

第14条中「企画官」を「官」に改める。

第16条第1項中「企画官」を「次長、官」に改める。

第17条第1項中「防災企画局長又は災害対策局長」を「危機管理部長」に改め、「それぞれ」を削り、同条第2項中「局長が、」を「次長又は局長が、それぞれ」に改め、同条第3項中「局長」を「次長又は局長」に改める。

第18条中「企画官」を「官」に改める。

第22条中「、企画官」を削る。

附則第3項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条、第6条、第7条、第8条関係）

総務部

課名	知事決裁事項	部長専決事項	局長専決事項
総務課	1 自治法第286条第1項の規定に基づき、兵庫県競馬組合（以下「競馬組合」という。）を組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する	自治法第287条の4の規定に基づき、競馬組合の議会の議決すべき事件のうち重要なものについての通知を受理すること。	

	<p>事務を変更し、又は組合の規約を変更しようとするについて関係地方公共団体と協議すること。</p> <p>2 自治法第288条の規定に基づき、競馬組合を解散しようとするについて関係地方公共団体と協議すること。</p> <p>3 自治法第289条の規定に基づき、競馬組合の財産処分をするについて関係地方公共団体又は競馬組合と協議すること。</p>			
<p>広報広聴課</p>		<p>1 広報計画を作成すること。</p> <p>2 広聴計画を作成すること。</p>		
<p>市町振興課</p>	<p>1 自治法第7条第1項の規定に基づき、市町の廃置分合又は境界変更を決定すること。</p> <p>2 自治法第8条第3項の規定に基づき、町を市とし、又は市を町とする処分を決定すること。</p> <p>3 自治法第8条の2第1項の規定に基づき、市町の廃置分合又は境界変更の計画を定め、関係市町に勧告すること。</p> <p>4 自治法第9条第1項の規定に基づき、市町の境界に関する争論を調停に付すること。</p> <p>5 自治法第9条第2項の規定に基づき、市町の境界に関する争論を裁定すること。</p> <p>6 自治法第9条の2第1項の規定に基づき、市町の境界を決定すること。</p> <p>7 自治法第9条の3第3項の規定に基づき、公有水面のみに係る市町の境界に関する争論を職権により調停に付し、又は裁定すること。</p>	<p>1 自治法第3条第4項の規定に基づき、市町の名称の変更について協議に応ずること。</p> <p>2 自治法第7条第2項の規定に基づき、市の廃置分合について総務大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>3 自治法第8条第3項の規定に基づき、町を市とし、又は市を町とするについて総務大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>4 自治法第8条の2第2項の規定に基づき、市町の廃置分合又は境界変更の計画を定め、又はこれを変更することについて関係市町等の意見を聴くこと。</p> <p>5 自治法第9条第9項（自治法第9条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町の境界に関する争論が調停又は裁定に適さないものと認定すること。</p> <p>6 自治法第9条の3第1項の規定に基づき、公有水面のみに係る市町の境界変更を決定すること。</p>		

<p>8 自治法第253条第1項の規定に基づき、数府県にわたる市町関係事件を管理する知事を協議して決定すること。</p> <p>9 自治法第259条第1項の規定に基づき、郡の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更すること。</p> <p>10 自治法第259条第3項の規定に基づき、郡の区域の境界にわたって設置された町の属する郡の区域を決定すること。</p> <p>11 自転車競技法（昭和23年法律第209号）第4条第2項の規定に基づき、競輪場の設置又は移転について経済産業大臣に意見を述べること。</p> <p>12 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公有地拡大法」という。）第10条第2項の規定に基づき、土地開発公社の設立を認可すること。</p> <p>13 公有地拡大法第22条第1項の規定に基づき、土地開発公社の解散を認可すること。</p>	<p>7 自治法第251条第5項又は同条第6項において準用する自治法第250条の9第8項、第9項（第2号を除く。）、第10項若しくは第11項の規定に基づき、自治紛争処理委員を罷免すること。</p> <p>8 自治法第251条の2第1項の規定に基づき、市町相互間又は市町の機関相互間の紛争について自治紛争処理委員の調停に付すること。</p> <p>9 自治法第251条の2第5項の規定に基づき、自治紛争処理委員の調停の打切りに同意すること。</p> <p>10 自治法第251条の3の2第1項の規定に基づき、自治紛争処理委員を任命し、処理方策を定めさせること。</p> <p>11 自治法第252条の2第5項（自治法第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、連携協約を締結すべきことを勧告すること。</p> <p>12 自治法第252条の2の2第4項（自治法第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地方公共団体の協議会の設置の勧告をすること。</p> <p>13 自治法第252条の7第3項（自治法第292条において準用する場合を含む。）において準用する自治法第252条の2の2第4項の規定に基づき、議会事務局、地方公共団体の委員会若しくは委員、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する、職員又は専門委員の共同設置の勧告をすること。</p> <p>14 自治法第252条の14第3</p>		
---	---	--	--

			<p>項（自治法第292条において準用する場合を含む。）において準用する自治法第252条の2の2第4項の規定に基づき、地方公共団体の事務の一部の他の地方公共団体への委託を勧告すること。</p> <p>15 自治法第252条の16の2第3項（自治法第292条において準用する場合を含む。）において準用する自治法第252条の2の2第4項の規定に基づき、事務の代替執行をすべきことを勧告すること。</p> <p>16 自治法第252条の17の6第2項の規定に基づき、市町について財務に関係のある事務に関し、実地の検査を行うこと。</p> <p>17 自治法第252条の17の7の規定に基づき、市町について総務大臣の指定する事項を調査すること。</p> <p>18 自治法第252条の24第2項の規定に基づき、中核市の指定に係る申出に同意をすること。</p> <p>19 自治法第255条の5の規定に基づき、自治法の規定による審査請求等を自治紛争処理委員の審理に付すること。</p> <p>20 自治法第284条第2項又は第3項（自治法第292条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、組合の設置を許可すること。</p> <p>21 自治法第285条の2第1項（自治法第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一部事務組合又は広域連合の設置を勧告すること。</p> <p>22 自治法第291条の10第1項（自治法第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、広域連合の解</p>		
--	--	--	--	--	--

			<p>散を許可すること。</p> <p>23 自治法第293条（自治法第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、組合で他の府県にわたるものに係る処分について総務大臣に意見を述べること。</p> <p>24 自治法第295条の規定に基づき、市町の条例により財産区の議会又は総会を設けて財産区に関し市町の議会の議決すべき事項を議決させること。</p> <p>25 自治法第296条の6第2項の規定に基づき、財産区の事務に関する紛争を裁定すること。</p> <p>26 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第6条の規定に基づき、市町の境界変更に伴う事務の承継を定めること。</p> <p>27 自治令第174条の6第2項の規定に基づき、事件を調停に付することが適当でないと認定すること。</p> <p>28 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第41条の規定に基づき、市町の地方公営企業の経営について必要なあっせん若しくは調停をし、又は必要な勧告をすること。</p> <p>29 地方税法（昭和25年法律第226号）第8条第1項の規定に基づき、市町の課税権の帰属等を決定すること。</p> <p>30 地方税法第321条の15第2項の規定に基づき、法人税額の分割について決定すること。</p> <p>31 地方税法第389条第4項及び第5項の規定に基づき、市町に配分された固定資産の価格等について必要な調整を加えること。</p> <p>32 地方税法第401条の2第3項の規定に基づき、県固</p>	
--	--	--	---	--

			<p>定資産評価審議会に意見を求めること。</p> <p>33 公有地拡大法第14条第2項の規定に基づき、土地開発公社の定款の変更を認可すること。</p> <p>34 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第3条第1項又は第4項の規定に基づき、豪雪地帯対策基本計画の決定又はその変更について国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に意見を述べること。</p> <p>35 行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の11第2項の規定に基づき、指定試験機関に対し、試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示すること。</p> <p>36 行政書士法第14条又は第14条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき、行政書士又は行政書士法人に懲戒処分を行うこと。</p> <p>37 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の38第4項の規定に基づき、違反行為をした者に対し、当該行為を中止すべきこと等を勧告すること。</p> <p>38 住民基本台帳法第30条の38第5項の規定に基づき、本人確認情報保護審議会の意見を聴いて、同条第4項の規定による勧告に従うべきことを命ずること。</p> <p>39 住民基本台帳法第30条の39第1項の規定に基づき、違反行為をしていると認められる者に対し、報告を求め、又は事務所若しくは事業所に立ち入り、物件を検査させること。</p> <p>40 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第</p>		
--	--	--	---	--	--

		<p>5条第3項又は第8項の規定に基づき、市町村建設計画の変更について協議に応ずること。</p> <p>41 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第6条第3項又は第7項の規定に基づき、合併市町村基本計画の作成又は変更について協議に応ずること。</p> <p>42 市町村の合併の特例に関する法律第28条第1項の規定に基づき、合併特例区の設置を認可すること。</p> <p>43 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定に基づき、地方独立行政法人の設立を認可すること。</p> <p>44 地方独立行政法人法第88条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人の解散を認可すること。</p> <p>45 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方財政健全化法」という。）第7条第1項（地方財政健全化法第24条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、財政の早期健全化又は経営の健全化について必要な勧告をすること。</p> <p>46 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第24条第1項の規定に基づき、総務大臣に報告又は協議をする場合において、財政再生団体の財政の運営又は財政再生計画の内容若しくは実施状況について、意見を付すること。</p>			
教育課	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条（同法第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、私立学校及び私立の各種学校の	1 学校教育法第4条（同法第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、私立学校及び私立の各種学校の設置者の変更を認可すること。			

	<p>設置又は廃止を認可すること。</p> <p>2 学校教育法第13条（同法第133条第1項及び第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、私立学校、私立の専修学校及び私立の各種学校の閉鎖を命ずること。</p> <p>3 学校教育法第130条第1項の規定に基づき、私立の専修学校の設置又は廃止を認可すること。</p> <p>4 私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人の寄附行為を認可すること。</p> <p>5 私立学校法第50条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人の解散を認可し、又は認定すること。</p> <p>6 私立学校法第62条（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人にその解散を命ずること。</p> <p>7 地方独立行政法人法第14条の規定に基づき、兵庫県公立大学法人（以下この項において「大学法人」という。）の理事長及び監事を任命すること。</p> <p>8 地方独立行政法人法第17条の規定により大学法人の理事長及び監事を解任すること。</p> <p>9 地方独立行政法人法第55条の規定に基づき、大学法人の理事長の営利企業等への従事を承認する</p>	<p>2 学校教育法第130条第1項の規定に基づき、私立の専修学校の課程の設置若しくは廃止、設置者の変更又は目的の変更を認可すること。</p> <p>3 私立学校法第26条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人が行う収益を目的とする事業の種類を定めること。</p> <p>4 私立学校法第32条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人の寄附行為を定めること。</p> <p>5 私立学校法第52条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人の合併を認可すること。</p> <p>6 私立学校法第61条（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人に対し、収益を目的とする事業の停止を命ずること。</p> <p>7 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第12条第1項第2号の規定に基づき、同法の規定により助成を受ける学校法人及び同法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者に対し、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園をさせた場合において、その是正を命ずること。</p> <p>8 私立学校振興助成法第12条第1項第3号又は第4号の規定に基づき、同法の規定により助成を受ける学校法人及び同法附則第2条第1項に規定する学校法人以</p>		
--	--	--	--	--

	<p>こと。</p>	<p>外の私立の学校の設置者に対し、その予算について必要な変更をし、又はその役員を解職すべき旨を勧告すること。</p> <p>9 地方独立行政法人法第22条第1項の規定に基づき、大学法人の業務方法書の認可又は変更の認可をすること。</p> <p>10 地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、大学法人の中期計画の認可又は変更の認可をすること。</p> <p>11 地方独立行政法人法第26条第3項の規定に基づき、大学法人に対し中期計画の変更を命ずること。</p> <p>12 地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づき、大学法人の財務諸表を承認すること</p> <p>13 地方独立行政法人法第36条の規定に基づき、会計監査人を選任すること。</p> <p>14 地方独立行政法人法第39条の規定に基づき、会計監査人を解任すること。</p> <p>15 地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づき、大学法人の残余の額の剰余金の使途への充当を承認すること。</p> <p>16 地方独立行政法人法第40条第4項の規定に基づき、大学法人の積立金の処分を承認すること。</p> <p>17 地方独立行政法人法第41条第1項の規定に基づき、大学法人の認可中期計画に定める限度額を超える短期借入金の借入れを認可すること。</p> <p>18 地方独立行政法人法第41条第2項の規定に基づき、大学法人の短期借入金の借換えを認可すること。</p> <p>19 地方独立行政法人法第121条第1項の規定に基づ</p>		
--	------------	--	--	--

		<p>き、大学法人の業務並びに資産及び債務の状況に関し、報告を徴し、又は立入検査をさせること。</p> <p>20 地方独立行政法人法第122条第1項の規定に基づき、大学法人に対し、必要な措置を命ずること。</p>	
<p>法務文書課</p>	<p>公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号）第10条第1項の規定に基づき、公文書管理指針を定めること。</p>	<p>1 公印規程（昭和37年兵庫県訓令甲第18号）第3条第1項の規定に基づき、専用公印及び特殊の公印を置くことを承認すること。</p> <p>2 県が当事者である訴訟事件について、訴訟代理人を弁護士に委嘱すること。</p> <p>3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第4条の規定に基づき、公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人を認定すること。</p> <p>4 公益法人認定法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、公益法人の認定を取り消すこと。</p> <p>5 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定に基づき、公益信託を許可すること。</p> <p>6 公益信託ニ関スル法律第6条の規定に基づき、公益信託の併合又は分割を許可すること。</p> <p>7 公益信託ニ関スル法律第7条の規定に基づき、受託者の辞任を許可すること。</p> <p>8 公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づき、受託者を解任すること。</p> <p>9 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号。以下「信託整備法」という。）第2条の規定に基づき、受託者の辞任若しくは信託財産の取得を許可し、又は受</p>	

		<p>託者を解任すること。</p> <p>10 信託整備法第6条第1項の規定に基づき、信託の変更を命ずること。</p> <p>11 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第14条第1項の規定に基づき、宗教法人の規則を認証すること。</p> <p>12 宗教法人法第81条第1項の規定に基づき、裁判所に宗教法人の解散の命令を請求すること。</p>		
<p>人事課</p>	<p>1 防災監、会計管理者、行政職7級から特10級までの職員、研究職4級又は5級の職員並びに医師・歯科医師職3級の職員（所長、次長及び副院長に限る。）及び4級の職員を採用し、並びに昇任させ、異動させ、派遣し、休職させ、及び退職させること。</p> <p>2 自治法第153条第1項又は第2項の規定に基づき、事務（専決者が専決することができる事項を除く。）の一部を職員に委任し、若しくは臨時に代理させ、又はその管理に属する行政庁に委任すること。</p> <p>3 自治法第174条第2項の規定に基づき、専門委員を選任すること。</p> <p>4 自治法第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、又は補助執行させること。</p> <p>5 自治法第180条の3の規定に基づき、1に掲げる職員を委員会等の職員と兼ねさせ、若しくは委員会等の職員に充て、又は委員会等の事務に従事させること。</p> <p>6 自治法第180条の4第1項の規定に基づき、委員会等に事務局等の組</p>	<p>1 行政職6級の職員、研究職3級の職員（上席研究員及び主任研究員を除く。）、医師・歯科医師職3級の職員（所長、次長、副院長及び医長を除く。）及び看護職4級又は5級の職員を採用すること。</p> <p>2 地公法第23条の2第1項の規定に基づき、人事評価を実施すること。</p> <p>3 給与条例第12条第2項又は第6項の規定に基づき、行政職8級以上の職員、研究職5級の職員（所長に限る。）並びに医師・歯科医師職3級の職員（院長、所長、次長、副院長、部参事及び課参事に限る。）及び4級の職員の昇給を決定すること。</p> <p>4 地公法第38条第1項の規定に基づき、部長、県民局長及び県民センター長の営利企業への従事等を許可すること。</p> <p>5 人事考査規程（昭和38年兵庫県訓令甲第17号）第4条の規定に基づき、訓告又は配置転換等の処分をすること。</p>	<p>1 部長専決事項の欄1に掲げる職員を昇任させ、異動させ、派遣し、休職させ、及び退職させること。</p> <p>2 行政職5級の職員、研究職3級の職員（上席研究員及び主任研究員に限る。）並びに医師・歯科医師職2級の職員及び3級の職員（医長に限る。）を採用し、並びに昇任させ、異動させ、派遣し、休職させ、及び退職させること。</p> <p>3 自治法第180条の3の規定に基づき、1又は2に掲げる職員を委員会等の職員と兼ねさせ、若しくは委員会等の職員に充て、又は委員会等の事務に従事させること。</p> <p>4 自治法第180条の4第2項の規定に基づき、委員会等の事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いに関する規則その他の規程の制定又は変更について協議を受けること。</p> <p>5 自治法第252条の17第3項の規定に基づき、委員会等が他の普通地方公共団体の委員会等に職員の派遣を求め、又はその求めに応ずるについて協議を受けること。</p>	

	<p>織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いについて必要な措置を勧告すること。</p> <p>7 自治法第180条の5第1項及び第2項の委員会の委員を任免すること。</p> <p>8 自治法第180条の7の規定に基づき、委員会等の権限に属する事務の一部の委任、補助執行又は委託について協議を受けること。</p> <p>9 自治法第252条の17第1項の規定に基づき、他の普通地方公共団体の長にその職員の派遣を求めること。</p> <p>10 地公法第28条第1項の規定に基づき、職員をその意に反して降任し、又は免職すること。</p> <p>11 地公法第28条第2項第2号の規定に基づき、職員をその意に反して休職すること。</p> <p>12 地公法第29条第1項の規定に基づき、職員を懲戒処分すること。</p> <p>13 地公法第38条第1項の規定に基づき、防災監、会計管理者、技監及び理事の営利企業への従事等を許可すること。</p> <p>14 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。以下「給与条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、1に掲げる職員の初任給を決定すること。</p> <p>15 給与条例第11条第2項の規定に基づき、1に掲げる職員が昇格又は降格した場合等におけるその者の号給を決定すること。</p> <p>16 兵庫県職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第</p>		<p>6 職員に地公法第55条の2第1項ただし書に規定する登録を受けた職員団体の役員として専ら従事するための許可（以下「専従許可」という。）をすること。</p> <p>7 職員の専従許可を取り消すこと。</p> <p>8 労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項の規定に基づき、労働委員会の事務局長その他の職員の任命について労働委員会の会長に同意を求めること。</p> <p>9 労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第25条第1項の規定に基づき、労働委員会の内部組織の決定について労働委員会の会長に同意を求めること。</p> <p>10 給与条例第11条第1項の規定に基づき、1又は2に掲げる職員の初任給を決定すること。</p> <p>11 給与条例第11条第2項の規定に基づき、1又は2に掲げる職員が昇格又は降格した場合等におけるその者の号給を決定すること。</p> <p>12 給与条例第12条第2項又は第6項の規定に基づき、職員（部長専決事項の欄3に掲げる職員を除く。）の昇給を決定すること。</p> <p>13 給与条例第12条の2の規定に基づき、復職者の号給を調整すること。</p> <p>14 給与条例第25条の3第1項（給与条例第26条第5項及び第41条第8項、特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県</p>
--	--	--	---

		<p>5号) 第3条の規定に基づき、職員の定数を配分すること。</p>		<p>条例第54号。以下「特別職給与条例」という。) 第3条第6項並びに会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年兵庫県人事委員会規則第5号) 第19条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分(以下「期末手当等に係る一時差し止処分」という。)をすること。</p> <p>15 期末手当等に係る一時差し止処分を取り消すこと。</p> <p>16 職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号。以下「退職手当条例」という。) 第15条第1項並びに第15条の3第1項及び第2項(特別職給与条例第4条第5項において準用する場合を含む。)並びに公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号。以下「学校職員等退職手当条例」という。) 第13条第1項並びに第13条の3第1項及び第2項の規定に基づき、退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分をすること。</p> <p>17 退職手当条例第15条の2第2項及び第3項(特別職給与条例第4条第5項において準用する場合を含む。)並びに学校職員等退職手当条例第13条の2第2項及び第3項の規定に基づき、退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「退職手当に係る支払差し止処分」という。)をすること。</p> <p>18 退職手当等に係る支払差し止処分を取り消すこ</p>	
--	--	-------------------------------------	--	---	--

				<p>と。</p> <p>19 退職手当条例第15条の4第1項及び第15条の5第1項（特別職給与条例第4条第5項において準用する場合を含む。）並びに学校職員等退職手当条例第13条の4第1項及び第13条の5第1項の規定に基づき、退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分をすること。</p> <p>20 退職手当条例第15条の6第1項から第5項まで（特別職給与条例第4条第5項において準用する場合を含む。）及び学校職員等退職手当条例第13条の6第1項から第5項までの規定に基づき、退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分をすること。</p> <p>21 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第3条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間を別に定めること。</p> <p>22 行政組織規則第314条の規定に基づき、地方機関の内部組織を設置すること。</p>	
	職員課			<p>1 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第7条の規定に基づき、関係労働組合と労働協約を締結すること。</p> <p>2 地公法第42条の規定に基づき、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項の計画を決定すること。</p> <p>3 職員公舎の使用料の額を定めること。</p> <p>4 安全衛生協議会及び健康管理審査会の委員を指名し、委嘱し、又は任命</p>	

			<p>すること。 5 職員時報編集委員会の委員を委嘱すること。</p>
<p>管財課</p>			<p>1 公舎管理規則（昭和42年兵庫県規則第46号）第6条第2項第1号の規定に基づき、職員の職が同号に掲げる職員の職と同等以上であると認定すること。 2 公舎管理規則第8条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する職員以外の職員を管理者とすること。 3 公舎管理規則第11条第2項ただし書の規定に基づき、職員の勤務地と同一又はこれに隣接する地区以外の地区に設置されている公舎に入居するやむを得ない理由があると認定すること。 4 公舎管理規則第16条第1項の規定に基づき、入居料の基準額を定めること。 5 公舎管理規則第16条第2項又は第3項の規定に基づき、基準額から控除する額を定めること。 6 公舎管理規則第16条第4項の規定に基づき、基準額に加算する額を定めること。 7 公舎管理規則第16条第5項の規定に基づき、公用に供する部分がある特定公舎及び第1種公舎並びに当該公舎の公用に供する部分の床面積を定めること。 8 公舎管理規則第16条第6項から第8項までの規定に基づき、算出した入居料の額から控除する額の割合を定めること。 9 公舎管理規則第16条の2第1項の規定に基づき、入居料の額に加算す</p>

				<p>る額を定めること。</p> <p>10 庁舎管理規則（昭和37年兵庫県規則第26号）第3条第3号の規定に基づき、2以上の地方機関が使用する地方機関単独庁舎の庁舎管理責任者を指定すること。</p> <p>11 庁舎管理規則第3条の3第1項第2号の規定に基づき、室内管理者を指定すること。</p> <p>12 公有財産規則第4条第2項第2号の規定に基づき、県民局（県民センターを含む。以下同じ。）の所属に属する地方機関単独庁舎の所管部局を指定すること。</p> <p>13 公有財産規則第4条第2項第3号の規定に基づき、県民局の所属に属する公有財産及び当該公有財産の所管部局を指定すること。</p> <p>14 公有財産規則第5条第2項第3号の規定に基づき、集合庁舎の所属するかいを指定すること。</p> <p>15 公有財産規則第5条第2項第4号の規定に基づき、行政財産及び当該行政財産の所属する課又はかいを指定すること。</p> <p>16 公有財産規則第6条第2項第6号の規定に基づき、普通財産及び当該普通財産の所属する課又はかいを指定すること。</p> <p>17 公有財産規則第43条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有償として整理することが適当でないことを認定すること。</p> <p>18 公有財産規則第59条第1項の規定に基づき、行政財産の地上権及び地役権設定の対価の算定の基</p>	
--	--	--	--	--	--

			<p>準を定めること。</p> <p>19 公有財産規則第63条第1項の規定に基づき、普通財産の貸付料の算定の基準を定めること。</p>
--	--	--	--

企画部

課名	知事決裁事項	部長専決事項	局長専決事項
計画課	<p>1 長期ビジョンを推進するための基本方針を決定すること。</p> <p>2 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第11条第2項（同法第12条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>3 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第3条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の作成又は変更について国土交通大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>4 水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第3条第1項の規定に基づき、水資源開発水系の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>5 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第3項の規定に基づき、工業用井戸水の採取を規制する地域の指定について経済産業大臣及び環境大臣に意見を述べること。</p> <p>6 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第4条第1項又は第9</p>	<p>1 長期ビジョンの推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>2 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第5項の規定に基づき、国土形成計画の案について、国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>3 国土形成計画法第8条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、国土形成計画の案を作成することを提案すること。</p> <p>4 国土形成計画法第13条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請すること。</p> <p>5 近畿圏整備法第9条第2項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、近畿圏整備計画の決定又はその変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>6 近畿圏整備計画の推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>7 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>8 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号。以下「保全区域整備法」という。）第3条第2項又は第4項の規定に基づき、保全区域整備計画又はその変更について国土交通大臣に通知すること。</p>	

	<p>項の規定に基づき、公共用施設整備計画の作成又は変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>7 兵庫県地域創生条例(平成27年兵庫県条例第4号)第6条第1項の規定に基づき、地域創生に関する施策の推進に関する戦略を定めること。</p>	<p>9 水資源開発促進法第4条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、水資源開発基本計画の決定又は変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p>	
<p>地域振興課</p>	<p>1 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第5条第1項の規定に基づき、基本構想を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>2 低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号)第2条第1項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>3 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。)第4条第1項の規定に基づき、地方拠点都市地域を指定すること。</p> <p>4 地方拠点法第5条第1項の規定に基づき、地方拠点都市地域を変更し、又はその指定を解除すること。</p>	<p>1 低開発地域工業開発促進法第2条第4項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更の申請について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>2 地方拠点法第4条第2項の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について主務大臣に協議すること。</p> <p>3 地方拠点法第4条第3項の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について関係市町に協議すること。</p> <p>4 地方拠点法第6条第7項(地方拠点法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、基本計画又はその変更に同意すること。</p> <p>5 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条第1項の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針を定めること。</p> <p>6 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、過疎地域持続的発展都道府県計画を定めること。</p> <p>7 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第6項の規定に基づき、総合整備計画について</p>	<p>1 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号。以下「特定地域づくり推進法」という。)第3条第1項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合の認定をすること。</p> <p>2 特定地域づくり推進法第5条第1項又は第9条第2項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合の変更の認定をし、又は認定を取り消すこと。</p> <p>3 特定地域づくり推進法第13条第1項又は第2項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合に対し、適合命令又は改善命令をすること。</p> <p>4 特定地域づくり推進法第14条第1項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合に対し、事業停止命令をすること。</p>

		<p>当該市町に協力して講じようとする措置の計画を定めること。</p> <p>8 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項の規定に基づき、離島振興計画を定めること。</p>	
万博推進課	<p>1 大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）第4条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定又は変更について主務大臣に申請すること。</p> <p>2 大阪湾臨海地域開発整備法第5条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本方針の決定又は変更について主務大臣に意見を述べること。</p> <p>3 大阪湾臨海地域開発整備法第7条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、整備計画又はその変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p>		
情報政策課	<p>官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第1項の規定に基づき、都道府県官民データ活用推進計画を定めること。</p>	<p>放送法（昭和25年法律第132号）第174条の規定に基づき、小規模施設特定有線一般放送事業者の放送の業務の停止を命ずること。</p>	
デジタル改革課	<p>情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）第4条第1項の規定に基づき、情報システム整備計画を定めること。</p>	<p>1 電子計算組織の運営計画を決定すること。</p> <p>2 電子計算組織の適用業務を決定すること。</p>	
統計課		<p>1 県民経済計算推計の基本方針を決定すること。</p> <p>2 県及び市町の統計事務関</p>	

		系の優良職員並びに優良団体及びその従事者の表彰について、主務大臣等に候補者を推薦すること。
--	--	---

財務部

課名	知事決裁事項	部長専決事項	局長専決事項
財政課	1 自治法第101条第1項の規定に基づき、議会を招集すること。 2 自治法第149条第4号の規定に基づき、決算を議会の認定に付すること。 3 自治法第176条第1項、第4項、第5項又は第7項の規定に基づき、議会の再議に付し、再選挙を行わせ、総務大臣に審査を申し立て、又は裁判所に出訴すること。 4 自治法第177条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる経費の削減の議決を再議に付すること。 5 自治法第178条第1項の規定に基づき、議会を解散すること。 6 自治法第179条第1項若しくは第2項又は第180条第1項の規定に基づき、専決処分をすること。 7 自治法第211条第1項又は第218条第1項若しくは第2項の規定に基づき、予算、補正予算又は暫定予算を調製し、これを議会に提出すること。 8 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第18条第1項の規定に基づき、交付税の額の算定の基礎について総務大臣に審査を申し立てること。 9 地方交付税法第19条第2項の規定に基づき、交付税の額の算定に用いた数の錯誤等による当該交付税の超過額の返還方法に	1 自治法第122条の規定に基づき、予算に関する説明書等を議会に提出すること。 2 自治法第221条第1項の規定に基づき、委員会等に収入及び支出の実績等について報告を徴し、予算の執行状況を实地に調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めること。 3 自治法第233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果を説明する書類等を議会に提出すること。 4 自治法第243条の3第2項の規定に基づき、自治法第221条第3項の法人についての経営状況を説明する書類を議会に提出すること。 5 地方公営企業法第25条の規定に基づき、予算に関する説明書を議会に提出すること。 6 地方財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を議会に報告し、公表すること。 7 地方財政健全化法第6条第1項の規定に基づき、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣に報告すること。 8 地方財政健全化法第18条第1項の規定に基づき、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣に報告する	

	<p>ついて総務大臣に意見を述べること。</p> <p>10 地方交付税法第19条第7項の規定に基づき、交付税の額の算定に用いる数の錯誤等について総務大臣に異議を申し出ること。</p> <p>11 地方交付税法第20条第2項の規定に基づき、交付税の額の決定等について総務大臣に対して衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出ること。</p> <p>12 地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、地方公営企業の予算を調製し、議会に提出すること。</p> <p>13 地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、地方公営企業の決算を議会の認定に付すること。</p> <p>14 財務規則第8条第1項の規定に基づき、予算の編成方針を決定すること。</p> <p>15 財務規則第14条第1項の規定に基づき、予算の執行方針を決定すること。</p> <p>16 地方財政健全化法第5条第1項の規定に基づき、財政健全化計画を策定し、又は変更すること。</p> <p>17 地方財政健全化法第9条第1項の規定に基づき、財政再生計画を策定し、又は変更すること。</p> <p>18 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定に基づき、当せん金付証票の発売の許可を総務大臣に申請すること。</p>	<p>こと。</p> <p>9 地方財政健全化法第20条第2項の規定に基づき、国からの勧告を議会に報告するとともに、監査委員に通知すること。</p> <p>10 地方財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を議会に報告し、公表すること。</p> <p>11 地方財政健全化法第27条第1項の規定に基づき、財政の早期健全化の完了を議会に報告し、財政健全化計画完了報告書を公表するとともに、財政の早期健全化の完了を総務大臣に報告すること。</p> <p>12 地方財政健全化法第27条第4項の規定に基づき、財政の再生の完了を議会に報告し、財政再生計画完了報告書を公表するとともに、財政の再生の完了を総務大臣に報告すること。</p> <p>13 県が保有する債権の放棄に関する条例第4条の規定に基づき、県が保有する債権を放棄した旨を議会に報告すること。</p> <p>14 財務規則第25条第2項の規定に基づき、予備費の充当額を決定すること。</p> <p>15 財務規則第26条第1項の規定に基づき、弾力条項の適用を承認すること。</p> <p>16 財務規則第27条第1項の規定に基づき、継続費の繰次繰越しを承認すること。</p> <p>17 財務規則第28条第1項の規定に基づき、繰越明許費の繰越しを承認すること。</p> <p>18 財務規則第29条第1項の規定に基づき、事故繰越しを承認すること。</p>	
<p>税務課</p>		<p>1 地方税法第8条第1項の規定に基づき、課税権の帰属の決定等を総務大臣に申し出ること。</p>	

		<p>2 地方税法第22条の28第1項の規定に基づき、ゴルフ場利用税又は軽油引取税に関する犯則事件について、犯則の理由を明示し、罰金に相当する金額等を指定の場所に納付すべき旨を通告すること。</p> <p>3 地方税法第22条の29第1項の規定に基づき、ゴルフ場利用税又は軽油引取税に関する犯則事件について、通告事項を履行しなかった者を告発すること。</p> <p>4 地方税法第22条の31の規定に基づき、ゴルフ場利用税又は軽油引取税に関する犯則事件について、物件の差押え等の解除を命ずること。</p> <p>5 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第11条の2第1項の規定に基づき、書類の提出又は納付若しくは納入期限を延長すること。</p>	
<p>県政改革課</p>		<p>1 行政事務の合理化の方針を決定すること。</p> <p>2 基本的な行政組織の改善案を作成すること。</p> <p>3 行政考査すべき事項を決定すること。</p> <p>4 職員提案の課題を決定すること。</p> <p>5 自治法第150条第6項及び第8項の規定に基づき、内部管理評価報告書を議会に提出し、公表すること。</p>	

県民生活部

課名	知事決裁事項	部長専決事項	局長専決事項
<p>県民生活課</p>	<p>1 県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）第6条第2項の規定に基づき、地域づくり活動支援指針を定めること。</p>	<p>1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</p>	

	<p>2 県民の参画と協働の推進に関する条例第8条第2項の規定に基づき、県行政参画・協働推進計画を定めること。</p> <p>3 県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第6条第1項の規定に基づき、県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針を定めること。</p>	<p>2 特定非営利活動促進法第44条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の認定をすること。</p> <p>3 特定非営利活動促進法第58条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の特例認定をすること。</p> <p>4 特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の規定に基づき、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の合併について認定をすること。</p> <p>5 特定非営利活動促進法第67条第1項又は第2項(同条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づき、認定特定非営利活動法人の認定又は特例認定特定非営利活動法人の特例認定を取り消すこと。</p> <p>6 兵庫県社会賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。</p>	
<p>芸術文化課</p>		<p>兵庫県文化賞及び兵庫県スポーツ賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。</p>	
<p>生活安全課</p>	<p>1 県民の安全で安心な消費生活の実現(以下「安全で安心な消費生活の実現」という。)に関する総合的な施策を決定すること。</p> <p>2 地域安全まちづくり条例(平成18年兵庫県条例第3号)第12条第1項の規定に基づき、推進計画を定めること。</p> <p>3 地域安全まちづくり条例第13条第1項の規定に基づき、指針を定めること。</p> <p>4 交通安全対策の基本方針を決定すること。</p>	<p>1 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。)第53条の5の規定に基づき、組合に共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずること。</p> <p>2 生協法第58条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>3 生協法第62条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。</p> <p>4 生協法第63条第3項において準用する生協法第58条の規定に基づき、解散組合の継続を認可すること。</p> <p>5 生協法第69条第1項の規</p>	

		<p>定に基づき、組合の合併を認可すること。</p> <p>6 生協法第94条の2第1項の規定に基づき、組合に定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずること。</p> <p>7 生協法第94条の2第2項の規定に基づき、組合に改善計画の変更を命じ、又は組合の業務の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他必要なことを命ずること。</p> <p>8 生協法第94条の2第4項の規定に基づき、共済事業規約の認可を取り消すこと。</p> <p>9 生協法第94条の2第5項の規定に基づき、組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の認可を取り消すこと。</p> <p>10 生協法第95条第2項の規定に基づき、組合に役員解任を命じ、又は組合の事業の停止を命ずること。</p> <p>11 生協法第95条第3項の規定に基づき、組合の解散を命ずること。</p> <p>12 生協法第96条第1項の規定に基づき、組合の総会の議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p> <p>13 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第84条第2項の規定に基づき、組織変更を認可すること。</p> <p>14 安全で安心な消費生活の実現に関する計画を決定すること。</p> <p>15 物価問題の企画及び調整をすること。</p> <p>16 消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）第9条</p>	
--	--	--	--

			<p>第1項の規定に基づき、商品又は役務の基準を定めること。</p> <p>17 消費生活条例第11条第1項の規定に基づき、不当取引行為を指定すること。</p> <p>18 消費生活条例第21条の規定に基づき、消費者訴訟の援助を行うこと。</p> <p>19 消費生活条例第22条第2項の規定に基づき、貸付金の返還を免除すること。</p> <p>20 消費生活条例第29条第4号の規定に基づき、調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。</p> <p>21 客引き行為等の防止に関する条例（平成27年兵庫県条例第5号）第7条第1項、第3項又は第6項の規定に基づき、客引き行為等を禁止する地区を指定し、変更し、又は解除すること。</p> <p>22 客引き行為等の防止に関する条例第11条の規定に基づき、同条例第9条第3項の規定による命令に違反した者又は同条例第10条第1項の規定による立入りを拒んだ者等の氏名等を公表すること。</p> <p>23 交通安全県民運動を企画すること。</p> <p>24 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第27条の規定に基づき、指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、必要な要請をし、又は必要な勧告若しくは指示をすること。</p> <p>25 交通安全対策基本法第28条の規定に基づき、中央交通安全対策会議及び関係指定行政機関の長に対し、必要な要請をすること。</p> <p>26 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第5条第4項の規定に基づき、公</p>	
--	--	--	---	--

<p>男女青少年課</p>	<p>男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定に基づき、都道府県男女共同参画計画を定めること。</p>	<p>1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき、児童厚生施設の設置を認可すること。 2 児童福祉法第35条第12項の規定に基づき、児童厚生施設の廃止又は休止を承認すること。 3 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童厚生施設の事業の停止を命ずること。 4 児童福祉法第58条第1項</p>	
		<p>安委員会に対し、自動車運転代行業の認定又は認定の拒否について同意すること。 27 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第2項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の認定の取消しについて同意すること。 28 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項の規定に基づき、自動車運転代行業者に対して必要な措置をとるべきことを指示し、公安委員会に対して指示をした旨を通知すること。 29 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第2項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の停止の命令をすべき旨を要請すること。 30 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第3項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の停止の命令について同意すること。 31 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第2項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の廃止の命令について同意すること。</p>	

		<p>の規定に基づき、児童厚生施設の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>5 児童福祉法第59条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設（同法第40条に規定する業務を目的とする施設に限る。6において同じ。）の設置者に対し、施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすること。</p> <p>6 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p>
--	--	--

福祉部

課名	知事決裁事項	部長専決事項	局長専決事項
総務課	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条第8項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。	<p>1 社会福祉法第31条第1項の規定に基づき、社会福祉法人の設立を認可すること。</p> <p>2 社会福祉法第46条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を認可し、又は認定すること。</p> <p>3 社会福祉法第50条第3項又は第54条の6第2項の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併又は新設合併を認可すること。</p> <p>4 社会福祉法第56条第4項から第6項まで（同法第144条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、社会福祉法人（主たる事務所が県民局の所管区域内にある法人（母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、障害児入所施設若しくは児童発達支援センター又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総</p>	

合支援法」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する事業を営む法人に限る。)であつて事業を行う区域が当該県民局の所管区域を越えないものを除く。)又は社会福祉連携推進法人に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告し、勧告に従わなかつた旨を公表し、又は勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。

5 社会福祉法第56条第7項(同法第144条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告すること。

6 社会福祉法第57条の規定に基づき、公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対し、その事業の停止を命ずること。

7 社会福祉法第62条第2項の規定に基づき、社会福祉施設の設置を許可すること。

8 社会福祉法第67条第2項の規定に基づき、施設を必要としない第1種社会福祉事業の経営を許可すること。

9 社会福祉法第72条の規定に基づき、社会福祉事業(手話通訳事業を除く。)の経営の制限若しくは停止を命じ、又は許可を取り消すこと。

10 社会福祉法第127条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。

11 社会福祉法第145条第1項又は第2項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を取り消すこと。

<p>地域福祉課</p>	<p>社会福祉法第121条の規定に基づき、共同募金会の解散を命ずること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法第14条第8項の規定に基づき、福祉に関する事務所の設置又は廃止に関する協議に応ずること。 2 社会福祉法第19条第1項の規定に基づき、社会福祉主事の養成機関及び講習会を指定すること。 3 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第9条の規定に基づき、指定養成機関等の指定を取り消すこと。 4 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）第2条の2の規定に基づき、民生委員の定数を定めること。 5 民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第1項の規定に基づき、民生委員を厚生労働大臣に推薦すること。 6 民生委員法第7条第1項の規定に基づき、民生委員の再推薦を民生委員推薦委員会に命ずること。 7 民生委員法第7条第2項の規定に基づき、民生委員として適当と認める者を厚生労働大臣に推薦すること。 8 民生委員法第11条第1項の規定に基づき、民生委員の解嘱を厚生労働大臣に具申すること。 9 生活保護法第41条第2項の規定に基づき、社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の設置を認可すること。 10 生活保護法第45条第1項の規定に基づき、市町の保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止又はその保護施設の廃止を命 	
--------------	--	--	--

		<p>ずること。</p> <p>11 生活保護法第45条第2項の規定に基づき、社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の事業の停止を命じ、又は施設の設置の認可を取り消すこと。</p>	
<p>国保医療課</p>	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第108条第4項の規定に基づき、組合又は連合会の解散を命ずること。</p>	<p>1 国民健康保険法第17条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>2 国民健康保険法第32条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。</p> <p>3 国民健康保険法第86条において準用する同法第27条第2項及び第32条第2項の規定に基づき、連合会の議決事項及びその解散を認可すること。</p> <p>4 国民健康保険法第108条第1項の規定に基づき、組合又は連合会に必要な措置を命ずること。</p> <p>5 国民健康保険法第108条第2項又は第3項の規定に基づき、組合又は連合会の役員の一部又は一部の改任を命じ、又はその命令に係る役員を改任すること。</p>	
<p>高齢政策課</p>		<p>1 介護保険法（平成9年法律第123号）第92条第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>2 介護保険法第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可すること。</p> <p>3 介護保険法第98条第1項第4号の規定に基づき、介護老人保健施設に関する広告を許可すること。</p> <p>4 介護保険法第103条第3項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に業務</p>	

			<p>の停止を命ずること。</p> <p>5 介護保険法第104条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部又は一部の効力を停止すること。</p> <p>6 介護保険法第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可すること。</p> <p>7 介護保険法第112条第1項第4号の規定に基づき、介護医療院に関する広告を許可すること。</p> <p>8 介護保険法第114条の5第3項の規定に基づき、介護医療院の開設者に業務の停止を命ずること。</p> <p>9 介護保険法第114条の6第1項の規定に基づき、介護医療院の開設の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部又は一部の効力を停止すること。</p> <p>10 介護保険法第115条の34第3項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>11 介護保険法第115条の35第4項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、介護情報サービス情報の報告を行い、報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命ずること。</p> <p>12 介護保険法第115条の35第6項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p>	
--	--	--	---	--

- | | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>13 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（14及び15において「旧介護保険法」という。）第115条の34第3項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>14 旧介護保険法第115条の35第4項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、介護情報サービス情報の報告を行い、報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命ずること。</p> <p>15 旧介護保険法第115条の35第6項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>16 老人福祉法第15条第4項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置を認可すること。</p> <p>17 老人福祉法第16条第3項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止又は休止の時期を認可すること。</p> <p>18 老人福祉法第19条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の停止若しくは廃止を命じ、又は施設の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>19 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第1項第2号又は第3号の規定に基づき、社会福祉士養成施設を指定する</p> | |
|--|--|---|--|

		<p>こと。</p> <p>20 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで又は第5号の規定に基づき、介護福祉士養成施設を指定すること。</p> <p>21 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第7条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士に係る養成施設の指定を取り消すこと。</p>	
<p>こども政策課</p>	<p>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項の規定に基づき、都道府県行動計画を定めること。</p>	<p>1 児童福祉法第18条の6第1号の規定に基づき、保育士を養成する学校その他の施設を指定すること。</p> <p>2 児童福祉法第34条の14第4項の規定に基づき、一時預かり事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>3 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、保育所の設置を認可すること。</p> <p>4 児童福祉法第35条第12項の規定に基づき、保育所の廃止又は休止を承認すること。</p> <p>5 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、保育所の事業の停止を命ずること。</p> <p>6 児童福祉法第58条第1項の規定に基づき、保育所の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>7 児童福祉法第59条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設（同法第39条に規定する業務を目的とする施設に限る。8において同じ。）の設置者に対し、施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすること。</p> <p>8 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p> <p>9 児童福祉法施行令（昭和</p>	

		<p>23年政令第74号) 第5条第6項の規定に基づき、指定保育士養成施設の指定を取り消すこと。</p> <p>10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の規定に基づき、認定こども園の認定をすること。</p> <p>11 認定こども園法第7条第1項の規定に基づき、認定こども園の認定の取消しをすること。</p> <p>12 認定こども園法第17条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可をすること。</p> <p>13 認定こども園法第21条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p> <p>14 認定こども園法第22条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可を取り消すこと。</p>	
<p>児童課</p>		<p>1 児童福祉法第13条第3項第1号の規定に基づき、施設又は講習会を指定すること。</p> <p>2 児童福祉法第34条の6の規定に基づき、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>3 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、児童福祉施設（他課室の所掌に属するものを除く。4、6及び7において同じ。）の設置を認可すること。</p> <p>4 児童福祉法第35条第12項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。</p>	

- | | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>5 児童福祉法第46条第3項の規定に基づき、児童福祉施設（児童自立支援施設、児童心理治療施設及び助産施設に限る。）の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。</p> <p>6 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の事業の停止を命ずること。</p> <p>7 児童福祉法第58条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>8 児童福祉法第59条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設（他課室の所掌に属するものを除く。9において同じ。）の設置者に対し、施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすること。</p> <p>9 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p> <p>10 児童福祉法施行令第3条の2第10項の規定に基づき、施設又は講習会の指定を取り消すこと。</p> <p>11 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第23条の規定に基づき、母子家庭日常生活支援事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>12 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7第4項において準用する同法第23条の規定に基づき、父子家庭日常生活支援事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>13 母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条第5項において準用する同法第23条の規定に基づき、寡婦日常生活支援事業の制限又は停止を命ずること。</p> | |
|--|--|--|--|

		<p>14 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第10条第1項の規定による貸付申請書を厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>15 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第12条の4第1項の規定に基づき、児童の身辺につきまとい、又は児童の住所等の付近をはいかいしてはならないことを命ずること。</p> <p>16 児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第2項の規定に基づき、同条第1項の命令に係る期間を更新すること。</p> <p>17 児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第3項の規定に基づき、聴聞を行うこと。</p> <p>18 児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、同条第1項の命令を取り消すこと。</p> <p>19 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条の規定に基づき、養子縁組あっせん事業を許可すること。</p> <p>20 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第15条の規定に基づき、必要な措置を命ずること。</p> <p>21 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第16条の規定に基づき、養子縁組あっせん事業の許可を取り消すこと。</p>	
<p>障害福祉課</p>		<p>1 障害者総合支援法第51条の4第3項に基づき、勧告を受けた指定事業者等に対し、勧告に係る措置（他課</p>	

			<p>室の所掌に属するものを除く。)をとるべきことを命ずること。</p> <p>2 障害者総合支援法第51条の33第3項に基づき、勧告を受けた指定相談支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>3 障害者総合支援法第54条第2項又は第68条第1項の規定に基づき、自立支援医療を担当させる医療機関を指定し、又はその指定を取り消し、若しくはその指定の効力を停止すること。</p> <p>4 障害者総合支援法第66条第3項の規定に基づき、市町の自立支援医療費の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めること。</p> <p>5 身体障害者福祉法第12条第5号の規定に基づき、身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設を指定すること。</p> <p>6 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づき、医師を指定すること。</p> <p>7 身体障害者福祉法第41条第1項の規定に基づき、事業の停止又は廃止を命ずること。</p> <p>8 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第3項の規定に基づき、医師の指定を取り消すこと。</p> <p>9 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第14条第5号の規定に基づき、知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設を指定すること。</p> <p>10 児童福祉法第20条第5項の規定に基づき、指定療育機関を指定すること。</p> <p>11 児童福祉法第20条第8項</p>	
--	--	--	---	--

		<p>の規定に基づき、指定療育機関の指定を取り消すこと。</p> <p>12 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項の規定に基づき、発達障害者支援センターを指定すること。</p> <p>13 発達障害者支援法第18条の規定に基づき、発達障害者支援センターの指定を取り消すこと。</p> <p>14 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）第3条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構と保険契約を締結すること。</p> <p>15 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の8の規定に基づき、精神科病院等を指定病院として指定すること。</p> <p>16 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の9第1項の規定に基づき、指定病院の指定を取り消すこと。</p> <p>17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき、精神科病院を応急入院指定病院として指定すること。</p> <p>18 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第6項の規定に基づき、応急入院指定病院の指定を取り消すこと。</p> <p>19 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の7第1項の規定に基づき、精神科病院の管理者に改善計画の提出若しくは変更又は処遇の改善のために必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>20 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の7第2項の規定に基づき、</p>	
--	--	--	--

		<p>精神科病院の管理者に入院者を退院させることを命ずること。</p> <p>21 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の7第4項の規定に基づき、精神科病院の管理者に精神障害者の入院に係る医療の提供の制限を命ずること。</p> <p>22 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項の規定に基づき、相談指導をする医師を指定すること。</p> <p>23 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第2号又は第3号の規定に基づき、養成施設を指定すること。</p> <p>24 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成10年厚生省令第12号）第9条の規定に基づき、養成施設の指定を取り消すこと。</p>	
<p>ユニバーサル推進課 課</p>		<p>1 障害者総合支援法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>2 障害者総合支援法第51条の4第3項に基づき、勧告を受けた指定事業者等に対し、勧告に係る措置（障害者総合支援法に基づく療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練及び就労支援に限る。）をとるべきことを命ずること。</p> <p>3 障害者総合支援法第86条第1項の規定に基づき、市町が設置した障害者支援施設の事業の停止又は廃止を命ずること。</p>	

		<p>4 児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部又は一部の効力を停止すること。</p> <p>5 児童福祉法第24条の17の規定に基づき、指定障害児入所施設の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>6 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置を認可すること。</p> <p>7 児童福祉法第35条第12項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。</p> <p>8 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の事業の停止を命ずること。</p> <p>9 児童福祉法第58条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>10 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項の施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p>	
--	--	--	--

保健医療部

課名	知事決裁事項	部長専決事項	局長専決事項
総務課		感染症診査協議会及び麻薬中毒審査会の委員を任免すること。	
医務課		<p>1 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5第3項第15号の規定に基づき、医業等に関して広告することができる事項を定めること。</p> <p>2 医療法第7条第1項の規定に基づき、病院の開設を許可すること。</p> <p>3 医療法第7条の2第3項</p>	

			<p>の規定に基づき、病院又は診療所の開設者又は管理者に許可の変更のための措置を命ずること。</p> <p>4 医療法第23条の2の規定に基づき、病院の開設者とその人員の増員又は業務の停止を命ずること（保健所を設置する市の区域に所在する病院に係るものに限る。）。</p> <p>5 医療法第24条第1項の規定に基づき、病院の開設者にその使用の制限等を命ずること（保健所を設置する市の区域に所在する病院に係るものに限る。）。</p> <p>6 医療法第24条の2第1項又は第2項の規定に基づき、病院の開設者に必要な措置をとること又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること（保健所を設置する市の区域に所在する病院に係るものに限る。）。</p> <p>7 医療法第28条の規定に基づき、病院の開設者にその管理者の変更を命ずること（保健所を設置する市の区域に所在する病院に係るものに限る。）。</p> <p>8 医療法第29条第1項の規定に基づき、病院の開設の許可を取り消し、又はその閉鎖を命ずること。</p> <p>9 医療法第30条の11の規定に基づき、病院又は診療所の開設者等に病院の開設、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは病床数の増加に関して勧告すること。</p> <p>10 医療法第35条の規定に基づき、公的医療機関の開設者等に必要な命令又は指示をすること。</p> <p>11 医療法第42条の2第1項の規定に基づき、社会医療法人を認定すること。</p>	
--	--	--	--	--

- | | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | <p>12 医療法第42条の3第1項の規定に基づき、実施計画が適当である旨を認定すること。</p> <p>13 医療法第45条第1項の規定に基づき、医療法人の設立を認可すること。</p> <p>14 医療法第55条第6項（同法第70条の15において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療法人又は地域医療連携推進法人の解散を認可すること。</p> <p>15 医療法第58条の2第4項（同法第59条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療法人の吸収合併又は新設合併を認可すること。</p> <p>16 医療法第60条の3第4項（同法第61条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療法人の吸収分割又は新設分割を認可すること。</p> <p>17 医療法第64条第1項（同法第70条の20において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療法人（主たる事務所が保健所を設置する市の区域に所在するもの、病院又は介護老人保健施設を開設するもの及び他の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものに限る。）又は地域医療連携推進法人に必要な措置を命ずること。</p> <p>18 医療法第64条第2項（同法第70条の20において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療法人又は地域医療連携推進法人に業務の停止を命じ、又は役員解任を勧告すること。</p> <p>19 医療法第64条の2第1項の規定に基づき、社会医療法人の認定を取り消し、又は収益業務の停止を命ずること。</p> | |
|--|--|--|--|--|

- | | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>20 医療法第65条又は第66条の規定に基づき、医療法人の設立の認可を取り消すこと。</p> <p>21 医療法第70条の3第1項の規定に基づき、地域医療連携推進法人を認定すること。</p> <p>22 医療法第70条の8第3項の規定に基づき、地域医療連携推進法人が開設しようとする病院等が医療連携推進業務の実施に支障のないことを確認すること。</p> <p>23 医療法第70条の18第1項において準用する同法第54条の9第3項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の定款の変更を認可すること。</p> <p>24 医療法第70条の19第1項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職を認可すること。</p> <p>25 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の認定を取り消すこと。</p> <p>26 農協法第89条第2項の規定に基づき、組織変更を認可すること。</p> <p>27 農協法第90条第1項の規定に基づき、組織変更後医療法人が社会医療法人に係る要件に該当する法人である旨を認定すること。</p> <p>28 医師法（昭和23年法律第201号）第7条第4項の規定に基づき、医師の免許の取消処分について、処分に係る者に対する意見の聴取を行うこと。</p> <p>29 医師法第7条第10項の規定に基づき、医業の停止の命令について、処分に係る者に対する弁明の聴取を行うこと。</p> <p>30 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第4項の</p> | |
|--|--|--|--|

			<p>規定に基づき、歯科医師の免許の取消処分について、処分に係る者に対する意見の聴取を行うこと。</p> <p>31 歯科医師法第7条第10項の規定に基づき、歯科医業の停止の命令について、処分に係る者に対する弁明の聴取を行うこと。</p> <p>32 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）第7条第1項の規定に基づき、診療放射線技師養成所を指定すること。</p> <p>33 診療放射線技師法施行令第12条第1項の規定に基づき、診療放射線技師養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>34 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第22条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法第9条第2項の規定に基づき、診療エックス線技師の免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。</p> <p>35 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第12条の3の規定に基づき、医業類似行為を業とする者にその業務を停止し、又は禁止すること。</p> <p>36 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号）第1条第1項の規定に基づき、養成施設を認定すること。</p> <p>37 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第6条第1項の規定に基づき、養成施設の認定を取り消すこと。</p> <p>38 歯科衛生士法施行令（平</p>	
--	--	--	---	--

			<p>成3年政令第226号) 第2条第1項の規定に基づき、歯科衛生士養成所を指定すること。</p> <p>39 歯科衛生士法施行令第8条第1項の規定に基づき、歯科衛生士養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>40 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号) 第9条第1項の規定に基づき、歯科技工士養成所を指定すること。</p> <p>41 歯科技工士法施行令第15条第1項の規定に基づき、歯科技工士養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>42 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号) 第10条第1項の規定に基づき、臨床検査技師養成所を指定すること。</p> <p>43 臨床検査技師等に関する法律施行令第15条第1項の規定に基づき、臨床検査技師養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>44 理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和40年政令第327号) 第9条第1項の規定に基づき、理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設を指定すること。</p> <p>45 理学療法士及び作業療法士法施行令第14条第1項の規定に基づき、理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設の指定を取り消すこと。</p> <p>46 柔道整復師法施行令(平成4年政令第302号) 第2条第1項の規定に基づき、柔道整復師養成施設を指定すること。</p> <p>47 柔道整復師法施行令第7条第1項の規定に基づき、柔道整復師養成施設の指定を取り消すこと。</p> <p>48 視能訓練士法施行令(昭和46年政令第246号) 第10条</p>	
--	--	--	--	--

			<p>第1項の規定に基づき、視能訓練士養成所を指定すること。</p> <p>49 視能訓練士法施行令第15条第1項の規定に基づき、視能訓練士養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>50 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条の規定に基づき、臨床工学技士養成所を指定すること。</p> <p>51 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第2号）第7条の規定に基づき、臨床工学技士養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>52 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条の規定に基づき、義肢装具士養成所を指定すること。</p> <p>53 義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第3号）第7条の規定に基づき、義肢装具士養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>54 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条の規定に基づき、救急救命士養成所を指定すること。</p> <p>55 救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号）第7条の規定に基づき、救急救命士養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>56 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条の規定に基づき、言語聴覚士養成所を指定すること。</p> <p>57 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省・厚生省令第2号）第7条の規定に基づき、言語聴覚士養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>58 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「保助看法施行令」</p>	
--	--	--	---	--

		<p>という。)第11条第1項の規定に基づき、看護師等養成所を指定すること。</p> <p>59 保助看法施行令第16条第1項の規定に基づき、看護師等養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>60 保助看法施行令第18条の規定に基づき、准看護師養成所を指定すること。</p> <p>61 保助看法施行令第20条において準用する保助看法施行令第16条の規定に基づき、准看護師養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>62 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号。以下「看護師等人材確保法」という。）第11条第1項の規定に基づき、看護師等就業協力員を委嘱すること。</p> <p>63 看護師等人材確保法第12条第5項の規定に基づき、看護師等確保推進者の変更を命ずること。</p> <p>64 看護師等人材確保法第14条第1項の規定に基づき、ナースセンターを指定すること。</p> <p>65 看護師等人材確保法第19条第1項又は第2項の規定に基づき、ナースセンターの指定を取り消すこと。</p>	
<p>健康増進課</p>	<p>1 食の安全安心と食育に関する条例(平成18年兵庫県条例第20号)第6条の規定に基づき、食育推進計画を策定し、又は変更すること。</p> <p>2 健康づくり推進条例(平成23年兵庫県条例第14号)第8条の規定に基づき、基本計画を策定し、又は変更すること。</p>	<p>1 健康づくり推進条例第9条の規定に基づき、実施計画を策定し、又は変更すること。</p> <p>2 栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の規定に基づき、栄養士の免許を取り消し、又はその名称の使用を停止すること。</p>	
<p>薬務課</p>		<p>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確</p>	

		<p>保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品、医療機器等法」という。）第70条第1項の規定に基づき、医薬品等について廃棄、回収等の措置を命ずること。</p> <p>2 医薬品、医療機器等法第70条第3項の規定に基づき、同条第1項の措置に係る医薬品等の廃棄等を行うこと。</p> <p>3 医薬品、医療機器等法第71条の規定に基づき、医薬品等（薬局製造販売医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第3条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。）を除く。）について検査を受けるべきことを命ずること。</p> <p>4 医薬品、医療機器等法第72条第1項の規定に基づき、製造販売業者に対し、その品質管理又は製造販売後安全管理の方法の改善を命じ、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>5 医薬品、医療機器等法第72条第2項の規定に基づき、製造販売業者等に対し、そのものの製造所における製造管理若しくは品質管理の方法の改善を命じ、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>6 医薬品、医療機器等法第72条第3項の規定に基づき、製造業者等（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。）に対し、その構造設備の改善を命じ、又は施設の全部若しくは一部の使用を禁止すること。</p> <p>7 医薬品、医療機器等法第72条第4項の規定に基づ</p>	
--	--	--	--

			<p>き、医薬品の販売業者（店舗販売業者を除く。）又は再生医療等製品の販売業者に対し、その構造設備の改善を命じ、又は施設の全部若しくは一部の使用を禁止すること。</p> <p>8 医薬品、医療機器等法第72条第5項の規定に基づき、地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局（10及び19において「地域連携薬局等」という。）の開設者に対し、その構造設備の改善を命じ、又は施設の全部若しくは一部の使用を禁止すること。</p> <p>9 医薬品、医療機器等法第72条の2第2項の規定に基づき、配置販売業者に対し、業務の体制を整備することを命ずること。</p> <p>10 医薬品、医療機器等法第72条の2第3項の規定に基づき、地域連携薬局等の開設者に対し、業務の体制を整備することを命ずること。</p> <p>11 医薬品、医療機器等法第72条の2の2の規定に基づき、製造販売業者等（薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者（以下「薬局製造販売医薬品製造販売業者等」という。）を除く。）に対し、法令遵守体制の改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>12 医薬品、医療機器等法第72条の4第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第20条の5第18項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第2項の規定に基づき、製造販売業者等（薬局製造販</p>	
--	--	--	--	--

			<p>売医薬品製造販売業者等を除く。)に対し、必要な措置を採るべきことを命ずること。</p> <p>13 医薬品、医療機器等法第72条の5第1項の規定に基づき、承認前の医薬品等に係る広告の中止等の措置を採るべきことを命ずること。</p> <p>14 医薬品、医療機器等法第72条の5第2項の規定に基づき、承認前の医薬品等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講ずることを要請すること。</p> <p>15 医薬品、医療機器等法第73条（国家戦略特別区域法第20条の5第18項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、製造販売業者等（薬局製造販売医薬品製造販売業者等を除く。）に対し、管理者等の変更を命ずること。</p> <p>16 医薬品、医療機器等法第74条の規定に基づき、配置販売業者の配置員による配置販売業務の停止を命ずること。</p> <p>17 医薬品、医療機器等法第74条の2第1項、第2項又は第3項の規定に基づき、承認を取り消し、又は一部変更を命ずること。</p> <p>18 医薬品、医療機器等法第75条第1項（国家戦略特別区域法第20条の5第18項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、製造販売業者等（薬局製造販売医薬品製造販売業者等を除く。）に対し、許可を取り消し、又は業務の停止を命ずること。</p> <p>19 医薬品、医療機器等法第75条第4項又は第5項の規定に基づき、地域連携薬局等の認定を取り消すこと。</p>	
--	--	--	---	--

- | | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>20 医薬品、医療機器等法第75条の2第1項の規定に基づき、登録を取り消し、又は業務の停止を命ずること。</p> <p>21 医薬品、医療機器等法第76条の6第1項の規定に基づき、指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品について検査を受けるべきことを命ずること。</p> <p>22 医薬品、医療機器等法第76条の6第2項の規定に基づき、命令に係る物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列してはならない旨を命ずること。</p> <p>23 医薬品、医療機器等法第76条の7第1項の規定に基づき、指定薬物について、廃棄、回収等の措置を命ずること。</p> <p>24 医薬品、医療機器等法第76条の7第2項の規定に基づき、指定薬物の廃棄、回収又はその他の処分をさせること。</p> <p>25 医薬品、医療機器等法第76条の7の2第1項の規定に基づき、指定薬物に係る広告の中止等の措置を採るべきことを命ずること。</p> <p>26 医薬品、医療機器等法第76条の7の2第2項の規定に基づき、指定薬物である疑いがある物品の製造の中止等の措置を採るべきことを命ずること。</p> <p>27 医薬品、医療機器等法第76条の7の2第3項の規定に基づき、指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講ずることを要請すること。</p> <p>28 国家戦略特別区域法第20条の5第21項第3号から第</p> | |
|--|--|--|--|

			<p>7号までの規定に基づき、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を行う薬局の登録を取り消すこと。</p> <p>29 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒物取締法」という。）第15条の3の規定に基づき、廃棄物の回収、毒性の除去等の措置を命ずること。</p> <p>30 毒物取締法第19条第1項の規定に基づき、製造業者及び輸入業者に必要な措置を命ずること。</p> <p>31 毒物取締法第19条第2項又は第4項の規定に基づき、製造業者、輸入業者及び特定毒物研究者の登録を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。</p> <p>32 毒物取締法第19条第3項の規定に基づき、毒物劇物取扱責任者の変更を命ずること。</p> <p>33 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第3項の規定に基づき、指示に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>34 国民生活安定緊急措置法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、妥当と認められる価格以下の価格での指定物資の販売を指示し、又は指示に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>35 国民生活安定緊急措置法第30条第1項の規定に基づき、業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又は事業場に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>36 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）第4条第1項又は第2項の規定に基づき、特定物資の売渡</p>	
--	--	--	---	--

			<p>しを指示し、又は命ずること。</p> <p>37 買占め等防止法第4条第4項又は第5項の規定に基づき、裁定を行い、又は裁定をした旨を通知すること。</p> <p>38 買占め等防止法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、業務に関し報告させ、又は事務所等に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>39 消費生活条例第23条第1項又は第3項の規定に基づき、物資を指定し、又はその指定を解除すること。</p> <p>40 消費生活条例第25条又は第29条第1号（同条例第25条に係るものに限る。）の規定に基づき、事業者に対し、必要な措置を勧告し、又は勧告に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>41 消費生活条例第27条第1項又は第29条第5号の規定に基づき、業務に関して報告を求め、事務所等に立ち入らせ、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は立入調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。</p> <p>42 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条の規定に基づき、土地の掘削を許可すること。</p> <p>43 温泉法第8条第3項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、掘削を行ったことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を命ずること。</p> <p>44 温泉法第9条第1項又は第2項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、温泉の保護、可燃性天然ガスに</p>	
--	--	--	---	--

			<p>よる災害の防止その他公益上必要な措置を命ずること。</p> <p>45 温泉法第9条の2（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置又は掘削の停止を命ずること。</p> <p>46 温泉法第10条（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原状回復を命ずること。</p> <p>47 温泉法第11条第1項の規定に基づき、温泉の湧出路の増掘又は動力を装置することを許可すること。</p> <p>48 温泉法第12条の規定に基づき、温泉の採取の制限を命ずること。</p> <p>49 温泉法第14条第1項の規定に基づき、温泉の湧出量、温度又は成分に対する著しい影響を防止するために必要な措置を命ずること。</p> <p>50 温泉法第14条の5第3項の規定に基づき、可燃性ガスの濃度が基準を超えないことの確認を取り消すこと。</p> <p>51 温泉法第14条の8第3項の規定に基づき、温泉の採取を行ったことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を命ずること。</p> <p>52 温泉法第14条の9第1項又は第2項の規定に基づき、温泉の採取の許可を取り消し、又は可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を命ずること。</p> <p>53 温泉法第14条の10の規定に基づき、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置又は温泉の採取の停止を命ずること。</p> <p>54 温泉法第25条の規定に基づき、登録分析機関の登録</p>	
--	--	--	--	--

を取り消すこと。

55 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項第9号（同法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、設備整備計画に係る協議に応じ、同意をすること。

56 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第11項第3号（同法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、兵庫県環境審議会の意見を聴くこと。

57 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第8条第1項の規定に基づき、覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定を取り消し、又はその業務若しくは研究の停止を命ずること。

58 覚醒剤取締法第30条の3第1項の規定に基づき、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定を取り消し、又はその業務若しくは研究の停止を命ずること。

59 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の40の規定に基づき、向精神薬卸売業者等にその構造設備の改善を命じ、又はその使用を禁止すること。

60 麻薬及び向精神薬取締法第51条第1項の規定に基づき、麻薬卸売業者等の免許を取り消し、又はその業務等の停止を命ずること。

61 麻薬及び向精神薬取締法第51条第2項の規定に基づき、向精神薬卸売業者等の免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。

- | | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>62 麻薬及び向精神薬取締法第51条第3項の規定に基づき、向精神薬試験研究施設設置者の登録を取り消すこと。</p> <p>63 麻薬及び向精神薬取締法第56条第1項又は第2項の規定に基づき、麻薬取締員を麻薬取締官に協力させ、又は麻薬取締官の協力を厚生労働大臣に申請すること。</p> <p>64 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定に基づき、麻薬中毒者を入院させて必要な医療を行うこと。</p> <p>65 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第3項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、措置入院者の入院の継続について麻薬中毒審査会に審査を求めること。</p> <p>66 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第6項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、措置入院者の入院期間又は退院を決定すること。</p> <p>67 麻薬及び向精神薬取締法第58条の12第1項の規定に基づき、措置入院者を退院させること。</p> <p>68 麻薬及び向精神薬取締法第58条の15の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金に診療報酬の支払に関する事務を委託すること。</p> <p>69 麻薬及び向精神薬取締法第58条の16第2項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金に診療報酬を支払うことを差し止めること。</p> <p>70 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第18条の規定に基づき、大麻取扱者の免許を取り消すこと。</p> | |
|--|--|--|--|

		<p>71 薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年兵庫県条例第37号）第12条第1項の規定に基づき、知事監視店を指定すること。</p> <p>72 薬物の濫用の防止に関する条例第13条第1項の規定に基づき、知事監視店の指定を解除すること。</p> <p>73 薬物の濫用の防止に関する条例第18条第1項の規定に基づき、同条例第17条第1項の規定による警告に従うべきことを命ずること。</p> <p>74 薬物の濫用の防止に関する条例第18条第2項又は第3項の規定に基づき、危険薬物の販売又は授与の中止、回収その他必要な措置をとることを命ずること。</p>	
<p>生活衛生課</p>	<p>1 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、入浴料金を指定すること。</p> <p>2 食の安全安心と食育に関する条例第6条の規定に基づき、食の安全安心推進計画を策定し、又は変更すること。</p> <p>3 食の安全安心と食育に関する条例第8条の規定に基づき、食品等の安全基準を策定し、又は変更すること。</p>	<p>1 理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第12条第2項の規定に基づき、指定養成施設の設立者又は長に必要な指示をすること。</p> <p>2 理容師養成施設指定規則第13条第1項の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。</p> <p>3 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第12条の規定に基づき、クリーニング師の免許を取り消すこと。</p> <p>4 美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）第11条第2項の規定に基づき、指定養成施設の設立者又は長に必要な指示をすること。</p> <p>5 美容師養成施設指定規則第12条第1項の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。</p> <p>6 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生活衛生適正化</p>	

			<p>法」という。)第9条第1項の規定に基づき、組合の適正化規程又はその変更を認可すること。</p> <p>7 生活衛生適正化法第11条の規定に基づき、組合に適正化規程の変更を命じ、又はその認可を取り消すこと。</p> <p>8 生活衛生適正化法第13条第1項の規定に基づき、組合の適正化規程等の認可等について公正取引委員会に協議すること。</p> <p>9 生活衛生適正化法第24条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>10 生活衛生適正化法第42条の規定に基づき、組合員による組合の総会の招集を承認すること。</p> <p>11 生活衛生適正化法第50条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。</p> <p>12 生活衛生適正化法第52条の3の規定に基づき、組合にその解散を命ずること。</p> <p>13 生活衛生適正化法第56条の6第1項の規定に基づき、組合員以外の者に対する事業活動の改善を勧告すること。</p> <p>14 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(昭和32年政令第279号)第6条第2項の規定に基づき、振興計画の認定を取り消すこと。</p> <p>15 水道法(昭和32年法律第177号)第26条の規定に基づき、水道用水供給事業の経営を認可すること。</p> <p>16 水道法第30条第1項の規定に基づき、水道用水供給事業の給水対象又は給水量の増加等の変更を認可すること。</p> <p>17 水道法第31条において準用する同法第11条の規定に基づき、水道用水供給事業</p>	
--	--	--	--	--

			<p>の休止又は廃止を許可すること。</p> <p>18 水道法第35条第1項の規定に基づき、水道事業（地方公共団体が経営するものに限る。）又は水道用水供給事業の認可を取り消すこと。</p> <p>19 水道法第36条の規定に基づき、水道事業者（地方公共団体に限る。）又は水道用水供給事業者によるその施設の改善を命じ、又はその水道技術管理者の変更を勧告すること。</p> <p>20 水道法第37条の規定に基づき、水道事業者（地方公共団体に限る。）又は水道用水供給事業者による給水の停止を命ずること。</p> <p>21 水道法第40条第1項の規定に基づき、水道事業者等に水道水の緊急応援を命ずること。</p> <p>22 水道法第41条の規定に基づき、その事業の合理化を勧告すること。</p> <p>23 水道法第42条第1項の規定に基づき、水道施設等の買収を認可すること。</p> <p>24 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）第5条第1項の規定に基づき、都道府県計画を定めること。</p> <p>25 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第64条の規定に基づき、死体を解剖に付すること。</p> <p>26 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第18条の規定に基づき、登録養成施設の登録を取り消すこと（同令第19条の規定に基づく申請があった場合を除く。）。</p> <p>27 食品衛生法施行令第28条又は第29条の規定に基づき、登録講習会の実施者に</p>	
--	--	--	---	--

			<p>対し、必要な措置を執るべきことを命ずること。</p> <p>28 食品衛生法施行令第30条の規定に基づき、登録講習会の登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習会に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>29 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第11条の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。</p> <p>30 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令387号）第23条の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと（同令第24条の規定に基づく申請があった場合を除く。）。</p> <p>31 と畜場法（昭和28年法律第114号）第18条第1項の規定に基づき、と畜場の設置の許可を取り消すこと。</p> <p>32 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第8条又は第9条の規定に基づき、食鳥処理の事業の許可を取り消すこと（食鳥検査を必要とする食鳥処理を行う食鳥処理業者に係るものに限る。）。</p> <p>33 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号）第5条の規定に基づき、登録養成施設の登録を取り消すこと（同令第6条の規定に基づく申請があった場合を除く。）。</p> <p>34 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第15条又は第16条の規定に基づき、登録講習会の実施者に対し、必要な措置を執るべきことを命ずること。</p> <p>35 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施</p>	
--	--	--	---	--

		<p>行令第17条の規定に基づき、登録講習会の登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習会に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>36 食の安全安心と食育に関する条例第9条第2項の規定に基づき、安全基準に違反する事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>37 食の安全安心と食育に関する条例第10条の規定に基づき、勧告に従わない事業者に対し、勧告に係る措置等を講ずべきことを命ずること。</p> <p>38 食の安全安心と食育に関する条例施行規則（平成18年兵庫県規則第45号）第9条の規定に基づき、工程に係る認定を取り消すこと。</p> <p>39 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第8条第3項の規定に基づき、狂犬病の発生を厚生労働大臣に報告し、及び他の府県知事に通報すること。</p> <p>40 狂犬病予防法第15条の規定に基づき、犬又はその死体の移動等を禁止し、又は制限すること。</p> <p>41 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第29条の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可を取り消すこと。</p> <p>42 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「化製場法」という。）第7条第1項（化製場法第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、化製場、死亡獣畜取扱場及び魚介類等を原料とする油脂等の製造の施設等の設置の許可を取り消すこと。</p> <p>43 化製場法第9条第1項の規定に基づき、区域を指定</p>	
--	--	---	--

<p>感染症対策課</p>	<p>1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条第1項又は第9項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成し、又は変更すること。</p> <p>2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第56条第2項の規定に基づき、緊急の必要があると認める場合に埋葬又は火葬を行うこと。</p>	<p>すること。</p> <p>1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第38条第2項の規定に基づき、特定市町長の実施すべき新型インフルエンザ等緊急事態措置を代行すること。</p> <p>2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第39条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施について、他の都道府県知事等に応援を求めること。</p> <p>3 新型インフルエンザ等対策特別措置法第42条第1項の規定に基づき、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に職員の派遣を要請すること。</p> <p>4 新型インフルエンザ等対策特別措置法第50条の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に物資又は資材の供給について措置を講ずるよう要請すること。</p>	<p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第16条の2の規定に基づき、医師等に対し、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置の実施に対する必要な協力を求め、当該措置の実施に協力するよう勧告し、又は勧告に従わなかったときは、その旨を公表すること。</p> <p>2 感染症予防法第25条第4項の規定に基づき、審査請求の特例に係る事件を厚生労働大臣に移送すること。</p> <p>3 感染症予防法第32条第1項又は第2項の規定に基づき、1類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>4 感染症予防法第33条の規定に基づき、1類感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。</p> <p>5 感染症予防法第36条第4項（感染症予防法第50条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、適当な場所に建物に係る措置又は交通の制限若しくは遮断を実施する旨及びその理由等を掲示すること。</p> <p>6 感染症予防法第38条第</p>
---------------	--	--	---

				<p>2項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関を指定すること。</p> <p>7 感染症予防法第38条第8項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の指定の辞退の届出を受理すること。</p> <p>8 感染症予防法第38条第9項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の指定を取り消すこと。</p> <p>9 感染症予防法第44条の7第1項の規定に基づき、新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者又はそれらの保護者に対し、検体を提出し、又は検体の採取に応じるべきことを勧告すること。</p> <p>10 感染症予防法第44条の7第3項の規定に基づき、当該職員に検体を採取させること。</p> <p>11 感染症予防法第45条第1項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又はその保護者に対し、健康診断を受け、又は受けさせるべきことを勧告すること。</p> <p>12 感染症予防法第45条第2項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせること。</p> <p>13 感染症予防法第46条第1項の規定に基づき、新感染症の所見がある者又はその保護者に対し、特定感染症指定医療機関等に入</p>
--	--	--	--	---

				<p>院し、又は入院させることを勧告すること。</p> <p>14 感染症予防法第46条第2項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を特定感染症指定医療機関等に入院させること。</p> <p>15 感染症予防法第46条第3項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を入院している病院以外の病院であって適当と認めるものに入院させること。</p> <p>16 感染症予防法第46条第4項の規定に基づき、新感染症の所見がある者の入院の期間を延長すること。</p> <p>17 感染症予防法第46条第5項の規定に基づき、新感染症の所見がある者等に、説明を行い、意見を述べる機会を与え、並びに意見を述べるべき日時及び場所並びに勧告の原因となる事実を通知すること。</p> <p>18 感染症予防法第46条第7項の規定に基づき、意見聴取をした者から聴取書を受取すること。</p> <p>19 感染症予防法第47条の規定に基づき、新感染症の所見がある者を入院に係る病院に移送すること。</p> <p>20 感染症予防法第48条第1項の規定に基づき、入院している者を退院させること。</p> <p>21 感染症予防法第48条第4項の規定に基づき、入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認をすること。</p> <p>22 感染症予防法第48条の3の規定に基づき、入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整を行うこと。</p> <p>23 感染症予防法第50条第</p>
--	--	--	--	---

				<p>1項の規定に基づき、新感染症に係る消毒その他の措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させること。</p> <p>24 感染症予防法第50条の2第1項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、健康状態についての報告を求め、又は外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。</p> <p>25 感染症予防法第50条の2第2項の規定に基づき、新感染症の所見のある者に対し、健康の状態についての報告を求め、又は外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。</p> <p>26 予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条の規定に基づき、臨時予防接種を指示し、又は実施すること。</p> <p>27 新型インフルエンザ等対策特別措置法第12条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策についての訓練を実施すること。</p> <p>28 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第6項の規定に基づき、特定接種を実施すること。</p> <p>29 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第1項の規定に基づき、医療関係者に医療を行うよう要請すること。</p> <p>30 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第2項(同法第46条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、医療関係者に必要な協力を要請すること。</p> <p>31 新型インフルエンザ等</p>
--	--	--	--	--

			<p>対策特別措置法第31条第3項(同法第46条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、医療関係者に患者等に対する医療等を行うよう指示すること。</p> <p>32 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2第1項の規定に基づき、臨時の医療施設において、医療を提供すること。</p> <p>33 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の3又は第49条の規定に基づき、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用すること。</p> <p>34 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項の規定に基づき、住民に新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請すること。</p> <p>35 新型インフルエンザ等対策特別措置法第54条第1項又は第3項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に緊急物資の運送を要請し、又は行うべきことを指示すること。</p> <p>36 新型インフルエンザ等対策特別措置法第54条第2項又は第3項の規定に基づき、医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に医薬品等の運送を要請し、又は行うべきことを指示すること。</p> <p>37 新型インフルエンザ等対策特別措置法第55条第1項から第3項までの規定に基づき、特定物資の売渡しを要請し、特定物資を収用し、又は特定物資の保管を命ずること。</p>
--	--	--	--

産業労働部

課名	知事決裁事項	部長専決事項	局長専決事項
地域経済課		<ol style="list-style-type: none"> 1 信用保証協会の役員を委嘱すること。 2 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第4条第1項の規定に基づき、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること。 3 中小企業支援法第7条第1項の規定に基づき、特定支援事業を実施する法人を指定すること。 4 商工会法（昭和35年法律第89号）第55条の15において準用する同法第23条第1項の規定に基づき、商工会連合会の設立を認可すること。 5 商工会法第58条第5項において準用する同法第51条第1項の規定に基づき、商工会連合会に警告を発し、又は業務の一部を停止し、若しくは設立の認可を取り消すこと。 6 商工会法第58条第5項において準用する同法第51条第2項の規定に基づき、商工会連合会に警告を発し、又は設立の認可を取り消すこと。 7 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「中小企業団体組織法」という。）第67条の規定に基づき、商工組合又は商工組合連合会（以下「商工組合等」という。）に必要な措置を採るべきことを命ずること。 8 中小企業団体組織法第69条第1項から第3項までの規定に基づき、商工組合等に解散を命ずること。 9 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第1項の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 	

			<p>及び企業組合（以下「組合」という。）又は県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に必要な措置を採るべき旨を命ずること。</p> <p>10 中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき、組合又は中央会に解散を命ずること。</p> <p>11 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「流通業務総合効率化法」という。）第4条第1項の規定に基づき、総合効率化計画を認定すること。</p> <p>12 流通業務総合効率化法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、総合効率化計画の変更を認定し、又は認定を取り消すこと。</p> <p>13 流通業務総合効率化法第7条第2項の規定に基づき、特定流通業務施設の計画を確認すること。</p> <p>14 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号。以下「商調法」という。）第2条第1項の規定に基づき、購売会事業を行う者に従業員以外の者の利用の禁止を命ずること。</p> <p>15 商調法第2条第2項の規定に基づき、購売会事業を行う者に必要な措置を命ずること。</p> <p>16 商調法第3条第1項の規定に基づき、小売市場とするための建物の貸付け又は譲渡を許可すること。</p> <p>17 商調法第10条の規定に基づき、小売市場の建物の貸付け又は譲渡の許可を取り消すこと。</p> <p>18 商調法第15条の規定に基づき、紛争をあっせんし、又は調停すること。</p> <p>19 商調法第16条の3第1項の規定に基づき、大企業者に事業の開始時期の繰下げ</p>	
--	--	--	---	--

			<p>等を勧告すること。</p> <p>20 商調法第16条の4第1項の規定に基づき、大企業者に計画の実施の一時停止を勧告すること。</p> <p>21 商調法第16条の5第1項の規定に基づき、大企業者に勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>22 商調法第17条の規定に基づき、紛争の当事者に勧告すること。</p> <p>23 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第85条の規定に基づき、組合に必要な措置を命ずること。</p> <p>24 商店街振興組合法第86条の規定に基づき、組合の解散を命ずること。</p> <p>25 国民生活安定緊急措置法第6条第3項の規定に基づき、指示に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>26 国民生活安定緊急措置法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、妥当と認められる価格以下の価格での指定物資の販売を指示し、又は指示に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>27 国民生活安定緊急措置法第30条第1項の規定に基づき、業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又は事業場に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>28 買占め等防止法第4条第1項又は第2項の規定に基づき、特定物資の売渡しを指示し、又は命ずること。</p> <p>29 買占め等防止法第4条第4項又は第5項の規定に基づき、裁定を行い、又は裁定をした旨を通知すること。</p> <p>30 買占め等防止法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、業務に関し報告させ、又は事務所等に立ち入ら</p>	
--	--	--	---	--

		<p>せ、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>31 消費生活条例第23条第1項又は第3項の規定に基づき、物資を指定し、又はその指定を解除すること。</p> <p>32 消費生活条例第25条又は第29条第1号（同条例第25条に係るものに限る。）の規定に基づき、事業者に対し、必要な措置を勧告し、又は勧告に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>33 消費生活条例第27条第1項又は第29条第5号の規定に基づき、業務に関して報告を求め、事務所等に立ち入らせ、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は立入調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。</p> <p>34 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第12条の5の規定に基づき、協会の仮理事を選任すること。</p>	
<p>地域産業立地課</p>	<p>1 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第4条第1項の規定に基づき、農村地域への産業の導入に関する基本計画を定めること。</p> <p>2 工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号。以下「工業立地適正化条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、工業立地計画を策定し、又は同条第6項の規定に基づき、これを変更すること。</p>	<p>1 計量法（平成4年法律第51号）第10条第3項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>2 計量法第20条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関を指定すること。</p> <p>3 計量法第30条第3項（同法第121条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に業務規程の変更を命ずること。</p> <p>4 計量法第35条（同法第121条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に計量士等の解任を命ずること。</p> <p>5 計量法第37条（同法第121</p>	

		<p>条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に必要な措置を命ずること。</p> <p>6 計量法第38条(同法第121条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の指定を取り消し、又は検査業務の停止を命ずること。</p> <p>7 計量法第48条の規定に基づき、届出製造事業者又は届出修理事業者に必要な措置を命ずること。</p> <p>8 計量法第52条第3項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>9 計量法第52条第4項の規定に基づき、勧告を受けた者にその勧告に係る措置を命ずること。</p> <p>10 計量法第64条の規定に基づき、指定製造者に必要な措置を命ずること。</p> <p>11 計量法第67条の規定に基づき、指定製造者の指定を取り消すこと。</p> <p>12 計量法第110条第2項の規定に基づき、計量証明事業者事業に事業規程の変更を命ずること。</p> <p>13 計量法第111条の規定に基づき、計量証明事業者に必要な措置を命ずること。</p> <p>14 計量法第113条の規定に基づき、計量証明事業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。</p> <p>15 計量法第117条第1項の規定に基づき、指定計量証明検査機関を指定すること。</p> <p>16 計量法第131条の規定に基づき、適正計量管理事業所に必要な措置を命ずること。</p> <p>17 計量法第132条の規定に基づき、適正計量管理事業</p>	
--	--	---	--

		<p>所の指定を取り消すこと。</p> <p>18 工業立地に伴う産業基盤施設の整備方針を決定すること。</p> <p>19 工業立地適正化条例第12条の規定に基づき、工業用水道事業者に対して工業用水の全部又は一部の供給を行わないように要請する等必要な措置を講ずること。</p> <p>20 誘致企業を決定すること。</p>	
新産業課		兵庫県科学賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。	
労政福祉課	労働委員会の委員を任免すること。	<p>1 労働委員会の特別調整委員を任免すること。</p> <p>2 労働組合法第18条第1項の規定に基づき、労働協約を地域的に拡張して適用を受けるべきことを決定すること。</p> <p>3 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第18条第5号の規定に基づき、公益事業等に関する事件について労働委員会に調停を請求すること。</p> <p>4 地方公営企業等の労働関係に関する法律第14条第5号の規定に基づき、労働委員会に調停を請求すること。</p> <p>5 地方公営企業等の労働関係に関する法律第15条第5号の規定に基づき、労働委員会に仲裁を請求すること。</p> <p>6 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）第37条第1項の規定に基づき、シルバー人材センターを指定すること。</p> <p>7 高年齢者雇用安定法第42条の規定に基づき、シルバ</p>	

			<p>一人材センターに対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>8 高年齢者雇用安定法第43条第1項の規定に基づき、シルバー人材センターの指定を取り消すこと。</p> <p>9 高年齢者雇用安定法第44条第1項の規定に基づき、シルバー人材センター連合を指定すること。</p> <p>10 高年齢者雇用安定法第45条において準用する高年齢者雇用安定法第42条の規定に基づき、シルバー人材センター連合に対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>11 高年齢者雇用安定法第45条において準用する高年齢者雇用安定法第43条第1項の規定に基づき、シルバー人材センター連合の指定を取り消すこと。</p> <p>12 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第4条第3項の規定に基づき、改善計画を認定すること。</p> <p>13 中小企業労働力確保法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、改善計画の変更を認定し、又は認定計画の認定を取り消すこと。</p> <p>14 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号。以下「介護労働者法」という。）第8条第1項の規定に基づき、改善計画を認定すること。</p> <p>15 介護労働者法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、改善計画の変更を認定し、又は認定計画の認定を取り消すこと。</p> <p>16 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律</p>	
--	--	--	---	--

		<p>第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第27条第1項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを指定すること。</p> <p>17 障害者雇用促進法第31条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターに対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>18 障害者雇用促進法第32条第1項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターの指定を取り消すこと。</p> <p>19 職業安定法(昭和22年法律第141号)第29条第3項の規定に基づき、取扱職種の範囲等を定めること。</p>	
<p>能力開発課</p>	<p>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき、職業能力開発計画を定めること。</p>	<p>1 職業能力開発促進法第6条の規定に基づき、関係事業主の団体に職業訓練の実施その他関係労働者に係る職業能力の開発及び向上を促進するための措置の実施に関して勧告をすること</p> <p>2 職業能力開発促進法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、職業訓練指導員の免許を取り消すこと。</p> <p>3 職業能力開発促進法第46条第4項の規定に基づき、技能検定試験を職業能力開発協会に行わせること。</p> <p>4 職業能力開発促進法第90条において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、職業能力開発協会の定款の変更を認可すること。</p> <p>5 職業能力開発促進法第90条において準用する同法第64条第2項の規定に基づき、職業能力開発協会の役員を選任を認可すること。</p> <p>6 職業能力開発促進法第90条において準用する同法第70条第2項の規定に基づき、職業能力開発協会の解散を認可すること。</p> <p>7 職業能力開発促進法第90</p>	

		<p>条において準用する同法第71条の規定に基づき、職業能力開発協会の清算人を選任すること。</p> <p>8 職業能力開発促進法第90条において準用する同法第72条第1項の規定に基づき、職業能力開発協会の残余財産の処分を認可すること。</p> <p>9 職業能力開発促進法第90条において準用する同法第75条の規定に基づき、職業能力開発協会に対して運営を是正すべきことを勧告し、又はその業務の停止等の処分をすること。</p> <p>10 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第21条の規定に基づき、職業能力開発促進センター等の運営その他職業訓練の実施に関する事項について独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に報告を求め、及び必要な要請をすること。</p> <p>11 臨時の職業訓練、公開講座等の計画を定めること。</p>	
国際課	<p>1 公賓の応接を行うこと。</p> <p>2 特に重要な姉妹県提携事業を行うこと。</p>		<p>1 重要な外国人の応接を行うこと。</p> <p>2 重要な姉妹県提携事業を行うこと。</p> <p>3 在外県人の子弟を県内に留学させること。</p> <p>4 海外移住者の援護を行うこと。</p>

農林水産部

課名	知事決裁事項	部長専決事項	局長専決事項
総務課		<p>1 1件1億5,000万円以上の契約に係る入札参加者の資格審査、指名又は選定をすること（農林水産部以外の部の部長、県民局長及び県民センター長の権限に属</p>	

		<p>するものを除く。)</p> <p>2 農林水産業の災害による被害状況を農林水産大臣に報告すること。</p> <p>3 農林水産業の災害応急対策を関係機関に指示すること。</p>	
<p>総合農政課</p>	<p>1 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第4条第5項の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針について農林水産大臣に協議し、同意を得ること。</p> <p>2 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。)第42条第1項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構の指定をすること。</p> <p>3 農業委員会法第50条第1項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構の指定を取り消すこと。</p>	<p>1 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき、農業振興地域を指定すること。</p> <p>2 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定に基づき、農業振興地域整備計画について協議に応じ、同意すること。</p> <p>3 農業振興地域の整備に関する法律第9条第1項の規定に基づき、県の農業振興地域整備計画を定めること。</p> <p>4 農業振興地域の整備に関する法律第11条第6項の規定に基づき、審査の申立てに対し裁決をすること。</p> <p>5 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第6項の規定に基づき、農用地区域内における開発行為の許可について都道府県機構の意見を聴くこと。</p> <p>6 農業生産団地育成基本方針を定めること。</p> <p>7 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第3条第1項の規定に基づき、市民農園整備基本方針を定めること。</p> <p>8 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号。以下「農村滞在法」という。)第4条第1項の規定に基づき、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針を定めること。</p> <p>9 農村滞在法第32条の規定に基づき、農林漁業体験民</p>	

			<p>宿業団体を指定すること。</p> <p>10 農村滞在法第34条の規定に基づき、農林漁業体験民宿業団体に対し、業務の運営の改善に必要な措置を命ずること。</p> <p>11 農村滞在法第35条の規定に基づき、農林漁業体験民宿業団体の指定を取り消すこと。</p> <p>12 試験研究機関の試験研究及び調査の項目等を定め、試験研究機関に指示すること。</p> <p>13 農地法（昭和27年法律第229号）第18条第3項の規定に基づき、農地等の賃貸借の解約等の許可について都道府県機構の意見を聴くこと。</p> <p>14 農地法第39条第1項の規定に基づき、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をすること。</p> <p>15 農地法第39条第4項の規定に基づき、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定について都道府県機構の意見を聴くこと。</p> <p>16 農地法第41条第1項及び第3項の規定に基づき、農地を利用する権利の設定に関する裁定をし、その旨を公告すること。</p> <p>17 農地法第51条第1項の規定に基づき、違反転用等を行った者等に対し、原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずること（4ヘクタール以下の転用等に係るものを除く。）。</p> <p>18 農地法第51条第3項の規定に基づき、原状回復その他違反を是正するため自ら必要な措置を講ずること。</p> <p>19 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第</p>	
--	--	--	---	--

		<p>1号（同法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、設備整備計画に係る協議に応じ、同意をすること。</p> <p>20 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第11項第1号（同法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業委員会又は市町長の意見を聴くこと。</p> <p>21 農業委員会法第44条第2項の規定に基づき、業務規程を変更すべきことを命ずること。</p> <p>22 農業委員会法第46条第1項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク業務の休止又は廃止の許可をすること。</p> <p>23 農業委員会法第49条の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構に対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>24 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第7項又は第7条第5項に基づき、総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画（農地又は採草放牧地の転用を伴うものに限る。）に係る協議に応じ、同意をすること。</p> <p>25 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）第1条第1項に基づき、関係する農業委員会の意見を聴くこと。</p> <p>26 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の36第4</p>	
--	--	---	--

		項の規定に基づき、地域農林水産業振興施設整備計画について、同意をすること。	
農業経営課	<p>1 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定に基づき、農地中間管理機構の指定をすること。</p> <p>2 農地中間管理事業の推進に関する法律第15条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構の指定を取り消すこと。</p>	<p>1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第1項又は第5項の規定に基づき、農業経営基盤強化促進基本方針を定め、又は変更すること。</p> <p>2 農業経営基盤強化促進法第5条第6項の規定に基づき、農業経営基盤強化促進基本方針を定め、又は変更することについて都道府県機構等の意見を聴くこと。</p> <p>3 農業経営基盤強化促進法第10条第1項の規定に基づき、事業規程の承認を取り消すこと。</p> <p>4 農地中間管理事業の推進に関する法律第3条第1項又は第4項の規定に基づき、基本方針を定め、又は変更すること。</p> <p>5 農地中間管理事業の推進に関する法律第7条第2項の規定に基づき、農地中間管理機構の役員の解任を命ずること。</p> <p>6 農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第5項の規定に基づき、農地中間管理事業規程の変更を命ずること。</p> <p>7 農地中間管理事業の推進に関する法律第13条の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>8 農地中間管理事業の推進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、農地中間管理事業の休廃止の認可をすること。</p>	
流通戦略課		1 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において準用する同法第10条の規定	

			<p>に基づき、地方卸売市場（水産物の陸揚地において開設されるものを除く。2において同じ。）の開設者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>2 卸売市場法第14条において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、地方卸売市場の認定を取り消すこと。</p> <p>3 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「日本農林規格法」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、日本農林規格の制定又はその確認、改正若しくは廃止について農林水産大臣に申し出ること。</p> <p>4 日本農林規格法第61条第3項の規定に基づき、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>5 日本農林規格法第62条の規定に基づき、命令を行う旨を公表すること。</p> <p>6 食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第5項の規定に基づき、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>7 食品表示法第7条の規定に基づき、命令をした旨を公表すること。</p> <p>8 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第9条第2項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>9 国民生活安定緊急措置法第6条第3項の規定に基づき、指示に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>10 国民生活安定緊急措置法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、妥当と認められる価格以下の価格での</p>	
--	--	--	--	--

			<p>指定物資の販売を指示し、又は指示に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>11 国民生活安定緊急措置法第30条第1項の規定に基づき、業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又は事業場に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>12 買占め等防止法第4条第1項又は第2項の規定に基づき、特定物資の売渡しを指示し、又は命ずること。</p> <p>13 買占め等防止法第4条第4項又は第5項の規定に基づき、裁定を行い、又は裁定をした旨を通知すること。</p> <p>14 買占め等防止法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、業務に関し報告させ、又は事務所等に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>15 消費生活条例第23条第1項又は第3項の規定に基づき、物資を指定し、又はその指定を解除すること。</p> <p>16 消費生活条例第25条又は第29条第1号（同条例第25条に係るものに限る。）の規定に基づき、事業者に対し、必要な措置を勧告し、又は勧告に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>17 消費生活条例第27条第1項又は第29条第5号の規定に基づき、業務に関し報告を求め、事務所等に立ち入らせ、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は立入調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。</p> <p>18 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第7条の3第2項の規定に基づき、</p>	
--	--	--	---	--

		<p>勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>19 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）第7条第3項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p>	
<p>農林経 済課</p>		<p>1 農協法第40条の規定に基づき、一時理事若しくは監事の職務を行うべき者を選任し、役員を選挙し、又はその総会を招集すること。</p> <p>2 農協法第70条第2項の規定において準用する農協法第65条第2項の規定に基づき、権利義務の承継を認可すること。</p> <p>3 農協法第94条の2第1項の規定に基づき、組合に改善計画の提出又は改善計画の変更を命ずること。</p> <p>4 農協法第94条の2第2項の規定に基づき、組合にその定款等の変更その他必要な措置を命ずること。</p> <p>5 農協法第95条第1項の規定に基づき、組合にその業務又は会計について必要な措置を命ずること。</p> <p>6 農協法第95条第2項の規定に基づき、組合にその業務の停止又は役員の変更を命ずること。</p> <p>7 農協法第95条の2の規定に基づき、組合の解散を命ずること。</p> <p>8 農協法第95条の3第1項の規定に基づき、組合に対する解散命令に代えてその要旨を官報に掲載すること。</p> <p>9 農協法第96条の規定に基づき、組合の決議又は選挙若しくはその当選を取り消すこと。</p> <p>10 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10</p>	

			<p>条の規定によりなお効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の農協法（11から13までにおいて「旧農協法」という。）第73条の22第2項の規定に基づき、存続中央会の建議を受けること。</p> <p>11 旧農協法第95条第1項の規定に基づき、存続中央会に対し、その業務又は会計について必要な措置を命ずること。</p> <p>12 旧農協法第95条第2項の規定に基づき、存続中央会に対し、その業務の停止又は役員の変更を命ずること。</p> <p>13 旧農協法第95条の4の規定に基づき、存続都道府県中央会に意見を聴くこと。</p> <p>14 農業保険法（昭和22年法律第185号）第31条の規定に基づき、農業共済組合の設立を認可すること。</p> <p>15 農業保険法第65条第3項の規定に基づき、農業共済団体の解散を認可すること。</p> <p>16 農業保険法第67条第3項の規定に基づき、農業共済組合の合併を認可すること。</p> <p>17 農業保険法第210条第2項の規定に基づき、農業共済組合の業務の執行方法の変更その他必要な命令をすること。</p> <p>18 農業保険法第211条第2項の規定に基づき、共済事業を行う市町の業務の執行方法の変更その他必要な指示をすること。</p> <p>19 農業保険法第212条第1項の規定に基づき、農業共済団体の役員の変更を命ずること。</p> <p>20 農業保険法第212条第2項の規定に基づき、農業共済団体の役員を解任するこ</p>	
--	--	--	---	--

		<p>と。</p> <p>21 農業保険法第212条第3項の規定に基づき、農業共済団体の解散を命ずること。</p> <p>22 農業保険法第213条の規定に基づき、農業共済団体の決議又は選挙若しくはその当選を取り消すこと。</p> <p>23 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成12年法律第95号）第6条第1項の規定に基づき、再生手続開始の申立てをすること。</p> <p>24 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、破産の申立てをすること。</p> <p>25 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第2条第5項の規定に基づき、特別被害地域を指定すること。</p> <p>26 株式会社日本政策金融公庫の事務を受託すること。</p>	
<p>農業改良課</p>	<p>1 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「土壌汚染防止法」という。）第3条第1項の規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域を指定すること。</p> <p>2 土壌汚染防止法第4条第1項の規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除すること。</p>	<p>1 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第8項の規定に基づき、協同農業普及事業の実施に関する方針を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>2 土壌汚染防止法第5条第1項の規定に基づき、農用地土壌汚染対策計画を定めること。</p> <p>3 土壌汚染防止法第6条第1項の規定に基づき、農用地土壌汚染対策計画を変更すること。</p> <p>4 土壌汚染防止法第8条第1項の規定に基づき、指定農作物等の範囲及び特別地区の指定をすること。</p> <p>5 土壌汚染防止法第9条第1項の規定に基づき、特別地区の区域若しくはその区</p>	

		<p>域に係る指定農作物等の範囲を変更し、又は特別地区の指定を解除すること。</p> <p>6 土壤汚染防止法第10条第1項の規定に基づき、特別地区の区域内における農用地において指定農作物等の作付けをし、又はしようとする者に対し、指定農作物等の作付けをしないよう、又は指定農作物等を家畜の飼料の用に供しないよう勧告すること。</p> <p>7 植物防疫法（昭和25年法律第151号）第32条第3項の規定に基づき、病虫害防除所の設置について農林水産大臣に届け出ること。</p> <p>8 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第1項の規定に基づき、導入指針を定めること。</p> <p>9 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第3条第4項の規定に基づき、導入指針を変更すること。</p> <p>10 地力増進法（昭和59年法律第34号）第4条第1項の規定に基づき、地力増進地域を指定すること。</p>	
<p>農地整備課</p>	<p>1 土地改良事業計画直轄調査の候補地区を選定すること。</p> <p>2 国が行う土地改良事業の実施について同意すること。</p> <p>3 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項又は第2項の規定に基づき、海岸保全区域を指定すること。</p> <p>4 海岸法第4条第1項の規定に基づき、海岸保全区域の指定について港湾管理者等に協議すること。</p> <p>5 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第2項の</p>	<p>1 土地改良法（昭和24年法律第195号）第4条の2第4項の規定に基づき、農林水産大臣の土地改良長期計画案について意見を述べること。</p> <p>2 土地改良法第135条第1項の規定に基づき、土地改良区の解散を命ずること。</p> <p>3 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第79条の規定に基づき、兵庫県土地改良事業団体連合会からその事業に関して報告を徴し、検査し、及び業務又は会計について必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p>	

	<p>規定に基づき、振興山村の指定を主務大臣に申請すること。</p> <p>6 山村振興法第8条第1項の規定に基づき、山村振興計画に係る協議に応じ、同意をすること。</p>	<p>4 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の2第2項の規定に基づき、地籍調査の特定計画について国土交通大臣の協議に応ずること。</p> <p>5 国土調査法第6条の3第1項の規定に基づき、地籍調査の県の計画を定めること。</p> <p>6 国営の土地改良事業計画直轄調査の一部を県で分担することを決定すること。</p> <p>7 国営土地改良事業の実施の規模について同意すること。</p> <p>8 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第5条第1項の規定に基づき、県の基本方針を定めること。</p> <p>9 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第8条の規定に基づき、特殊土壤地帯の事業計画について国土審議会に意見を述べること。</p> <p>10 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき、地すべり防止区域の指定について主務大臣に意見を述べること。</p> <p>11 海岸法第2条の3第1項の規定に基づき、海岸保全基本計画を定め、又は変更すること。</p> <p>12 海岸法第5条第2項の規定に基づき、市町長が管理する海岸保全区域を指定すること。</p> <p>13 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項又は第5項の規定に基づき、特定農業用ため池の指定をし、又はその指定を解除すること。</p> <p>14 防災重点農業用ため池に</p>	
--	--	--	--

		<p>係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第4条第1項又は第3項の規定に基づき、防災重点農業用ため池の指定をし、又はその指定を解除すること。</p> <p>15 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第4条第8項の規定に基づき、基盤整備計画に係る協議に応じ、同意をすること。</p> <p>16 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第6条第1項又は第8項の規定に基づき、棚田地域振興計画を定め、又は変更すること。</p> <p>17 棚田地域振興法第7条第1項又は第6項の規定に基づき、指定棚田地域の指定又は指定の解除を主務大臣に申請すること。</p>	
<p>農産園芸課</p>		<p>1 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第31条第2項の規定に基づき、販売業者等に肥料の譲渡又は引渡しの制限等の処分をすること。</p> <p>2 肥料の品質の確保等に関する法律第35条第1項の規定に基づき、法の適用を受けない肥料を指定すること。</p> <p>3 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第1項の規定に基づき、果樹農業振興計画を定めること。</p> <p>4 果樹農業振興特別措置法第2条の3第4項の規定に基づき、濃密生産団地の形成に関する方針を定めること。</p>	

畜産課	<ol style="list-style-type: none">1 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項の規定に基づき、家畜等の移動等を禁止し、又は制限すること。2 家畜伝染病予防法第33条の規定に基づき、家畜を集合させる催物の開催又はと畜場若しくは化製場の事業を停止し、又は制限すること。3 家畜伝染病予防法第48条の規定に基づき、家畜防疫に関する事務について農林水産大臣に協力を求めること。4 家畜伝染病予防法第48条の2第1項の規定に基づき、他の都道府県知事に対し、家畜防疫員の派遣を要請すること。5 国が行う草地開発事業の実施について同意すること。6 県営草地開発事業の調査計画地区を決定すること。7 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪農肉用牛振興法」という。）第2条の3第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、県計画の決定又は変更について農林水産大臣に協議すること。8 酪農肉用牛振興法第2条の3第6項の規定に基づき、県計画の決定又は変更について農林水産大臣に報告すること。9 酪農肉用牛振興法第13条第2項の規定に基づき、酪農事業施設の配置について必要な勧告をすること。10 酪農肉用牛振興法第20条の規定に基づき、生乳等取引契約に係る紛争をあっせんし、又は調停すること。11 畜産経営の安定に関する
-----	--

			<p>法律（昭和36年法律第183号）第10条第1項の規定に基づき、指定事業者を指定すること。</p> <p>12 畜産経営の安定に関する法律第13条第1項又は第2項の規定に基づき、指定事業者の指定を解除すること。</p> <p>13 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第3条の3第1項の規定に基づき、家畜改良増殖計画を決定すること。</p> <p>14 家畜改良増殖法第19条第2項の規定に基づき、家畜人工授精師の免許を取り消し、又は業務の停止を命ずること。</p> <p>15 家畜改良増殖法第26条第2項の規定に基づき、家畜人工授精所の開設許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずること。</p> <p>16 家畜取引法（昭和31年法律第123号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、家畜市場の登録を取り消し、又は開場の停止を命ずること。</p> <p>17 家畜取引法第18条の2の規定に基づき、家畜の取引業者の業務の停止を命ずること。</p> <p>18 家畜取引法第19条の規定に基づき、家畜市場再編整備地域を指定すること。</p> <p>19 家畜取引法第22条第1項の規定に基づき、家畜市場再編整備計画の変更を承認すること。</p> <p>20 家畜取引法第23条の規定に基づき、家畜市場再編整備地域の指定を解除すること。</p> <p>21 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第24条第1項の規定に基づき、飼料又は飼料添加物の</p>	
--	--	--	--	--

		<p>廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>22 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第55条第2項又は第3項の規定に基づき、販売業者又は飼料の使用者の業務に関し必要な報告を徴すること。</p> <p>23 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第56条第7項の規定に基づき、飼料等の試験結果の概要を公表すること。</p> <p>24 牧野法施行令（昭和25年政令第244号）第2条第1項第2号の規定に基づき、牧野管理規程を定めるべき牧野を指定すること。</p> <p>25 草地開発事業及び畜産経営環境整備事業の実施地区を選定すること。</p> <p>26 医薬品、医療機器等法第75条第1項の規定に基づき販売業者の許可を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。</p> <p>27 獣医療法（平成4年法律第46号）第6条の規定に基づき、診療施設の開設者にその使用の制限等を命ずること。</p> <p>28 家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第2条の規定に基づき、家畜保健衛生所の設置について農林水産大臣に届け出ること。</p> <p>29 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第8条第4項の規定に基づき、県計画の決定又は変更について農林水産大臣に報告すること。</p>	
<p>林務課</p>		<p>1 森林法（昭和26年法律第249号）第4条第8項の規定に基づき、全国森林計画の決定又は変更について農林水産大臣に意見を述べるこ</p>	

			<p>と。</p> <p>2 森林法第5条第1項又は第5項の規定に基づき、地域森林計画を決定し、又は変更すること。</p> <p>3 森林法第6条第3項の規定に基づき、地域森林計画の案について、関係市町長又は関係森林管理局長の意見を聴くこと。</p> <p>4 森林法第6条第5項又は第6項の規定に基づき、地域森林計画の決定又は変更について、農林水産大臣に協議し、同意を求め、又は届け出ること。</p> <p>5 森林法第6条第7項の規定に基づき、地域森林計画の決定又は変更について、公表し、関係市町長に通知し、及び農林水産大臣に報告し、又は地域森林計画の案に対する意見の要旨等を公表すること。</p> <p>6 森林法第7条第1項の規定に基づき、森林計画区の決定又は変更について農林水産大臣に意見を述べること。</p> <p>7 森林法第7条の2第5項の規定に基づき、国有林の地域別の森林計画の案について、関係森林管理局長に意見を述べること。</p> <p>8 森林法第10条の13第1項の規定に基づき、森林整備協定の締結に関する協議を行うべき旨の申入れをすること。</p> <p>9 森林法第10条の14第1項又は第2項の規定に基づき、森林整備協定の締結について農林水産大臣にあつせんを求め、又はあつせんすること。</p> <p>10 森林法第16条の規定に基づき、森林経営計画の認定を取り消すこと。</p> <p>11 森林組合法（昭和53年法律第36号）第53条の規定に</p>	
--	--	--	---	--

			<p>に基づき、組合の一時役員の職務を行う者を選任し、又は総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させること。</p> <p>12 森林組合法第112条の規定に基づき、森林組合にその定款等の変更その他必要な措置を命ずること。</p> <p>13 森林組合法第113条の規定に基づき、組合の法令等の違反に対し、必要な措置を命ずること。</p> <p>14 森林組合法第114条の規定に基づき、森林組合及び生産森林組合の解散を命ずること。</p> <p>15 森林組合法第115条の規定に基づき、組合の議決又は選挙若しくはその当選を取り消すこと。</p> <p>16 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定に基づき、育種母樹若しくは育種母樹林又は普通母樹若しくは普通母樹林の指定をすること。</p> <p>17 林業種苗法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、指定採種源の指定を解除すること。</p> <p>18 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第19条第1項又は第27条第1項の規定に基づき、経営管理権について裁定すること。</p> <p>19 県行造林規則（昭和36年兵庫県規則第16号）第2条の規定に基づき、分収造林契約を土地所有者と締結すること。</p> <p>20 県行造林規則第6条第1項の規定に基づき、県行造林の施業計画を決定すること。</p> <p>21 国立公園特別地域内の民有林施業要件を検定し、環境大臣の承認を受けること。</p> <p>22 国有林野の払下げ、交換</p>	
--	--	--	--	--

		<p>等の承認の申請について農林水産大臣に意見を述べる こと。</p> <p>23 公益社団法人ひょうご農林機構が株式会社日本政策金融公庫等の金融機関から借入れをする資金に対する損失補償契約を締結すること。</p> <p>24 日本農林規格法第4条及び第5条の規定に基づき、日本農林規格の制定又はその確認又は改正若しくは廃止について農林水産大臣に申し出ること。</p> <p>25 林業・木材産業構造改革プログラムを策定し、又は変更すること。</p> <p>26 林業・木材産業構造改革事業計画を策定し、又は変更すること。</p> <p>27 林業・木材産業改善資金の貸付事業計画の承認を農林水産大臣に申請すること。</p>	
<p>治山課</p>	<p>1 森林法第10条の2の規定に基づき、開発行為を許可すること(ゴルフコースの新設に係るものに限る。)</p> <p>2 森林法第26条の2第1項及び第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除すること(ゴルフコースに係るものに限る。)</p> <p>3 森林法第27条第3項の規定に基づき、保安林解除申請書を農林水産大臣に進達し、又は却下すること(ゴルフコースに係るものに限る。)</p>	<p>1 地すべり等防止法第3条の規定に基づき、地すべり防止区域の指定について主務大臣に意見を述べること。</p> <p>2 治山事業計画の樹立又は変更について林野庁長官に協議すること。</p>	
<p>水産漁港課</p>	<p>1 海岸法第3条第1項又は第2項の規定に基づき、海岸保全区域を指定すること。</p> <p>2 海岸法第4条第1項の規定に基づき、海岸保全区</p>	<p>1 漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第1項又は第8項若しくは第9項の規定に基づき、県資源管理方針を定め、又は変更すること。</p> <p>2 漁業法第15条第4項(同</p>	

	<p>域の指定について港湾管理者等に協議すること。</p> <p>3 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項又は第5項の規定に基づき、漁港の指定又はその変更若しくは取消しについて市町長に意見を述べること。</p> <p>4 漁港漁場整備法第6条第2項又は第5項の規定に基づき、漁港の指定又はその変更若しくは取消しをすること。</p> <p>5 漁港漁場整備法第6条第3項又は第4項若しくは第6項の規定に基づき、漁港の指定又はその変更若しくは取消しについて農林水産大臣に意見を述べること。</p> <p>6 漁港漁場整備法第6条第7項の規定に基づき、漁港の指定又はその変更について農林水産大臣に報告すること。</p> <p>7 漁港漁場整備法第26条の規定に基づき、漁港管理規程を定めること。</p>	<p>条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、都道府県別漁獲可能量の設定又はその変更について農林水産大臣に意見を述べること。</p> <p>3 漁業法第16条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、知事管理漁獲可能量の設定又はその変更をすること。</p> <p>4 漁業法第17条第3項の規定に基づき、漁獲割当割合の設定の基準を定めること。</p> <p>5 漁業法第93条第1項の規定に基づき、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずること(但馬海区に係るものを除く。)</p> <p>6 漁業法第119条第7項の規定に基づき、規則の制定又は改廃について農林水産大臣の認可を受けること。</p> <p>7 漁業法第120条第3項の規定に基づき、海区漁業調整委員会の指示について必要な指示をすること(但馬海区に係るものを除く。)</p> <p>8 漁業法第120条第4項の規定に基づき、海区漁業調整委員会の指示を取り消すこと(但馬海区に係るものを除く。)</p> <p>9 漁業法第120条第11項の規定に基づき、海区漁業調整委員会の指示に従うべきことを命ずること(但馬海区に係るものを除く。)</p> <p>10 漁業法第177条第14項において準用する同条第3項の規定に基づき、漁業権の変更等による補償金額を決定すること。</p> <p>11 漁業法第177条第14項において準用する同条第6項の規定に基づき、漁業権の変更等によって利益を受け</p>	
--	---	---	--

			<p>る者に補償金額を負担させること。</p> <p>12 海岸法第22条第1項の規定に基づき、漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずること（但馬海区に係るものを除く。）。</p> <p>13 兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第42条第2項の規定に基づき、有害物の除害に必要な設備の設置又は除害設備の変更を命ずること。</p> <p>14 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第20条の規定に基づき、遊漁船業団体を指定すること。</p> <p>15 遊漁船業の適正化に関する法律第22条の規定に基づき、遊漁船業団体に対し、その財産の状況又は業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>16 遊漁船業の適正化に関する法律第23条の規定に基づき、遊漁船業団体の指定を取り消すこと。</p> <p>17 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第18条第1項の規定に基づき、保護水面の指定をすること。</p> <p>18 水産資源保護法第21条第1項の規定に基づき、保護水面の管理計画を策定すること。</p> <p>19 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第8条第1項の規定に基づき、特定疾病のまん延を防止するため必要な命令をすること。</p> <p>20 持続的養殖生産確保法第9条第3項の規定に基づき、補償すべき金額を決定し、申請人に通知すること。</p> <p>21 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第43条第</p>	
--	--	--	---	--

			<p>1項の規定に基づき、一時理事若しくは監事の職務を行うべき者を選任し、又は総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させること。</p> <p>22 水産業協同組合法第66条の2の規定に基づき、組合の設立の認可を取り消すこと。</p> <p>23 水産業協同組合法第123条の2の規定に基づき、組合の定款等の変更又は業務執行の方法の変更その他監督上必要な命令をすること。</p> <p>24 水産業協同組合法第124条の2の規定に基づき、組合の解散を命ずること。</p> <p>25 水産業協同組合法第125条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、組合の決議又は選挙若しくはその当選を取り消すこと。</p> <p>26 輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）第4条第1項又は第2項の規定に基づき、登録を取り消し、又は必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>27 輸出水産業の振興に関する法律第6条の規定に基づき、事業場の改善を勧告すること。</p> <p>28 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「漁災法」という。）第105条第1項の規定に基づき、漁獲共済に係る水域又は区域を定めること。</p> <p>29 漁災法第118条第1項の規定に基づき、養殖共済に係る単位漁業区域を定めること。</p> <p>30 漁災法第125条の3第1項の規定に基づき、特定養殖共済に係る区域を定めること。</p>	
--	--	--	--	--

- | | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | <p>31 県営工事に伴う漁業補償の方針及び補償額を決定すること。</p> <p>32 漁業補償事務を関係者から受託すること。</p> <p>33 県が受託をした漁業補償について、方針及び補償額を決定すること。</p> <p>34 漁村青壮年の研修計画を定めること。</p> <p>35 沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定に基づき、基本計画を定めること。</p> <p>36 沿岸漁場整備開発法第7条の3第1項の規定に基づき、基本計画を変更すること。</p> <p>37 沿岸漁場整備開発法第14条の規定に基づき、育成水面の区域又は育成水面利用規則の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>38 沿岸漁場整備開発法第15条第1項の規定に基づき、放流効果実証事業を実施する者を指定すること。</p> <p>39 沿岸漁場整備開発法第22条第2項の規定に基づき、業務の方法の改善に関して必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>40 沿岸漁場整備開発法第23条第1項の規定に基づき、指定法人の指定を取り消すこと。</p> <p>41 沿岸漁場整備開発法第24条第2項の規定に基づき、漁場利用協定の締結のための交渉に応ずべき旨を勧告すること。</p> <p>42 沿岸漁場整備開発法第26条第2項の規定に基づき、漁場利用協定の遵守についてあつせんすること。</p> <p>43 卸売市場法第14条において準用する同法第10条の規定に基づき、地方卸売市場（水産物の陸揚地において</p> | |
|--|--|--|--|--|

			<p>開設されるものに限る。44 において同じ。)の開設者 に対し、必要な措置をとる べき旨を命ずること。</p> <p>44 卸売市場法第14条におい て準用する同法第11条第1 項の規定に基づき、地方卸 売市場の認定を取り消すこ と。</p> <p>45 海岸法第2条の3第1項 の規定に基づき、海岸保全 基本計画を定め、又は変更 すること。</p> <p>46 海岸法第5条第2項の規 定に基づき、市町長が管理 する海岸保全区域を指定す ること。</p> <p>47 海岸法第5条第4項の規 定に基づき、港湾区域等に 接する海岸保全区域の管理 について港湾管理者等と協 議すること。</p> <p>48 海岸法第8条の2第1項 の規定に基づき、物件の搬 入及び放置等の行為を制限 する区域を指定し、及び当 該物件を指定すること。</p> <p>49 海岸法第32条第3項の規 定に基づき、海岸保全施設 の附帯工事の原因者に費用 を負担させること。</p> <p>50 海岸法第33条第1項の規 定に基づき、海岸保全施設 の工事の受益者に費用を負 担させること。</p> <p>51 海岸法第37条の3第2項 又は第3項の規定に基づ き、一般公共海岸区域の管 理について特定区域の管理 者又は市町長と協議するこ と。</p> <p>52 海岸法第37条の6第1項 の規定に基づき、物件の搬 入及び放置等の行為を制限 する区域を指定し、及び当 該物件を指定すること。</p> <p>53 漁港漁場整備法第17条第 1項の規定に基づき、特定 漁港漁場整備事業計画を定 め、農林水産大臣に届け出</p>	
--	--	--	--	--

			<p>るとともに、公表すること。</p> <p>54 漁港漁場整備法第17条第10項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画の変更について農林水産大臣に届け出るとともに、公表すること。</p> <p>55 漁港漁場整備法第17条第12項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業の廃止又はその施行の停止について農林水産大臣に届け出るとともに、公表すること。</p> <p>56 漁港漁場整備法第25条第1項第3号の規定に基づき、漁港管理者の指定について農林水産大臣に意見を述べること。</p> <p>57 漁港漁場整備法第25条第1項第3号の規定に基づき、漁港管理者を指定すること。</p> <p>58 漁港漁場整備法第25条第2項の規定に基づき、漁港の所在地の地方公共団体と協議して漁港管理者を選定し、又は変更し、その旨を農林水産大臣に届け出ること。</p> <p>59 漁港漁場整備法第34条第3項の規定に基づき、市町の漁港管理規程について助言又は勧告をすること。</p> <p>60 漁港漁場整備法第38条の規定に基づき、漁港施設の利用方法及び料率の決定並びにその変更を認可すること。</p> <p>61 漁港漁場整備法第39条第5項の規定に基づき、物件を捨て、及び放置する等の行為を制限する区域を指定し、並びに当該物件を指定すること。</p> <p>62 漁港漁場整備法第39条第8項の規定に基づき、漁港区域内の公有水面の埋立について公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免</p>	
--	--	--	---	--

	許に対し同意すること。	
--	-------------	--

環境部

課名	知事決裁事項	部長専決事項	局長専決事項
総務課		1 件1億5,000万円以上の契約に係る入札参加者の資格審査、指名又は選定をすること（環境部以外の部の部長、県民局長及び県民センター長の権限に属するものを除く。）。	
環境政策課	<p>1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を定めること。</p> <p>2 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下「環境条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、環境基本計画を定めること。</p> <p>3 環境条例第142条の2第1項の規定に基づき、特定物質排出抑制計画の作成をするための指針を定めること。</p> <p>4 環境条例第143条第1項の規定に基づき、特定物質の排出を抑制するための指針を定めること。</p> <p>5 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条の規定に基づき、地域気候変動適応計画を定めること。</p>	<p>1 地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項の規定に基づき、都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）を指定すること。</p> <p>2 地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第4項の規定に基づき、都道府県センターに対し、財産の状況又はその事業の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>3 地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第5項の規定に基づき、都道府県センターの指定を取り消すこと。</p> <p>4 環境条例第12条第2項の規定に基づき、事業者に対し、事業活動に係る環境の管理に関する情報の公開を求めること。</p> <p>5 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第20条の6第1項の規定に基づき、認定体験の機会の場の認定を取り消すこと。</p>	
自然・鳥獣共生課	<p>1 環境条例第108条の2第1項の規定に基づき、土石採取等遵守基準を定めること。</p> <p>2 環境条例第128条第1項</p>	<p>1 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定に基づき、国立公園の指定について環境大臣に意見を述べること。</p>	

の規定に基づき、保管基準を定めること。

- 2 自然公園法第5条第2項の規定に基づき、国定公園の指定を環境大臣に申し出ること。
- 3 自然公園法第6条第1項の規定に基づき、国立公園の指定の解除等について環境大臣に意見を述べること。
- 4 自然公園法第6条第2項の規定に基づき、国定公園の指定の解除等について環境大臣に意見を述べ、又は申し出ること。
- 5 自然公園法第7条第1項の規定に基づき、国立公園に関する公園計画の決定について環境大臣に意見を述べること。
- 6 自然公園法第7条第2項の規定に基づき、国定公園に関する公園計画の決定について環境大臣に申し出ること。
- 7 自然公園法第8条第1項の規定に基づき、国立公園に関する公園計画の廃止又は変更について環境大臣に意見を述べること。
- 8 自然公園法第8条第2項の規定に基づき、国定公園に関する公園計画の廃止若しくは変更又は追加について環境大臣に意見を述べ、又は申し出ること。
- 9 自然公園法第9条第2項の規定に基づき、国定公園に関する公園事業を決定すること。
- 10 自然公園法第20条第1項の規定に基づき、国定公園内に特別地域を指定すること。
- 11 自然公園法第21条第1項の規定に基づき、国定公園の特別地域内に特別保護地区を指定すること。
- 12 自然公園法第23条第1項の規定に基づき、国定公園の特別地域内に利用調整地

			<p>区を指定すること。</p> <p>13 自然公園法第34条第2項の規定に基づき、国定公園内において原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。</p> <p>14 自然公園法第36条第1項の規定に基づき、国定公園内に集団施設地区を指定すること。</p> <p>15 自然公園法第38条第2項の規定に基づき、国定公園における生態系維持回復事業計画を定めること。</p> <p>16 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号。以下「自然公園条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、自然公園を指定すること。</p> <p>17 自然公園条例第4条第1項の規定に基づき、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更すること。</p> <p>18 自然公園条例第5条第1項の規定に基づき、公園計画を決定すること。</p> <p>19 自然公園条例第6条第1項の規定に基づき、公園計画を廃止し、又は変更すること。</p> <p>20 自然公園条例第9条第1項の規定に基づき、特別地域を指定すること。</p> <p>21 自然公園条例第9条の2第1項の規定に基づき、特別地域内に利用調整地区を指定すること。</p> <p>22 自然公園条例第12条第2項の規定に基づき、原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。</p> <p>23 自然公園条例第14条第1項の規定に基づき、集団施設地区を指定すること。</p> <p>24 自然公園条例第15条の2第1項の規定に基づき、生態系維持回復事業計画を定</p>	
--	--	--	--	--

			<p>めること。</p> <p>25 環境条例第89条第1項又は第8項の規定に基づき、自然環境保全地域を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。</p> <p>26 環境条例第90条第1項又は第2項の規定に基づき、自然環境保全特別地区を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。</p> <p>27 環境条例第91条第1項又は第2項の規定に基づき、野生動植物保護地区を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。</p> <p>28 環境条例第93条、第98条、第107条、第110条又は第114条の規定に基づき、違反者に対して行為の中止等必要な措置を命ずること。</p> <p>29 環境条例第94条の2第1項の規定に基づき、自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画を定めること。</p> <p>30 環境条例第95条第1項又は第2項の規定に基づき、環境緑地保全地域を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。</p> <p>31 環境条例第96条第1項又は第2項の規定に基づき、環境緑地保全特別地区を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。</p> <p>32 環境条例第100条第1項又は第3項の規定に基づき、自然海浜保全地区を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。</p> <p>33 環境条例第101条第1項の規定に基づく届出をした者に対し、同条第3項の規</p>	
--	--	--	---	--

			<p>定に基づき、勧告又は助言をすること。</p> <p>34 環境条例第102条第1項の規定に基づく通知をした者に対し、同条第3項の規定に基づき、意見を述べること。</p> <p>35 環境条例第103条第1項の規定に基づき、指定野生動植物種を指定すること。</p> <p>36 環境条例第104条第1項又は第2項の規定に基づき、指定野生動植物種保存地域を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。</p> <p>37 環境条例第105条第1項又は第2項の規定に基づき、指定野生動植物種保存特別地区を指定し、又は指定を解除し、若しくはその区域を変更すること。</p> <p>38 環境条例第106条第1項の規定に基づく届出をした者に対し、同条第2項の規定に基づき、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命ずること。</p> <p>39 環境条例第108条の2第2項の規定に基づき、土石の採取等を行う者に対し、土石採取等遵守基準を遵守すべき旨を勧告すること。</p> <p>40 環境条例第109条第1項の規定に基づく届出をした者に対し、同条第2項の規定に基づき、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命ずること。</p> <p>41 環境条例第112条第1項又は第2項の規定に基づき、郷土記念物を指定し、又は指定を解除すること。</p> <p>42 環境条例第118条第2項又は第3項の規定による届出を行わずにこれらの規定による届出を要する行為に着手した者に対し、同条第</p>	
--	--	--	--	--

			<p>4 項の規定に基づき、当該届出を行うことを勧告すること。</p> <p>43 環境条例第118条第2項又は第3項の規定による届出を行った者に対し、同条第5項の規定に基づき、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。</p> <p>44 環境条例第150条第2項の規定に基づき、事業者名等を公表すること。</p> <p>45 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定に基づき、鳥獣保護管理事業計画を定めること。</p> <p>46 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条第1項の規定に基づき、第1種特定鳥獣保護計画を定めること。</p> <p>47 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項の規定に基づき、第2種特定鳥獣管理計画を定めること。</p> <p>48 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限すること。</p> <p>49 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第3項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けべき旨の制限をすること。</p> <p>50 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第1項の規定に基づき、第2種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域を指定すること。</p> <p>51 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基</p>	
--	--	--	---	--

		<p>づき、第2種特定鳥獣の捕獲等をする期間を延長すること。</p> <p>52 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第3項の規定に基づき、第2種特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の全部又は一部を解除すること。</p> <p>53 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めること。</p> <p>54 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、指定猟法禁止区域を指定すること。</p> <p>55 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区を指定すること。</p> <p>56 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定に基づき、知事が指定する鳥獣保護区において、保全事業を行うこと。</p> <p>57 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第3項の規定に基づき、国指定鳥獣保護区における保全事業の一部について環境大臣に協議すること。</p> <p>58 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第4項の規定に基づき、県指定鳥獣保護区における保全事業について協議に応じ、同意をすること。</p> <p>59 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第5項の規定に基づき、環境大臣に協議すること。</p>	
--	--	--	--

- | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | | | | <p>60 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づき、特別保護地区を指定すること。</p> <p>61 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為を定めること。</p> <p>62 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項第4号の規定に基づき、区域を指定すること。</p> <p>63 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条第1項の規定に基づき、休猟区を指定すること。</p> <p>64 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域を指定すること。</p> <p>65 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第59条の規定に基づき、狩猟者登録を制限すること。</p> <p>66 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第68条第1項の規定に基づき、猟区の認可をすること。</p> <p>67 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第79条第2項の規定に基づき、市町に対し必要な指示を行うこと。</p> <p>68 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）第2条の規定に基づき、期間を指定すること。</p> <p>69 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平</p> | |
|--|--|--|--|---|--|

		<p>成19年法律第134号) 第4条第6項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、被害防止計画に係る協議に応じ、又は同意すること。</p>	
<p>水 大 気 課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第5条の2第1項の規定に基づき、指定ばい煙総量削減計画を作成し、これに基づき、総量規制基準を定めること。 2 大気汚染防止法第5条の2第3項の規定に基づき、特別の総量規制基準を定めること。 3 大気汚染防止法第15条第3項の規定に基づき、地域ごとの燃料使用基準を定めること。 4 大気汚染防止法第15条の2第3項の規定に基づき、燃料使用基準を定めること。 5 ダイオキシシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第10条第1項の規定に基づき、大気中に排出されるダイオキシシン類について、総量削減計画を作成し、これに基づき総量規制基準を定めること。 6 ダイオキシシン類対策特別措置法第10条第3項の規定に基づき、特別の総量規制基準を定めること。 7 ダイオキシシン類対策特別措置法第29条第1項の規定に基づき、対策地域を指定すること。 8 ダイオキシシン類対策特別措置法第31条第1項の規定に基づき、対策計画を定めること。 9 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70 	<ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染防止法第3条第5項の規定に基づき、硫黄酸化物に係る排出基準又は特別の排出基準について環境大臣に意見を述べること。 2 大気汚染防止法第5条の2第5項の規定に基づき、指定ばい煙総量削減地域を定める政令の立案について環境大臣に申し出ること。 3 大気汚染防止法第5条の2第6項の規定に基づき、指定ばい煙総量規制地域を定める政令の制定又は改廃の立案について環境大臣に意見を述べること。 4 大気汚染防止法第15条第4項の規定に基づき、燃料の使用規制地域について環境大臣に意見を述べること。 5 大気汚染防止法第21条第1項の規定に基づき、自動車排出ガスが許容限度を超えていると認めるときに、公安委員会に対し、必要な措置をとるべきことを要請すること。 6 大気汚染防止法第21条第3項の規定に基づき、道路管理者又は関係行政機関の長に道路の改善等について意見を述べること。 7 大気汚染防止法第23条第2項の規定に基づき、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措 	

	<p>号。以下「窒素酸化物等総量削減法」という。)第7条第1項の規定に基づき、窒素酸化物総量削減計画を定めること。</p> <p>10 窒素酸化物等総量削減法第7条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、窒素酸化物総量削減計画の策定又は変更について環境大臣に協議すること。</p> <p>11 窒素酸化物等総量削減法第9条第1項の規定に基づき、粒子状物質総量削減計画を定めること。</p> <p>12 窒素酸化物等総量削減法第9条第3項において準用する窒素酸化物等総量削減法第7条第3項の規定に基づき、粒子状物質総量削減計画の策定又は変更について環境大臣に協議すること。</p> <p>13 窒素酸化物等総量削減法第15条第1項の規定に基づき、窒素酸化物重点対策地区を指定すること。</p> <p>14 窒素酸化物等総量削減法第16条第1項の規定に基づき、窒素酸化物重点対策計画を定めること。</p> <p>15 窒素酸化物等総量削減法第17条第1項の規定に基づき、粒子状物質重点対策地区を指定すること。</p> <p>16 窒素酸化物等総量削減法第18条第1項の規定に基づき、粒子状物質重点対策計画を策定すること。</p> <p>17 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3第1項の規定に基づき、総量削減計画を定めること。</p> <p>18 水質汚濁防止法第4条の5第1項の規定に基づき、総量規制基準を定めること。</p> <p>19 瀬戸内海環境保全特別</p>	<p>置をとるべきことを命じ、公安委員会に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による措置をとるべきことを要請すること。</p> <p>8 大気汚染防止法第27条第3項の規定に基づき、行政機関の長に対し、ばい煙発生施設等について電気事業法(昭和39年法律第170号)、ガス事業法(昭和29年法律第51号)又は鉱山保安法(昭和24年法律第70号)の規定による措置をとるべきことを要請すること。</p> <p>9 大気汚染防止法附則第10項の規定に基づき、指定物質排出施設を設置している者に対し、必要な勧告をすること。</p> <p>10 ダイオキシン類対策特別措置法第10条第5項の規定に基づき、指定地域を定める政令の立案について環境大臣に申し出ること。</p> <p>11 ダイオキシン類対策特別措置法第11条第5項の規定に基づき、総量削減計画を変更すること。</p> <p>12 ダイオキシン類対策特別措置法第29条第3項(同法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、対策地域の指定等について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>13 ダイオキシン類対策特別措置法第30条第1項の規定に基づき、対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除すること。</p> <p>14 ダイオキシン類対策特別措置法第31条第3項の規定に基づき、対策計画について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>15 ダイオキシン類対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、対策計画を変更</p>	
--	---	--	--

	<p>措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海環境保全法」という。）第4条第1項の規定に基づき、瀬戸内海の環境保全に関する県計画を定めること。</p> <p>20 瀬戸内海環境保全法第12条の4第1項の規定に基づき、指定物質削減指導方針を定めること。</p> <p>21 瀬戸内海環境保全法第12条の6第1項又は第12条の7第1項の規定に基づき、栄養塩類管理計画を定め、又は変更すること。</p> <p>22 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音又は水質の汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる地域又は水域を指定すること。</p> <p>23 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、地域を指定すること。</p> <p>24 騒音規制法第4条第1項の規定に基づき、指定地域について規制基準を定めること。</p> <p>25 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「航空機騒音障害防止法」という。）第40条第1項の規定に基づき、航空機の航行の方法の指定又は航空機騒音障害防止法第8条の2、第9条第1項若しくは第9条の2第1項の規定による区域の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>26 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、地域を指定すること。</p> <p>27 振動規制法第4条第1項の規定に基づき、指定地域について規制基準を定</p>	<p>すること。</p> <p>16 ダイオキシン類対策特別措置法第35条第3項の規定に基づき、行政機関の長に対し、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の規定による措置をとるべきことを要請すること。</p> <p>17 ダイオキシン類対策特別措置法第36条第2項の規定に基づき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、協力を求め、又はダイオキシン類による環境の汚染の防止若しくはその除去等に関し意見を述べること。</p> <p>18 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）第5条第2項の規定に基づき、地域の指定について環境大臣に申し出ること。</p> <p>19 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第5条第3項の規定に基づき、地域の指定について環境大臣に意見を述べること。</p> <p>20 スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律第5条第4項の規定に基づき、地域の指定について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>21 窒素酸化物等総量削減法第6条第3項の規定に基づき、窒素酸化物対策地域を定める政令の立案について環境大臣に申し出ること。</p> <p>22 窒素酸化物等総量削減法第6条第4項の規定に基づき、窒素酸化物対策地域を定める政令の制定又は改廃の立案について環境大臣に意見を述べること。</p> <p>23 窒素酸化物等総量削減法第6条第6項（同条第8項</p>	
--	---	---	--

	<p>めること。</p> <p>28 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定に基づき、規制地域を指定すること。</p> <p>29 悪臭防止法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、規制基準を定めること。</p> <p>30 環境条例第33条第1項の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境基準を定めること。</p> <p>31 環境条例第34条第1項の規定に基づき、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭に係る規制基準を定めること。</p> <p>32 環境条例第36条第1項の規定に基づき、工場等の設置についての許可を必要とする指定区域を指定すること。</p> <p>33 環境条例第37条第1項の規定に基づき、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭に係る特別基準を定めること。</p> <p>34 環境条例第54条第1項の規定に基づき、硫黄酸化物等を排出する区域を指定し、燃料使用基準及び原料基準を定めること。</p> <p>35 環境条例第58条第1項の規定に基づき、特定工作物解体等工事に係る粉じんの排出又は飛散の防止の基準を定めること。</p> <p>36 環境条例第59条第1項の規定に基づき、特定建設作業の実施についての届出を必要とする区域を指定すること。</p> <p>37 環境条例第60条第1項の規定に基づき、特定建設作業に係る騒音又は振動の基準を定めること</p> <p>38 環境条例第61条第1項の規定に基づき、商業宣伝</p>	<p>において準用する場合を含む。)の規定に基づき、窒素酸化物総量削減基本方針の案の作成又は変更案の作成について環境大臣に意見を述べること。</p> <p>24 窒素酸化物等総量削減法第8条第3項において準用する窒素酸化物等総量削減法第6条第3項の規定に基づき、粒子状物質対策地域を定める政令の立案について環境大臣に申し出ること。</p> <p>25 窒素酸化物等総量削減法第8条第3項において準用する窒素酸化物等総量削減法第6条第4項の規定に基づき、粒子状物質対策地域を定める政令の制定又は改廃の立案について環境大臣に意見を述べること。</p> <p>26 窒素酸化物等総量削減法第8条第3項において準用する窒素酸化物等総量削減法第6条第6項の規定に基づき、粒子状物質総量削減基本方針の案の作成又は変更案の作成について環境大臣に意見を述べること。</p> <p>27 窒素酸化物等総量削減法第12条第3項の規定に基づき、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準について環境大臣に意見を述べること。</p> <p>28 窒素酸化物等総量削減法第13条第2項の規定に基づき、窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準の適用区分又は猶予期間を定める政令の制定又は改廃の立案について環境大臣に意見を述べること。</p> <p>29 窒素酸化物等総量削減法第43条第3項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、同条第1項の規定により読み替えて適用される窒素酸化物等総量削減法第32条、</p>	
--	--	---	--

	<p>のための拡声機の使用を禁止する区域を指定すること。</p> <p>39 環境条例第62条第1項の規定に基づき、深夜における営業の時間を制限する区域を指定すること。</p> <p>40 環境条例第63条第1項の規定に基づき、深夜における音響機器の使用を制限する区域を指定すること。</p> <p>41 環境条例第84条第1項の規定に基づき、流域水環境保全創造指針を定めること。</p> <p>42 環境条例第145条第1項の規定に基づき、特定物質排出防止基準を定めること。</p> <p>43 環境影響評価に関する条例(平成9年兵庫県条例第6号)第7条第1項の規定に基づき、環境影響評価指針を定めること。</p>	<p>第35条、第38条、第39条又は第41条第1項から第4項までの規定による措置を執るべきことを要請すること。</p> <p>30 水質汚濁防止法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づき、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>31 水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成すること。</p> <p>32 水質汚濁防止法第23条第3項の規定に基づき、行政機関の長に対し鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置をとるべきことを要請すること。</p> <p>33 水質汚濁防止法第24条第2項の規定に基づき、関係行政機関の長等に対し、意見を述べること。</p> <p>34 瀬戸内海環境保全法第11条の規定に基づき、違反を是正するために必要な措置を命ずること。</p> <p>35 瀬戸内海環境保全法第20条第2項の規定に基づき、環境大臣に勧告に基づく措置について報告すること。</p> <p>36 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第9号)第4条第1項の規定に基づき、指定水域及び指定地域の指定を環境大臣に申し出ること。</p> <p>37 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、水質保全計画を定めること。</p> <p>38 土壌汚染対策法(平成14</p>	
--	--	---	--

			<p>年法律第53号) 第3条第4項の規定に基づき、土地の所有者等に対し、報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。</p> <p>39 土壤汚染対策法第4条第3項の規定に基づき、汚染の状況について調査させ、その結果を報告すべきことを命ずること。</p> <p>40 土壤汚染対策法第5条第1項の規定に基づき、汚染の状況について調査させてその結果を報告すべきことを命ずること。</p> <p>41 土壤汚染対策法第7条第1項、第2項又は第4項の規定に基づき、汚染除去等計画の提出を指示し、若しくは命じ、又は汚染除去等計画に記載された実施措置の変更を命ずること。</p> <p>42 土壤汚染対策法第7条第8項の規定に基づき、実施措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>43 土壤汚染対策法第12条第5項の規定に基づき、土地の形質の変更等の施行方法に関する計画の変更を命ずること。</p> <p>44 土壤汚染対策法第16条第4項の規定に基づき、措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>45 土壤汚染対策法第19条の規定に基づき、必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>46 土壤汚染対策法第24条の規定に基づき、汚染土壌処理業者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>47 土壤汚染対策法第25条の規定に基づき、汚染土壌処理業の許可を取り消し、又は事業の停止を命ずること。</p> <p>48 土壤汚染対策法第27条第</p>	
--	--	--	--	--

			<p>2項の規定に基づき、必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>49 土壌汚染対策法第36条第3項の規定に基づき、指定調査機関に対し、土壌汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずること。</p> <p>50 土壌汚染対策法第39条の規定に基づき、指定調査機関に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>51 土壌汚染対策法第42条の規定に基づき、指定調査機関の指定を取り消すこと。</p> <p>52 土壌汚染対策法第56条第2項の規定に基づき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、意見を述べること。</p> <p>53 騒音規制法第3条第2項の規定に基づき、地域の指定又はその変更若しくは廃止について関係町長の意見を聴くこと。</p> <p>54 航空機騒音障害防止法第11条第2項の規定に基づき、損失補償の申請について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>55 振動規制法第3条第2項の規定に基づき、地域の指定又はその変更若しくは廃止について関係町長の意見を聴くこと。</p> <p>56 悪臭防止法第5条第1項の規定に基づき、規制地域の指定又はその変更若しくは解除及び規制基準の設定、変更又は廃止について当該規制地域を管轄する町長の意見を聴くこと。</p> <p>57 悪臭防止法第5条第2項の規定に基づき、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町長の意見を聴くこと。</p> <p>58 環境条例第30条第1項の規定に基づき、関係市町長等に対し、意見を述べるこ</p>	
--	--	--	--	--

		<p>と。</p> <p>59 環境条例第36条第4項の規定に基づき、指定区域の指定又はその変更若しくは廃止について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>60 環境条例第56条の規定に基づき、工業用水道事業者に対し、工業用水の供給の制限又は停止を要請すること。</p> <p>61 環境条例第67条の3の規定に基づき、特定自動車を使用する者に対し、特定自動車の運行の適正な管理等の必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>62 環境条例第73条第1項の規定に基づき、公安委員会に道路交通法の規定による措置を講ずべきことを要請すること。</p> <p>63 環境条例第73条第2項の規定に基づき、道路の部分の構造の改善等について、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べること。</p> <p>64 環境条例第150条第1項の規定に基づき、事業者名等を公表すること（神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市に所在する工場等に係るものに限る。）。</p> <p>65 環境条例第150条第2項の規定に基づき、事業者名等を公表すること。</p> <p>66 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第18条第1項の規定に基づき、特定特殊自動車の使用者に対し、技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずること。</p>	
<p>環境整備課</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条</p>	<p>1 廃棄物処理法第14条の3の規定に基づき、産業廃棄物処分業者の事業の停止を命ずること。</p>	

	<p>の5第1項の規定に基づき、廃棄物処理計画を定めること。</p> <p>2 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成4年法律第62号。以下「産業廃棄物特定施設整備促進法」という。)第6条第1項(産業廃棄物特定施設整備促進法第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、整備計画の認定、変更の認定又は認定の取消しについて主務大臣に意見を述べること。</p> <p>3 産業廃棄物特定施設整備促進法第11条第1項の規定に基づき、特定周辺整備地区を指定し、施設整備方針を定めること。</p> <p>4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB法」という。)第7条第1項の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定めること。</p> <p>5 ポリ塩化ビフェニル(PCB)等の取扱いの規制に関する条例(昭和48年兵庫県条例第54号。以下「PCB条例」という。)第2条第1項の規定に基づき、PCBを指定すること。</p> <p>6 PCB条例第2条第2項の規定に基づき、PCB製品を指定すること。</p> <p>7 環境条例第75条第1項の規定に基づき、再生資源利用促進基準を定めること。</p> <p>8 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等</p>	<p>2 廃棄物処理法第14条の3の2第1項又は第2項の規定に基づき、産業廃棄物処分業の許可を取り消すこと。</p> <p>3 廃棄物処理法第14条の6において準用する廃棄物処理法第14条の3の規定に基づき、特別管理産業廃棄物処分事業者の事業の停止を命ずること。</p> <p>4 廃棄物処理法第14条の6において準用する廃棄物処理法第14条の3の2第1項又は第2項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消すこと。</p> <p>5 廃棄物処理法第15条の2の7の規定に基づき、産業廃棄物処理施設(廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者に係るもの)の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずること。</p> <p>6 廃棄物処理法第15条の3の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の許可を取り消すこと。</p> <p>7 廃棄物処理法第15条の3の3第5項の規定に基づき、認定熱回収施設設置者(廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者であるもの)の認定を取り消すこと。</p> <p>8 廃棄物処理法第15条の17第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定区域を指定し、又は指定を解除した旨の公示をすること。</p> <p>9 廃棄物処理法第15条の17</p>	
--	---	--	--

	<p>の推進に関する法律(平成21年法律第82号)第14条第1項の規定に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画を作成すること。</p>	<p>第4項の規定に基づき、指定区域の全部又は一部について指定を解除すること。</p> <p>10 廃棄物処理法第15条の19第4項の規定に基づき、土地の形質の変更の届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずること。</p> <p>11 廃棄物処理法第19条の3の規定に基づき、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者に対し、産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>12 廃棄物処理法第19条の5第1項(廃棄物処理法第19条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分について、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>13 廃棄物処理法第19条の6第1項の規定に基づき、排出事業者等に対し、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>14 廃棄物処理法第19条の8第1項の規定に基づき、支障の除去等の措置を講ずること。</p> <p>15 廃棄物処理法第19条の8第2項の規定に基づき、支障の除去等の措置に要した費用を処分者等に負担させること。</p> <p>16 廃棄物処理法第19条の8第3項又は第4項の規定に基づき、支障の除去等の措置に要した費用を排出事業者等に負担させること。</p> <p>17 廃棄物処理法第19条の11第1項の規定に基づき、基準に適合しない土地の形質</p>	
--	---	--	--

			<p>の変更を行った者に対し、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>18 産業廃棄物特定施設整備促進法第6条第2項（産業廃棄物特定施設整備促進法第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、整備計画の認定、変更の認定又は認定の取消しについて関係市町の意見を聴くこと。</p> <p>19 産業廃棄物特定施設整備促進法第11条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定周辺整備地区の指定及び施設整備方針について関係市町の意見を聴くこと。</p> <p>20 PCB法第13条第1項の規定に基づき、処分等の措置を講ずること。</p> <p>21 PCB法第13条第2項の規定に基づき、処分等の措置に要した費用を保管事業者に負担させること。</p> <p>22 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第9条第1項の規定に基づき、分別収集促進計画を定めること。</p> <p>23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第22条の規定に基づき、登録廃棄物再生事業者の登録を取り消すこと。</p> <p>24 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）第20条第1項の規定に基づき、破砕業者に対し、勧告をすること。</p> <p>25 自動車リサイクル法第20条第3項の規定に基づき、破砕業者に対し、勧告に係</p>	
--	--	--	--	--

			<p>る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>26 自動車リサイクル法第72条において準用する自動車リサイクル法第66条の規定に基づき、破砕業の許可を取り消し、又は事業の停止を命ずること。</p> <p>27 自動車リサイクル法第90条第1項の規定に基づき、破砕業者に対し、勧告をすること。</p> <p>28 自動車リサイクル法第90条第3項の規定に基づき、破砕業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>29 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第32条第2項の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。</p> <p>30 浄化槽法第57条第1項の規定に基づき、同法第7条第1項及び第11条第1項の水質に関する検査の業務を行う者を指定すること。</p> <p>31 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年兵庫県条例第9号。以下「産業廃棄物紛争予防調整条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、関係市町の長に対し、生活環境の維持及び向上に関する協定を事業者と締結することを要請すること。</p> <p>32 産業廃棄物紛争予防調整条例第18条第1項の規定に基づき、あっせんを行うこと。</p> <p>33 産業廃棄物紛争予防調整条例第18条第2項の規定に基づき、関係市町の長に協力を要請すること。</p> <p>34 産業廃棄物紛争予防調整条例第19条第1項の規定に基づき、あっせんを打ち切</p>	
--	--	--	---	--

			<p>ること。</p> <p>35 産業廃棄物紛争予防調整 条例第19条第2項の規定に 基づき、関係市町の長の意 見を求めること。</p> <p>36 産業廃棄物紛争予防調整 条例第19条第3項の規定に 基づき、あっせんを打ち切 った旨を、当事者及び関係 市町の長に通知すること。</p> <p>37 産業廃棄物紛争予防調整 条例第21条第1項の規定に 基づき、必要な措置をとる べきことを勧告すること。</p> <p>38 産業廃棄物紛争予防調整 条例第21条第2項の規定に 基づき、勧告を受けた者の 氏名等を公表すること。</p> <p>39 産業廃棄物等の不適正な 処理の防止に関する条例 (平成15年兵庫県条例第23 号。以下「産業廃棄物等不 適正処理防止条例」とい う。)第15条第1項の規定に 基づき、産業廃棄物の保管 をする者に対し、生活環境 の保全又は生活の安全の確 保上の支障の除去等の措置 を講ずべきことを命ずるこ と。</p> <p>40 産業廃棄物等不適正処理 防止条例第16条第1項の規 定に基づき、土地所有者等 に対し、生活環境の保全又 は生活の安全の確保上の支 障の除去等の措置を講ずべ きことを命ずること。</p> <p>41 産業廃棄物等不適正処理 防止条例第22条第3項の規 定に基づき、土砂埋立て等 を行う者に対し、現状を保 全し、その他必要な措置を 講ずべきことを命ずること。</p> <p>42 産業廃棄物等不適正処理 防止条例第35条第1項の規 定に基づき、特定事業の許 可を受けた者に対し、当該 特定事業を停止し、又は特 定事業に使用された土砂等</p>	
--	--	--	--	--

		<p>の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>43 産業廃棄物等不適正処理防止条例第35条第2項の規定に基づき、許可又は変更許可を受けないで特定事業を行った者に対し、当該特定事業を停止し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>44 産業廃棄物等不適正処理防止条例第37条の規定に基づき、特定事業の廃止又は取消しに伴う義務に違反した者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>45 環境条例第81条第1項の規定に基づき、回収促進区域を指定すること。</p> <p>46 環境条例第81条第3項において準用する環境条例第36条第4項の規定に基づき、回収促進区域の指定又はその区域の変更若しくは指定の解除について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>47 環境条例第125条第1項の規定に基づき、環境美化区域を指定すること。</p> <p>48 環境条例第125条第2項において準用する環境条例第36条第4項の規定に基づき、環境美化区域の指定又はその区域の変更若しくは指定の解除について関係市町長の意見を聴くこと。</p>	
--	--	--	--

土木部

課名	知事決裁事項	部長専決事項	局長専決事項
総務課	<p>1 公有地拡大法第16条第2項又は第3項の規定に基づき、兵庫県土地開発公社の理事及び監事を任免すること。</p> <p>2 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第13条第1項又は第16条の規定に基づき、兵庫県道路公社の理事長及び監事を任免すること。</p> <p>3 地方道路公社法第13条第2項の規定に基づき、兵庫県道路公社の副理事長及び理事の任免を認可すること。</p>	<p>1 地方道路公社法第32条の規定に基づき、兵庫県道路公社の役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準又はこれらの変更を承認すること。</p> <p>2 国又は市町その他公共団体等の工事を受託すること。</p>	
契約管理課		<p>1 件1億5,000万円以上の契約に係る入札参加者の資格審査、指名又は選定をすること(土木部以外の部の部長、県民局長及び県民センター長の権限に属するものを除く。)</p>	
用地課	<p>公有地拡大法第18条第2項の規定に基づき、兵庫県土地開発公社の予算、事業計画及び資金計画並びにこれらの変更を承認すること。</p>	<p>1 土地収用法第15条の2第2項の規定に基づき、土地等の取得に関する紛争をあっせん委員のあっせんに付すること。</p> <p>2 土地収用法第15条の2第3項の規定に基づき、土地等の取得に関する紛争をいずれの府県のあっせん委員のあっせんに付するかを協議すること。</p> <p>3 土地収用法第15条の3の規定に基づき、あっせん委員を任命すること。</p> <p>4 土地収用法第15条の7第2項において準用する同法第15条の2第3項の規定に基づき、土地等の取得に関する紛争のうち対償のみに関する紛争をいずれの府県の仲裁委員の仲裁に付するかを協議すること。</p> <p>5 土地収用法第15条の8の</p>	

		<p>規定に基づき、仲裁委員を任命すること。</p> <p>6 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第13条第1項、第19条第3項、第32条第1項又は第37条第3項の規定に基づき、土地使用权等の取得等について裁定すること。</p> <p>7 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第23条第1項の規定に基づき、裁定（同法第22条第1項の承認を除く。）を取り消すこと。</p>	
交通政策課	<p>1 交通基本構想を作成すること。</p> <p>2 総合交通体系の整備に係る基本方針を決定すること。</p>		
空港政策課	<p>1 航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に空港等の設置を申請すること。</p> <p>2 空港法（昭和31年法律第80号）第5条第1項の規定に基づき、空港を設置し、及び管理する地方公共団体を協議して定めること。</p> <p>3 航空機騒音障害防止法第9条の3第2項又は第4項の規定に基づき、空港周辺整備計画を策定すること。</p> <p>4 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例（平成6年兵庫県条例第15号）第25条第1項の規定に基づき、但馬飛行場の運営等に係る公共施設等運営権を設定すること。</p> <p>5 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例第25条第2項の規定に基づき、但馬飛行場の運営</p>	<p>1 航空法第49条第1項ただし書の規定に基づき、仮設物その他の物件の設置等を承認すること。</p> <p>2 航空法第49条第2項の規定に基づき、物件の所有者等に対し、当該物件を除去すべきことを求めること。</p> <p>3 航空法第49条第3項の規定に基づき、損失を補償し、及び物件の除去を求めること。</p> <p>4 航空法第50条第1項の規定に基づき、損失を補償すること。</p> <p>5 航空機騒音障害防止法第40条第2項の規定に基づき、空港周辺整備計画の策定について関係市町長の意見を聴取すること。</p>	

	<p>等に係る公共施設等運営権を設定すべき選定事業者を選定すること。</p>		
<p>技術企画課</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「大深度地下法」という。）第16条の規定に基づき、使用の認可をすること。 2 大深度地下法第18条第1項の規定に基づき、関係行政機関等の意見を求めること。 3 大深度地下法第28条第1項の規定に基づき、使用の認可に基づく権利の譲渡を承認すること。 4 大深度地下法第29条第1項の規定に基づき、使用の認可（3の承認を含む。）を取り消すこと。 5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第6条第1項の規定に基づき、災害復旧事業の事業費の決定を主務大臣に申請すること。 	
<p>道路企画課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、西日本高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の高速道路の新設等について協議に応じ、又は同意すること。 2 道路整備特別措置法第16条第1項の規定に基づき、兵庫県道路公社の有料道路の新設等について同意すること。 3 地方道路公社法第5条第3項の規定に基づき、道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変 	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2第1項の規定に基づき、高速自動車国道とその他の道路との連結の許可を国土交通大臣に申請すること。 2 道路整備特別措置法第17条第2項の規定に基づき、道路管理者に代わってその権限を行おうとする場合において意見を述べ、又は同意すること。 3 地方道路公社法第21条第3項の規定に基づき、兵庫県道路公社の行う業務を認可すること。 4 地方道路公社法第28条の規定に基づき、兵庫県道路公社の債務について保証契 	

	<p>更について国土交通大臣に認可の申請をすること。</p> <p>4 地方道路公社法第5条第5項の規定に基づき、兵庫県道路公社の定款の変更について同意すること。</p> <p>5 地方道路公社法第22条第3項の規定に基づき、兵庫県道路公社の業務方法書の変更について同意すること。</p> <p>6 地方道路公社法第24条の規定に基づき、兵庫県道路公社の予算、事業計画及び資金計画又はその変更を承認すること。</p> <p>7 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第3条第4項の規定に基づき、保有する株式の処分について、政府及び他の地方公共団体に協議すること。</p>	<p>約をすること。</p> <p>5 地方道路公社法第38条第1項の規定に基づき、兵庫県道路公社の業務又は資産の状況に関し、報告を徴し、又は立入検査をさせること。</p> <p>6 地方道路公社法第39条の規定に基づき、兵庫県道路公社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすること。</p> <p>7 地方道路公社法第40条第2項の規定に基づき、兵庫県道路公社が国土交通大臣に提出する申請書その他の書類に意見を付すること。</p> <p>8 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第27条第2項の規定に基づき、中期計画のうち阪神高速道路又は本州四国連絡高速道路に係る部分について、国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>9 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第4項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が行う都市計画事業を認可すること。</p> <p>10 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定すること。</p> <p>11 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第2項の規定に基づき、県公安委員会、市町、一般送配電事業者、特定送配電事業者及び認定電気通信事業者に電線共同溝を整備すべき道路の指定について意見を聴くこと。</p>		
--	--	--	--	--

道路街 路課	<ol style="list-style-type: none">1 道路法（昭和27年法律第180号）第50条第7項の規定に基づき、国道の新設又は改築に要する費用について国土交通大臣に意見を述べること。2 道路法第52条第1項の規定に基づき、県が負担する道路の新設、改築又は管理に要する費用を市町に負担させること。3 道路法第59条第3項の規定に基づき、道路工事の原因者に附帯工事に要する費用を負担させること。4 道路法第70条第4項の規定に基づき、補償について収用委員会に裁決を申請すること。5 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第3条第2項の規定に基づき、共同溝整備道路の指定等について国土交通大臣に意見を述べること。6 共同溝の整備等に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、共同溝整備計画を作成すること。7 踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）第4条第1項の規定に基づき、地方踏切道改良計画を作成すること。8 都市計画法第56条第1項の規定に基づき、事業予定地内の土地の買取りを決定すること。9 都市計画法第57条第3項の規定に基づき、事業予定地内の土地を買い取るべき旨の通知をすること。10 都市計画法第59条第1項の規定に基づき、市町が行う都市計画事業を認可すること。11 都市計画法第59条第2項の規定に基づき、国土交通大臣に都市計画事業の施行
-----------	---

		<p>の認可を申請すること。</p> <p>12 都市計画法第67条第2項の規定に基づき、事業地内の土地建物等を買取るべき旨の通知をすること。</p> <p>13 都市計画法第68条第2項の規定に基づき、事業地内の土地で、収用の手続が保留されている土地の買取価額を定めること。</p> <p>14 都市計画法第68条第3項において準用する同法第28条第3項の規定に基づき、事業地内の土地で、収用の手続が保留されている土地の買取価額の裁決を収用委員会に申請すること。</p> <p>15 都市計画法第81条第2項の規定に基づき、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。</p>	
<p>道路保全課</p>	<p>1 道路法第7条第1項又は第10条第1項若しくは第2項の規定に基づき、県道の認定、廃止又は変更をすること。</p> <p>2 道路法第44条第1項の規定に基づき、沿道区域を指定すること。</p> <p>3 道路法第48条の2の規定に基づき、自動車専用道路を指定すること。</p>	<p>1 道路法第7条第3項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、県道の路線の認定、廃止又は変更について指定市の長の意見を聴くこと。</p> <p>2 道路法第7条第4項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、県道の路線の認定、廃止又は変更について他の府県知事と協議すること。</p> <p>3 道路法第7条第5項（同法第10条第3項及び第13条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、県道の認定等の裁定を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>4 道路法第7条第6項（同法第10条第3項、第13条第5項、第19条第3項、第19</p>	

		<p>条の2第3項、第20条第4項、第31条第3項、第54条第3項、第54条の2第3項及び第55条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国土交通大臣の裁定について意見を述べること。</p> <p>5 道路法第13条第4項の規定に基づき、国道の修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について関係府県知事と協議すること。</p> <p>6 道路法第17条第2項の規定に基づき、市長に国道又は県道を管理させること。</p> <p>7 道路法第17条第3項の規定に基づき、町長に県道を管理させること。</p> <p>8 道路法第17条第4項の規定に基づき、指定市以外の市町が国道又は県道の歩道の新設等を行うことについての協議に同意すること。</p> <p>9 道路法第19条第2項(同法第54条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、境界地の道路の管理の方法の裁定を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>10 道路法第19条の2第2項(同法第54条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、共用管理施設の管理の方法等の裁定を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>11 道路法第20条第3項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、兼用工作物の管理の方法等の裁定を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>12 道路法第31条第2項の規定に基づき、鉄道との交差の方法等の裁定を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>13 道路法第48条の17第2項の規定に基づき、重要物流</p>	
--	--	--	--

			<p>道路の指定等について協議に応じ、同意すること。</p> <p>14 道路法第52条第1項の規定に基づき、県が負担する道路の工事又は維持に要する費用の一部を市町に負担させること。</p> <p>15 道路法第59条第3項の規定に基づき、道路工事の原因者に附帯工事に要する費用を負担させること。</p> <p>16 道路法第70条第4項の規定に基づき、道路の新設又は改築に伴う損失の補償の裁決を収用委員会に申請すること。</p> <p>17 道路法第72条第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、損失の補償金額を原因者に負担させること。</p> <p>18 道路法第74条の規定に基づき、国道の新設又は改築の認可を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>19 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第1条の3第1項の規定に基づき、指定区間内の国道の管理について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>20 軌道法（大正10年法律第76号）第9条の規定に基づき、軌道敷地を道路敷地とすること。</p> <p>21 軌道法施行令（昭和28年政令第258号）第2条第1項（同令第4条第3項、第5条第2項及び第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軌道事業の特許について意見を求め、又は意見を述べること。</p> <p>22 専用軌道規則（大正12年内務省令第45号）第1条の規定に基づき、一般交通の用に供しない軌道の敷設を許可すること。</p>	
--	--	--	--	--

		<p>23 踏切道改良促進法第4条第1項の規定に基づき、地方踏切道改良計画を作成すること。</p> <p>24 道路運送法（昭和26年法律第183号）第62条第1項の規定に基づき、自動車道事業に係る供用約款の設定又は変更の認可をすること。</p> <p>25 道路運送法第70条の3第1項の規定に基づき、自動車道事業に係る事業の休止の許可をすること。</p>	
<p>河川整備課</p>	<p>1 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第2項の規定に基づき、1級河川の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 河川法第5条第1項又は第6項の規定に基づき、2級河川の指定、変更又は廃止をすること。</p> <p>3 河川法第9条第3項の規定に基づき、1級河川の指定区間の指定、変更又は廃止について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>4 河川法第54条第2項の規定に基づき、河川保全区域の指定、変更又は廃止について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>5 河川法第58条の3第2項の規定に基づき、河川保全立体区域の指定、変更又は廃止について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>6 公有水面埋立法第2条の規定に基づき、埋立ての面積が50ヘクタール以上の公有水面の埋立てを免許すること。</p>	<p>1 河川法第5条第2項の規定に基づき、河川の指定について他の府県知事と協議すること。</p> <p>2 河川法第10条第2項の規定に基づき、指定都市の長が管理する2級河川の区間を指定すること。</p> <p>3 河川法第11条第1項の規定に基づき、2級河川の管理の方法について他の府県知事と協議すること。</p> <p>4 河川法第16条の4の規定に基づき、国土交通大臣に対し、特定河川工事を行うことを要請すること。</p> <p>5 河川法第63条第3項の規定に基づき、河川の管理に要する費用を利益を受ける他の府県に負担させること。</p> <p>6 河川法第65条の規定に基づき、境界に係る2級河川の管理に要する費用の分担額及び分担方法について他の府県知事と協議して定めること。</p> <p>7 河川法第66条の規定に基づき、他の工作物の効用を兼ねるダム等の管理に要する費用の負担について当該他の工作物の管理者と協議して定めること。</p> <p>8 河川法第76条第3項の規定に基づき、損失補償の原因者に当該補償額を負担さ</p>	

		<p>せること。</p> <p>9 水防法（昭和24年法律第193号）第3条の3第1項の規定に基づき、水害予防組合を廃止すること。</p> <p>10 水防法第4条の規定に基づき、水防管理団体を指定すること。</p> <p>11 水防法第7条第1項の規定に基づき、水防計画を定め、又は変更すること（重要なものに限る。）。</p> <p>12 水防法第11条第1項の規定に基づき、河川を指定すること。</p> <p>13 水防法第13条第2項の規定に基づき、河川を指定すること。</p> <p>14 水防法第16条第1項の規定に基づき、河川又は湖沼を指定すること。</p> <p>15 公有水面埋立法第2条の規定に基づき、埋立ての面積が50ヘクタール未満の公有水面の埋立てを免許すること（国土交通大臣の認可を要する場合に限る。）。</p> <p>16 公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第32条の規定に基づき、埋立ての免許等について国土交通大臣の認可を受けること。</p>	
<p>総合治水課</p>	<p>1 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第3条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に水源地域の指定を申し出ること。</p> <p>2 水源地域対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、水源地域整備計画の案を作成すること。</p>	<p>1 河川法第16条第1項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めること。</p> <p>2 河川法第16条の2第1項の規定に基づき、河川整備計画を定めること。</p> <p>3 河川法第16条の2第5項の規定に基づき、河川整備計画について国土交通省に意見を述べること。</p> <p>4 水防法第14条第2項の規定に基づき、洪水浸水想定区域を指定すること。</p> <p>5 総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第6条第1項の規定に基づき、地</p>	

		<p>域総合治水推進計画の計画地域を定めること。</p> <p>6 水源地域対策特別措置法第4条第2項の規定に基づき、整備事業の関係者の意見を聴くこと。</p>	
砂防課		<p>1 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づく砂防指定地の指定及びその解除を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>2 地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき、地すべり防止区域の指定について主務大臣に意見を述べること。</p>	
下水道課	<p>下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2の規定に基づき、流域下水道により利益を受ける市町に対し、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用を負担させること。</p>	<p>1 下水道法第25条の23第2項又は第7項の規定に基づき、流域下水道の事業計画及びその変更について国土交通大臣に協議すること。</p> <p>2 都市計画法第56条第1項の規定に基づき、事業予定地内の土地の買取りを決定すること。</p> <p>3 都市計画法第57条第3項の規定に基づき、事業予定地内の土地を買い取るべき旨の通知をすること。</p> <p>4 都市計画法第59条第1項の規定に基づき、市町が行う都市計画事業を認可すること。</p> <p>5 都市計画法第59条第2項の規定に基づき、都市計画事業の施行の認可を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>6 都市計画法第67条第2項の規定に基づき、事業地内の土地建物等を買取るべき旨の通知をすること。</p> <p>7 都市計画法第68条第2項の規定に基づき、事業地内の土地で、収用の手続が保留されている土地の買取価額を定めること。</p> <p>8 都市計画法第68条第3項</p>	

		<p>において準用する同法第28条第3項の規定に基づき、事業地内の土地で、収用の手続が保留されている土地の買取価額の裁決を収用委員会に申請すること。</p> <p>9 都市計画法第81条第2項の規定に基づき、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。</p> <p>10 水防法第13条の2第1項の規定に基づき、公共下水道等の排水施設等を指定すること。</p> <p>11 水防法第14条の2第1項の規定に基づき、雨水出水浸水想定区域を指定すること。</p>	
<p>港湾課</p>	<p>1 港湾法(昭和25年法律第218号)第4条第1項の規定に基づき、港務局を設立すること。</p> <p>2 港湾法第4条第4項(同法第9条第2項及び第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、港務局の港湾区域の決定又は変更について国土交通大臣に協議し、その同意を得ること。</p> <p>3 港湾法第4条第4項(同法第9条第2項及び第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、港湾区域の決定又は変更について同意すること。</p> <p>4 港湾法第33条第1項の規定に基づき、港務局を設立しない港湾の港湾管理者となり、又は港湾管理者として一部事務組合を設立すること。</p> <p>5 港湾法第35条第1項の規定に基づき、委員会を設</p>	<p>1 港湾法第2条第6項の規定に基づき、港湾施設の認定について国土交通大臣に申請すること。</p> <p>2 港湾法第4条第5項(同法第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、港湾区域について河川管理者又は港湾管理者と協議すること。</p> <p>3 港湾法第4条第10項の規定に基づき、紛争の調停を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>4 港湾法第4条第12項(同法第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、紛争の調停をすること。</p> <p>5 港湾法第34条において準用する同法第12条の規定に基づき、港湾施設の建設及び改良の計画を作成すること。</p> <p>6 港湾法第37条の11第1項の規定に基づき、物件を捨て、又は放置してはならな</p>	

	<p>置すること。</p> <p>6 港湾法第37条の2の規定に基づき、港湾隣接地域を指定すること。</p> <p>7 港湾法第38条第1項の規定に基づき、臨港地区を定めること。</p> <p>8 港湾法第44条第1項(同法第44条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、料率を定め、又は変更すること。</p> <p>9 港湾法第56条第1項の規定に基づき、港湾区域の定めのない港湾の水域を定めること。</p> <p>10 海岸法第3条第1項又は第2項の規定に基づき、海岸保全区域を指定すること。</p> <p>11 海岸法第4条第1項の規定に基づき、海岸保全区域の指定について港湾管理者等に協議すること。</p> <p>12 公有水面埋立法第2条の規定に基づき、埋立ての面積が50ヘクタール以上の公有水面の埋立てを免許すること。</p>	<p>い区域を指定し、及び当該物件を指定すること。</p> <p>7 港湾法第43条の4第1項の規定に基づき、港湾工事により利益を受ける者にその費用を負担させること。</p> <p>8 港湾法第46条第1項の規定に基づき、国の負担又は補助に係る港湾施設の譲渡、担保の提供又は貸付けについて国土交通大臣の認可を受けること。</p> <p>9 港湾法第52条第1項の規定に基づき、国が行う港湾工事について国と協議すること。</p> <p>10 港湾法第54条第1項又は第54条の2第1項の規定に基づき、国が行った港湾工事により生じた港湾施設を譲り受け、借り受け、又はその管理を受託すること。</p> <p>11 海岸法第2条の3第1項の規定に基づき、海岸保全基本計画を定め、又は変更すること。</p> <p>12 海岸法第5条第2項の規定に基づき、市町長が管理する海岸保全区域を指定すること。</p> <p>13 海岸法第5条第4項の規定に基づき、港湾区域等に接する海岸保全区域の管理について港湾管理者等と協議すること。</p> <p>14 海岸法第8条の2第1項の規定に基づき、物件の搬入及び放置等の行為を制限する区域を指定し、及び当該物件を指定すること。</p> <p>15 海岸法第26条第3項の規定に基づき、主務大臣の直轄工事に要する費用の分担について主務大臣に意見を述べること。</p> <p>16 海岸法第32条第3項の規定に基づき、海岸保全施設の付帯工事の原因者に費用を負担させること。</p> <p>17 海岸法第33条第1項の規</p>	
--	---	---	--

		<p>定に基づき、海岸保全施設の工事の受益者に費用を負担させること。</p> <p>18 海岸法第37条の3第2項又は第3項の規定に基づき、一般公共海岸区域の管理について特定区域の管理者又は市町長と協議すること。</p> <p>19 海岸法第37条の6第1項の規定に基づき、物件の搬入及び放置等の行為を制限する区域を指定し、及び当該物件を指定すること。</p> <p>20 公有水面埋立法第2条の規定に基づき、埋立ての面積が50ヘクタール未満の公有水面の埋立てを免許すること（国土交通大臣の認可を要する場合に限る。）。</p> <p>21 公有水面埋立法施行令第32条の規定に基づき、埋立ての免許等について国土交通大臣の認可を受けること。</p> <p>22 水防法第13条の3の規定に基づき、海岸を指定すること。</p> <p>23 水防法第14条の3第1項の規定に基づき、高潮浸水想定区域を指定すること。</p> <p>24 水防法第16条第1項の規定に基づき、海岸を指定すること。</p>
--	--	---

まちづくり部

課名	知事決裁事項	部長専決事項	局長専決事項
総務課	地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第13条第1項又は第16条の規定に基づき、地方住宅供給公社の理事長及び監事を任免すること。	1 件1億5,000万円以上の契約に係る入札参加者の資格審査、指名又は選定をすること（まちづくり部以外の部の部長、県民局長及び県民センター長の権限に属するものを除く。）。	
都市政策課	1 まちづくり基本条例(平成11年兵庫県条例第29号)第10条第1項の規定に基	1 まちづくり基本条例第10条第2項の規定に基づき、まちづくり基本方針を定め	

	<p>づき、まちづくり基本方針を定めること。</p> <p>2 景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「景観条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、景観形成等基本方針を定めること。</p> <p>3 景観条例第7条の2第1項の規定に基づき、地域景観形成等基本計画を定め、又は変更すること。</p> <p>4 緑豊かな地域環境の形成に関する条例(平成6年兵庫県条例第16号。以下「緑豊かな地域環境形成条例」という。)第7条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、緑豊かな環境形成地域を指定し、又は変更すること。</p> <p>5 緑豊かな地域環境形成条例第8条第1項の規定に基づき、地域環境形成基本方針を定めること。</p> <p>6 緑豊かな地域環境形成条例第13条第1項(緑豊かな地域環境形成条例第14条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、環境形成区域を指定し、又は変更すること。</p> <p>7 緑豊かな地域環境形成条例第16条の規定に基づき、開発行為を許可すること(ゴルフコースの新設に係るものに限る。)</p> <p>8 緑豊かな地域環境形成条例第25条第1項の規定に基づき、環境形成協定を締結すること(ゴルフコースの新設に係るものに限る。)</p>	<p>る場合にまちづくり審議会の意見を聴くこと。</p> <p>2 環境条例第118条の2第2項又は第3項の規定による届出を行わずにこれらの規定による届出を要する行為に着手した者に対し、同条第4項の規定に基づき、当該届出を行うことを勧告すること。</p> <p>3 環境条例第118条の2第2項又は第3項の規定による届出を行った者に対し、同条第5項の規定に基づき、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。</p> <p>4 景観条例第7条第2項の規定に基づき、景観形成等基本方針を定める場合に景観審議会の意見を聴くこと。</p> <p>5 景観条例第7条の2第6項において準用する景観条例第7条第2項の規定に基づき、地域景観形成等基本計画を定め、又は変更する場合に景観審議会の意見を聴くこと。</p> <p>6 景観条例第8条第1項、第3項又は第9項の規定に基づき、景観形成地区を指定し、又は変更すること。</p> <p>7 景観条例第9条第1項の規定に基づき、景観形成基準を定めること。</p> <p>8 景観条例第15条第1項、第3項又は第4項の規定に基づき、広域景観形成地域を指定し、又は変更すること。</p> <p>9 景観条例第16条第1項の規定に基づき、広域景観形成基準を定めること。</p> <p>10 景観条例第20条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づき、景観形成重点区域を指定し、又は変更すること。</p> <p>11 景観条例第20条の5第1項の規定に基づき、景観形</p>	
--	--	---	--

			<p>成重点基準を定めること。</p> <p>12 景観条例第21条の2第1項、第3項又は第4項の規定に基づき、星空景観形成地域を指定し、又は変更すること。</p> <p>13 景観条例第21条の4第1項の規定に基づき、星空景観形成照明基準を定めること。</p> <p>14 景観条例第21条の10第1項、第4項又は第5項の規定に基づき、景観形成重要建造物等を指定し、又は指定を解除すること。</p> <p>15 景観条例第21条の14第2項又は第5項の規定に基づき、保存活用計画の認定又はその変更の認定をすること。</p> <p>16 景観条例第21条の20第2項の規定に基づき、保存活用計画の認定を取り消すこと。</p> <p>17 景観条例第21条の22第1項、第4項又は第5項の規定に基づき、景観遺産を登録し、又は登録を抹消すること。</p> <p>18 景観条例第22条第1項の規定に基づき、大規模建築物等景観基準を定めること。</p> <p>19 景観条例第27条の2第1項の規定に基づき、特定建築物等景観基準を定めること。</p> <p>20 景観条例第27条の22第1項の規定に基づき、空地を定めること。</p> <p>21 景観条例第27条の22第1項の規定に基づき、空地利用等景観基準を定めること。</p> <p>22 景観条例第28条第2項の規定に基づき、景観形成等住民協定を認定すること。</p> <p>23 景観条例第29条の6第1項の規定に基づき、公共施設景観指針を定めること。</p>	
--	--	--	---	--

- | | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | | <p>24 屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第4条第1項の規定に基づき、禁止地域等に係る区域又は地域若しくは場所を指定すること。</p> <p>25 屋外広告物条例第5条第1項第6号又は第14号の規定に基づき、禁止物件に係る区域又は物件を指定すること。</p> <p>26 屋外広告物条例第6条の規定に基づき、許可地域等に係る区域を指定すること。</p> <p>27 屋外広告物条例第7条第1項第2号の規定に基づき、公共的団体を指定すること。</p> <p>28 屋外広告物条例第7条第2項第9号及び第3項第3号の規定に基づき、適用除外等に係る区域を指定すること。</p> <p>29 屋外広告物条例第11条の規定に基づき、許可の特例に係る基準を定めること。</p> <p>30 屋外広告物条例第23条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、広告景観モデル地区を指定し、又は変更すること。</p> <p>31 屋外広告物条例第24条第1項の規定に基づき、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準を定めること。</p> <p>32 緑豊かな地域環境形成条例第7条第1項又は第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、緑豊かな環境形成地域の指定又は変更について関係市町長と協議し、又は景観審議会の意見を聴くこと。</p> <p>33 緑豊かな地域環境形成条例第8条第1項又は第3項（同条第4項において準用</p> | |
|--|--|--|---|--|

		<p>する場合を含む。)の規定に基づき、地域環境形成基本方針を定め、又は変更する場合に、関係市町長と協議し、又は景観審議会の意見を聴くこと。</p> <p>34 緑豊かな地域環境形成条例第13条第1項又は第2項(緑豊かな地域環境形成条例第14条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、環境形成区域の指定又は変更について関係市町長と協議し、又は景観審議会の意見を聴くこと。</p> <p>35 緑豊かな地域環境形成条例第15条第1項の規定に基づき、地域環境形成基準を定めること。</p> <p>36 緑豊かな地域環境形成条例第16条の規定に基づき、開発行為を許可すること(ゴルフコースの新設以外に係るもので10ヘクタール以上の規模に係るものに限る。)</p> <p>37 緑豊かな地域環境形成条例第17条第3項(緑豊かな地域環境形成条例第22条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、関係市町長及び景観審議会の意見を聴くこと(ゴルフコースの新設に係るものに限る。)</p>	
<p>都市計画課</p>	<p>1 都市計画法第5条第1項及び第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、都市計画区域を指定し、変更し、又は廃止すること。</p> <p>2 都市計画法第5条第4項(同法第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、2以上の府県の区域にわたる都市計画区域の指定、変更又は廃止について国土交通大臣に意見を述べること。</p>	<p>1 都市計画法第5条第3項又は第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、都市計画区域の指定、変更又は廃止について関係市町及び都市計画審議会の意見を聴くこと。</p> <p>2 都市計画法第5条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、準都市計画区域の指定、変更又は廃止について関係市町及び都市計</p>	

<p>3 都市計画法第5条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、準都市計画区域を指定し、変更し、又は廃止すること。</p> <p>4 都市計画法第18条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第15条第1項第1号及び第2号に掲げる都市計画(区域区分を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに定期見直しによる区域区分の変更に係るものに限る。)及び同項第5号に掲げる都市計画(県が設置する公園に係るものに限る。)を決定し、又は変更すること。</p> <p>5 下水道法第2条の2第7項又は第9項の規定に基づき、流域別下水道整備総合計画及びその変更について、国土交通大臣に協議すること。</p> <p>6 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号。以下「流通業務市街地整備法」という。)第3条の2第1項の規定に基づき、基本方針を定めること。</p> <p>7 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第5条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、沿道整備道路を指定し、変更し、又は解除すること。</p> <p>8 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第4条第1項の規定に基づき、集落地域整備基本方針を定めること(県全体に係るものに限る。)</p> <p>9 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第5条第3</p>	<p>画審議会の意見を聴くこと。</p> <p>3 都市計画法第18条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第15条第1項に掲げる都市計画を決定し、又は変更すること(区域区分を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに定期見直しによる区域区分の変更並びに県が設置する公園に係るものを除く。)</p> <p>4 都市計画法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市町の都市計画の決定又は変更の協議に応ずること。</p> <p>5 都市計画法第22条第2項の規定に基づき、国土交通大臣が定める2以上の府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画の案を作成すること。</p> <p>6 都市計画法第23条第1項の規定に基づき、市街化区域に関する都市計画の決定について農林水産大臣に協議すること。</p> <p>7 都市計画法第24条第6項の規定に基づき、市町に都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとるべきことを求めること。</p> <p>8 都市計画法第24条第7項の規定に基づき、国の関係行政機関の長に都市計画区域に係る同法第13条第1項に規定する国土計画若しくは地方計画又は施設に関する国の計画の策定又は変更を申し出ること。</p> <p>9 都市計画法第28条第3項の規定に基づき、土地の立入り等に伴う損失の補償の裁決を収用委員会に申請すること。</p> <p>10 都市計画法第55条第1項</p>
---	---

	<p>項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、全国計画の作成又は変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>10 国土利用計画法第7条第1項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、県計画を定め、又は変更すること。</p> <p>11 国土利用計画法第9条第1項の規定に基づき、土地利用基本計画を定め、又は変更すること(国土利用計画の変更に伴うものに限る。)</p> <p>12 国土利用計画法第12条第1項及び第12項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、規制区域を指定し、その指定を解除し、又はその区域を減少すること。</p> <p>13 国土利用計画法第27条の3第1項、同条第3項において準用する同法第12条第12項又は同法第27条の3第5項において準用する同条第3項において準用する同法第12条第12項の規定に基づき、注視区域を指定し、その指定を解除し、又はその区域を減少すること。</p> <p>14 国土利用計画法第27条の6第1項、同条第3項において準用する同法第12条第12項又は同法第27条の6第5項において準用する同条第3項において準用する同法第12条第12項の規定に基づき、監視区域を指定し、その指定を解除し、又はその区域を減少すること。</p>	<p>の規定に基づき、建築物の建築の制限区域を指定すること。</p> <p>11 都市計画法第55条第3項の規定に基づき、申出のあった都市計画事業施行者等を土地の買取りの申出及び土地の先買の届出の相手方として定めること。</p> <p>12 都市計画法第56条第1項の規定に基づき、事業予定地内の土地の買取りを決定すること。</p> <p>13 都市計画法第57条第3項の規定に基づき、事業予定地内の土地を買い取るべき旨の通知をすること。</p> <p>14 都市計画法第59条第1項の規定に基づき、市町の行う都市計画事業を認可すること。</p> <p>15 都市計画法第59条第2項の規定に基づき、都市計画事業の施行の認可を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>16 都市計画法第59条第4項の規定に基づき、国の機関、県及び市町以外の者の行う都市計画事業を認可すること。</p> <p>17 都市計画法第67条第2項の規定に基づき、事業地内の土地建物等を買取るべき旨の通知をすること。</p> <p>18 都市計画法第68条第2項の規定に基づき、事業地内の土地で収用手続きが保留されているものの買取価額を定めること。</p> <p>19 都市計画法第68条第3項において準用する同法第28条第3項の規定に基づき、事業地内の土地で収用手続きが保留されているものの買取価額の裁決を収用委員会に申請すること。</p> <p>20 流通業務市街地整備法第3条の2第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、基</p>	
--	--	--	--

			<p>本方針を定めることについて関係市町の意見を聴くこと。</p> <p>21 流通業務市街地整備法第6条第1項の規定に基づき、施設の移転等を命ずること。</p> <p>22 流通業務市街地整備法第6条第2項の規定に基づき、施設の移転等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。</p> <p>23 流通業務市街地整備法第38条第1項の規定に基づき、流通業務施設又は公益的施設に関する権利の設定又は移転について承認すること。</p> <p>24 幹線道路の沿道の整備に関する法律第5条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、沿道整備道路の指定、変更又は解除について道路管理者、関係市町及び公安委員会に協議すること。</p> <p>25 集落地域整備法第4条第1項の規定に基づき、集落地域整備基本方針を定めること（県全体に係るものを除く。）。</p> <p>26 集落地域整備法第4条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、集落地域整備基本方針の決定について関係市町の意見を聴くこと。</p> <p>27 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第7条第1項の規定に基づき、被災市街地復興推進地域における土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を許可すること。</p> <p>28 被災市街地復興特別措置法第7条第5項の規定に基づき、被災市街地復興推進</p>	
--	--	--	---	--

			<p>地域における土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずること。</p> <p>29 被災市街地復興特別措置法第8条第3項の規定に基づき、被災市街地復興推進地域内の土地の買取りを決定すること。</p> <p>30 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第1項の規定に基づき、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めること。</p> <p>31 中心市街地の活性化に関する法律第50条第5項の規定に基づき、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に係る協議に同意すること。</p> <p>32 中心市街地の活性化に関する法律第65条第1項の規定に基づき、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めること。</p> <p>33 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第109条の2第2項の規定に基づき、立地適正化計画の記載に係る協議に同意すること。</p> <p>34 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）第8条第4項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出をした者に対し意見を述べること。</p> <p>35 大店立地法第9条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出をした者に対し必要な措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>36 大店立地法第9条第7項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出に係る勧告に従わなかった旨を公表すること。</p>	
--	--	--	---	--

- 37 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号。以下「大規模集客施設条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、知事意見書を作成すること。
- 38 大規模集客施設条例第6条第1項の規定に基づき、知事再意見書を作成すること。
- 39 大規模集客施設条例第8条の規定に基づき、再対策書に係る対策に関する見解を事業者に通知すること。
- 40 大規模集客施設条例第10条第1項の規定に基づき、事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- 41 大規模集客施設条例第10条第2項の規定に基づき、設置者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- 42 大規模集客施設条例第10条第4項の規定に基づき、勧告を受けた者の氏名等を公表すること。
- 43 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定に基づき、土地区画整理事業の施行を認可すること。
- 44 土地区画整理法第14条第1項又は第2項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可すること。
- 45 土地区画整理法第14条第3項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画を認可すること。
- 46 土地区画整理法第45条第2項の規定に基づき、土地区画整理組合の解散を認可すること。
- 47 土地区画整理法第50条第3項の規定に基づき、組合の合併に伴う定款及び事業

			<p>計画を認可すること。</p> <p>48 土地区画整理法第51条の2第1項の規定に基づき、区画整理会社による土地区画整理事業の施行を認可すること。</p> <p>49 土地区画整理法第51条の13第1項の規定に基づき、区画整理会社による土地区画整理事業の廃止又は終了を認可すること。</p> <p>50 土地区画整理法第52条第1項の規定に基づき、土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要を認可すること。</p> <p>51 土地区画整理法第71条の2第1項の規定に基づき、市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画を認可すること。</p> <p>52 土地区画整理法第71条の3第3項の規定に基づき、事業計画について独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）に意見を述べること。</p> <p>53 土地区画整理法第86条第1項の規定に基づき、換地計画を認可すること。</p> <p>54 土地区画整理法第124条第2項の規定に基づき、土地区画整理事業の施行の認可を取り消すこと。</p> <p>55 土地区画整理法第125条第4項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立の認可を取り消すこと。</p> <p>56 土地区画整理法第125条の2第4項の規定に基づき、区画整理会社による土地区画整理事業の施行の認可を取り消すこと。</p> <p>57 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第4条第2項後段の規定に基づき、改良地区の指定を国土交通大臣に申し出ること。</p>	
--	--	--	---	--

- | | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>58 住宅地区改良法第5条の規定に基づき、事業計画の決定又は変更について国土交通大臣に協議すること。</p> <p>59 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の6第2項の規定に基づき、土地の買取りの申出の相手方を定めること。</p> <p>60 都市再開発法第7条の6第3項の規定に基づき、土地の買取りを決定すること。</p> <p>61 都市再開発法第7条の9第1項の規定に基づき、個人施行者が行う第1種市街地再開発事業の施行を認可すること。</p> <p>62 都市再開発法第7条の20の規定に基づき、個人施行者の施行する第1種市街地再開発事業の終了を認可すること。</p> <p>63 都市再開発法第11条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の設立の認可をすること。</p> <p>64 都市再開発法第45条第4項の規定に基づき、市街地再開発組合の解散の認可をすること。</p> <p>65 都市再開発法第50条の2第1項の規定に基づき、再開発会社が行う市街地再開発事業の施行を認可すること。</p> <p>66 都市再開発法第50条の15第1項の規定に基づき、再開発会社が行う市街地再開発事業の終了を認可すること。</p> <p>67 都市再開発法第51条第1項の規定に基づき、市町が行う市街地再開発事業の事業計画において定めた設計の概要を認可すること。</p> <p>68 都市再開発法第58条第1項の規定に基づき、市のみが設立した地方住宅供給公社が行う市街地再開発事業</p> | |
|--|--|--|--|

			<p>の施行規程及び事業計画を認可すること。</p> <p>69 都市再開発法第72条第1項の規定に基づき、権利変換計画を認可すること。</p> <p>70 都市再開発法第112条の規定に基づき、事業代行の開始を決定すること。</p> <p>71 都市再開発法第118条の6第1項の規定に基づき、再開発会社、市町又は市のみが設立した地方住宅供給公社の管理処分計画を認可すること。</p> <p>72 都市再開発法第124条の2第2項の規定に基づき、個人施行者の第1種市街地再開発事業の施行の認可を取り消すこと。</p> <p>73 都市再開発法第125条第4項の規定に基づき、市街地再開発組合の設立の認可を取り消すこと。</p> <p>74 都市再開発法第125条の2第4項の規定に基づき、再開発会社の市街地再開発事業の施行の認可を取り消すこと。</p> <p>75 都市再開発法第126条第1項の規定に基づき、市町の行う処分又は工事について必要な措置を命ずること。</p> <p>76 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第5条第1項の規定に基づき、建替計画を認定すること。</p> <p>77 密集市街地整備法第7条第1項の規定に基づき、建替計画の変更を認定すること。</p> <p>78 密集市街地整備法第10条の規定に基づき、改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>79 密集市街地整備法第11条第1項の規定に基づき、建</p>	
--	--	--	--	--

			<p>替計画の認定を取り消すこと。</p> <p>80 密集市街地整備法第13条第1項の規定に基づき、延焼等危険建築物を除却すべきことを勧告すること。</p> <p>81 密集市街地整備法第94条第1項の規定に基づき、防災街区計画整備組合の設立を認可すること。</p> <p>82 密集市街地整備法第97条第2項の規定に基づき、防災街区計画整備組合の解散を認可すること。</p> <p>83 密集市街地整備法第98条第3項において準用する密集市街地整備法第94条第1項の規定に基づき、防災街区計画整備組合の合併を認可すること。</p> <p>84 密集市街地整備法第107条第1項の規定に基づき、防災街区計画整備組合の法令等の違反に対し、必要な措置を講ずべき旨を命ずること。</p> <p>85 密集市街地整備法第107条第2項の規定に基づき、防災街区計画整備組合の業務の停止又は役員の変更を命ずること。</p> <p>86 密集市街地整備法第108条の規定に基づき、防災街区計画整備組合の解散を命ずること。</p> <p>87 密集市街地整備法第109条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、防災街区計画整備組合の議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p> <p>88 密集市街地整備法第122条第1項の規定に基づき、個人施行者による防災街区整備事業の施行を認可すること。</p> <p>89 密集市街地整備法第132条第1項の規定に基づき、個人施行者による防災街区</p>	
--	--	--	--	--

			<p>整備事業の終了を認可すること。</p> <p>90 密集市街地整備法第136条第1項の規定に基づき、防災街区整備事業組合の設立を認可すること。</p> <p>91 密集市街地整備法第163条第4項の規定に基づき、防災街区整備事業組合の解散を認可すること。</p> <p>92 密集市街地整備法第165条第1項の規定に基づき、事業会社による防災街区整備事業の基準及び事業計画を認可すること。</p> <p>93 密集市街地整備法第178条第1項の規定に基づき、事業会社による防災街区整備事業の終了を認可すること。</p> <p>94 密集市街地整備法第179条第1項の規定に基づき、市町による防災街区整備事業の事業計画において定めた設計の概要を認可すること。</p> <p>95 密集市街地整備法第188条第1項の規定に基づき、市のみが設立した地方住宅供給公社による防災街区整備事業の施行規程及び事業計画を認可すること。</p> <p>96 密集市街地整備法第204条第1項の規定に基づき、権利変換計画を認可すること。</p> <p>97 密集市街地整備法第258条第1項の規定に基づき、事業代行の開始を決定すること。</p> <p>98 密集市街地整備法第269条第2項の規定に基づき、個人施行者に対する防災街区整備事業の施行の認可を取り消すこと。</p> <p>99 密集市街地整備法第270条第4項の規定に基づき、防災街区整備事業組合の設立の認可を取り消すこと。</p> <p>100 密集市街地整備法第271</p>	
--	--	--	--	--

			<p>条第4項の規定に基づき、事業会社に対する防災街区整備事業の施行の認可を取り消すこと。</p> <p>101 密集市街地整備法第272条第1項の規定に基づき、市町が行う処分又は工事について必要な措置を命ずること。</p> <p>102 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号。以下「大都市地域住宅等供給促進法」という。）第8条第2項（大都市地域住宅等供給促進法第27条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地の買取りの申出の相手方を定めること。</p> <p>103 大都市地域住宅等供給促進法第8条第3項（大都市地域住宅等供給促進法第27条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地の買取りを決定すること。</p> <p>104 大都市地域住宅等供給促進法第33条第1項の規定に基づき、住宅街区整備事業の施行を認可すること。</p> <p>105 大都市地域住宅等供給促進法第37条第1項の規定に基づき、住宅街区整備組合の設立を認可すること。</p> <p>106 大都市地域住宅等供給促進法第52条第1項及び第58条第1項の規定に基づき、施行規程及び事業計画を認可すること。</p> <p>107 大都市地域住宅等供給促進法第72条第1項の規定に基づき、換地計画を認可すること。</p> <p>108 大都市地域住宅等供給促進法第95条第1項の規定に基づき、市町、組合又は個人施行者に対し、必要な勧告等を行うこと。</p> <p>109 マンションの建替え等</p>	
--	--	--	--	--

			<p>の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、マンション建替組合の設立の認可をすること。</p> <p>110 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第38条第4項の規定に基づき、マンション建替組合の解散の認可をすること。</p> <p>111 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第45条第1項の規定に基づき、個人施行者によるマンション建替事業の施行の認可をすること。</p> <p>112 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第54条第1項の規定に基づき、個人施行者によるマンション建替事業の廃止又は終了の認可をすること。</p> <p>113 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第57条第1項の規定に基づき、権利変換計画の認可をすること。</p> <p>114 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第98条第4項の規定に基づき、マンション建替組合の設立の認可を取り消すこと。</p> <p>115 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第99条第2項の規定に基づき、個人施行者によるマンション建替事業の施行の認可を取り消すこと。</p> <p>116 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第110条第1項の規定に基づき、決議特定要除却認定マンションの買受計画の認定をすること。</p> <p>117 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第120条第1項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の設立の認可をすること。</p>	
--	--	--	--	--

- 118 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第137条第4項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の解散の認可をすること。
- 119 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第141条第1項の規定に基づき、分配金取得計画の認可をすること。
- 120 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第161条第4項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の設立の認可を取り消すこと。
- 121 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第168条第1項の規定に基づき、敷地分割組合の設立の認可をすること。
- 122 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第186条第4項の規定に基づき、敷地分割組合の解散の認可をすること。
- 123 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第190条第1項の規定に基づき、敷地権利変換計画の認可をすること。
- 124 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第214条第4項の規定に基づき、敷地分割組合の設立の認可を取り消すこと。
- 125 国土利用計画法第7条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、県計画を定め、又は変更する場合に、市町長の意見を聴くこと。
- 126 国土利用計画法第9条第1項の規定に基づき、土地利用基本計画を変更すること（国土利用計画の変更に伴うものを除く。）。
- 127 国土利用計画法第9条第10項（同条第14項におい

			<p>て準用する場合を含む。)の規定に基づき、土地利用基本計画を定め、又は変更する場合に国土交通大臣及び市町長の意見を聴くこと。</p> <p>128 国土利用計画法第17条第1項の規定に基づき、土地に関する権利の移転等の許可申請に係る許可又は不許可の処分をすること。</p> <p>129 国土利用計画法第18条の規定に基づき、国等が行う土地に関する権利の移転等について協議すること。</p> <p>130 国土利用計画法第24条第1項の規定に基づき、土地に関する権利の移転等の届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>131 国土利用計画法第26条(同法第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、勧告に従わない者を公表すること。</p> <p>132 国土利用計画法第27条(同法第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、土地に関する権利の処分についてあつせんすること。</p> <p>133 国土利用計画法第27条の3第2項の規定に基づき、関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>134 国土利用計画法第27条の5第1項の規定に基づき、土地に関する権利の移転等の届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>135 国土利用計画法第27条の6第2項の規定に基づき、関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>136 国土利用計画法第27条の8第1項の規定に基づき、土地に関する権利の移</p>	
--	--	--	---	--

		<p>転等の届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>137 国土利用計画法第28条第1項の規定に基づき、土地の所有者に遊休地である旨を通知すること。</p>	
<p>公園緑地課</p>	<p>1 都市公園法(昭和31年法律第79号)第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を決定すること。</p> <p>2 都市計画法第59条第2項の規定に基づき、国土交通大臣に都市計画事業の施行の認可を申請すること。</p> <p>3 保全区域整備法第5条第2項の規定に基づき、近郊緑地保全区域の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p>	<p>1 都市計画法第56条第1項の規定に基づき、事業予定地内の土地の買取りを決定すること。</p> <p>2 都市計画法第57条第3項の規定に基づき、事業予定地内の土地を買い取るべき旨の通知をすること。</p> <p>3 都市計画法第59条第1項の規定に基づき、市町が行う都市計画事業を認可すること。</p> <p>4 都市計画法第67条第2項の規定に基づき、事業地内の土地建物等を買取りすべき旨の通知をすること。</p> <p>5 都市計画法第68条第2項の規定に基づき、事業地内の土地で、収用の手続が保留されている土地の買取価額を定めること。</p> <p>6 都市計画法第68条第3項において準用する同法第28条第3項の規定に基づき、事業地内の土地で、収用の手続が保留されている土地の買取価額の裁決を収用委員会に申請すること。</p> <p>7 都市計画法第81条第2項の規定に基づき、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。</p> <p>8 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第13条において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、協議が成立しない場合に損失の補償の裁決を収用委員会に申請</p>	

		<p>すること。</p> <p>9 都市緑地法第17条の規定に基づき、土地の買入れを決定すること。</p> <p>10 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）第3条の2第1項の規定に基づき、風致地区の種別を指定すること。</p>	
<p>住宅政策課</p>	<p>住生活基本法(平成18年法律第61号)第17条第1項の規定に基づき、都道府県計画を定め、又は変更すること。</p>	<p>1 住生活基本法第15条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、全国計画の案の作成について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 住生活基本法第17条第3項の規定に基づき、都道府県計画について市町に協議すること。</p> <p>3 住生活基本法第17条第4項の規定に基づき、県内の公営住宅の供給の目標量について国土交通大臣に協議すること。</p> <p>4 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第13条第2項の規定に基づき、業務に関する計画について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>5 独立行政法人都市再生機構法第14条第5項の規定に基づき、業務に関する計画について独立行政法人都市再生機構に意見を述べること。</p> <p>6 独立行政法人都市再生機構法第14条第6項の規定に基づき、業務に関する計画について独立行政法人都市再生機構に意見を述べること。</p> <p>7 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務を受託すること。</p>	

- | | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>8 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和46年法律第32号）第9条ただし書の規定に基づき、対象融資に係る賃貸住宅を譲渡し、又は住宅以外の用に供することを承認すること。</p> <p>9 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条又は第5条の規定に基づき、供給計画を認定し、又はその変更を認定すること。</p> <p>10 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条の規定に基づき、認定事業者に必要な措置を命ずること。</p> <p>11 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づき、計画の認定を取り消すこと。</p> <p>12 特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助に関する実施計画を定めること。</p> <p>13 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき、都道府県計画を作成し、又は変更すること。</p> <p>14 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条第6項の規定に基づき、都道府県計画について市町に協議すること。</p> <p>15 高齢者の居住の安定確保に関する法律第28条第1項の規定に基づき、指定登録機関の指定を行うこと。</p> <p>16 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第5条第1項の規定に基づき、都道府県計画を作成すること。</p> <p>17 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第8項の</p> | |
|--|--|---|--|

<p>公 営 住 宅 整 備 課</p>		<p>1 県営住宅整備事業の実施計画を定めること。 2 地方住宅供給公社法第27条の規定に基づき、住宅供給公社の事業計画及び資金計画を承認すること。 3 地方住宅供給公社法第41条の規定に基づき、住宅供給公社の監督のための必要な命令をすること。 4 地方住宅供給公社法第42条第1項の規定に基づき、住宅供給公社にその業務の</p>	
		<p>規定に基づき、都道府県計画について市町に協議すること。 18 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第25条第1項の規定に基づき、指定登録機関の指定を行うこと。 19 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）第10条第1項（同条例第11条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、空家等活用促進特別区域を指定し、又は変更すること。 20 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例第10条第4項（同条例第11条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、空家等活用特区審議会に意見を聴くこと。 21 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第3条の2第1項の規定に基づき、マンション管理適正化推進計画を作成すること。 22 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の12第1項の規定に基づき、指定認定事務支援法人を指定すること。</p>	

		<p>停止その他必要な措置を命ずること。</p>	
<p>公 営 住 宅 管 理 課</p>		<p>1 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第44条第1項の規定に基づき、公営住宅又は共同施設の譲渡について国土交通大臣に承認の申請をすること。 2 公営住宅法第46条第1項の規定に基づき、公営住宅又は共同施設の事業主体の変更について国土交通大臣に承認の申請をすること。</p>	
<p>建築指導課</p>	<p>1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第3項の規定に基づき、市町の建築主事の設置の協議に応ずること。 2 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第3条第4項の規定に基づき、市町が協議をしようとする集団移転促進事業計画について国土交通大臣に意見を申し出ること。 3 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開発行為を許可すること（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。 4 都市計画法第34条の2第1項の規定に基づき、国等が行う開発行為について協議に応ずること（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。</p>	<p>1 建築基準法第3条第1項の規定に基づき、国宝、重要文化財等の建築物等の原形の再現を承認すること。 2 建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づき、建築物の確認を要する区域を指定し、又は都市計画区域内の建築物の確認を要しない区域を指定すること。 3 建築基準法第22条第1項の規定に基づき、建築物の屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない地域を指定すること。 4 建築基準法第52条第1項第8号の規定に基づき、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率を決定すること。 5 建築基準法第52条第2項の規定に基づき、建築物の容積率についての制限区域を指定すること。 6 建築基準法第53条第1項第6号の規定に基づき、用途地域の指定のない区域内の建築物の建蔽率を決定すること。 7 建築基準法第84条第1項の規定に基づき、被災市街地における建築制限の区域を指定すること。 8 建築基準法第84条第2項</p>	

			<p>の規定に基づき、被災市街地における建築制限の期間を延長すること。</p> <p>9 建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）第2条の2第2項の規定に基づき、日影による中高層の建築物の高さの制限を行わない区域を指定すること。</p> <p>10 災害危険区域に関する条例（昭和46年兵庫県条例第62号）第3条第1項の規定に基づき、災害危険区域を指定すること。</p> <p>11 都市計画法第33条第6項の規定に基づき、市町の条例の制定に同意すること。</p> <p>12 都市計画法第41条第1項（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備についての制限を定めること。</p> <p>13 都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第5条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定区域を指定すること。</p> <p>14 都市計画法施行条例第5条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町長及び兵庫県開発審査会に意見を聴くこと。</p> <p>15 都市計画法施行条例第8条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別指定区域を指定すること。</p> <p>16 都市計画法施行条例第8条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町長及び兵庫県開発審査会に意見を聴くこと。</p> <p>17 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第22条</p>	
--	--	--	--	--

		<p>第1項の規定に基づき、新住宅市街地開発事業に関する処分計画を認可すること。</p> <p>18 新住宅市街地開発法第41条第1項の規定に基づき、施行者に施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずること。</p> <p>19 新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）第22条の規定に基づき、土地整理の施行計画を認可すること。</p> <p>20 新都市基盤整備法第30条第1項の規定に基づき、換地計画を認可すること。</p> <p>21 新都市基盤整備法第38条第1項の規定に基づき、換地計画の変更を認可すること。</p> <p>22 新都市基盤整備法第45条第1項の規定に基づき、処分計画の制定又はその変更について協議に応じ、同意すること。</p> <p>23 特定農山村法第8条第6項の規定に基づき、所有権移転等促進計画を承認すること。</p> <p>24 開発地域の良好な環境の確保に関する条例（昭和49年兵庫県条例第11号）第7条第1項の規定に基づき、開発協定を締結すること。</p> <p>25 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の規定に基づき、宅地造成工事規制区域を指定すること。</p> <p>26 宅地造成等規制法第20条第1項の規定に基づき、造成宅地防災区域を指定すること。</p> <p>27 宅地造成等規制法第20条第2項の規定に基づき、造成宅地防災区域の指定を解除すること。</p> <p>28 不動産の鑑定評価に関する</p>	
--	--	--	--

			<p>る法律（昭和38年法律第152号）第41条の規定に基づき、不動産鑑定業者にその業務の停止を命じ、又はその登録を消除すること。</p> <p>29 積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）第42条第1項の規定に基づき、積立式宅地建物販売業者に対し、業務の運営を改善するために必要な措置を命ずること。</p> <p>30 積立式宅地建物販売業法第43条第1項の規定に基づき、積立式宅地建物販売の契約をしてはならない旨を命ずること。</p> <p>31 積立式宅地建物販売業法第44条第1項若しくは第2項又は第45条の規定に基づき、積立式宅地建物販売業者に対し、その業務の全部又は一部の停止を命じ、又はその許可を取り消すこと。</p> <p>32 旧貸家組合法（昭和16年法律第47号）第3条の規定に基づき、貸家組合の家賃の賃貸条件に関する規程の制定又はその変更を認可すること。</p> <p>33 旧貸家組合法第27条において準用する旧産業組合法（明治33年法律第34号）第39条第3項の規定に基づき、貸家組合の定款の変更を認可すること。</p> <p>34 旧貸家組合法第33条において準用する旧産業組合法第65条の規定に基づき、貸家組合の解散又は合併を認可すること。</p> <p>35 旧貸家組合法第36条の規定に基づき、貸家組合の経費の収支予算等の変更を命ずること。</p> <p>36 旧貸家組合法第37条の規定に基づき、貸家組合の総会の決議の取消し等の処分をすること。</p>	
--	--	--	--	--

<p>営繕課</p>		<p>営繕工事の実施計画を定めること。</p>	
------------	--	-------------------------	--

別表第2企画県民部の部中「企画県民部」を「危機管理部」に改め、同部課名の項局長専決事項の欄中「局長専決事項」を「部長専決事項」に改め、同部防災企画課の項課名の欄中「防災企画課」を「総務課」に改め、同部防災支援課の項局長専決事項の欄2を削り、同欄3中「被災者生活再建支援法」の右に「(平成10年法律第66号)」を加え、同欄中3を2とし、4を3とし、同部消防課の項課名の欄中「消防課」を「消防保安課」に改め、同項局長専決事項の欄10の次に次のように加える。

- 11 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第9条の規定に基づき、第1種製造者の許可を取り消すこと。
- 12 高圧ガス保安法第11条第3項の規定に基づき、第1種製造者に製造のための施設の修理その他必要な措置を命ずること。
- 13 高圧ガス保安法第12条第3項の規定に基づき、第2種製造者に製造のための施設の修理その他必要な措置を命ずること。
- 14 高圧ガス保安法第15条第2項の規定に基づき、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者にその貯蔵の方法の改善を命ずること。
- 15 高圧ガス保安法第18条第3項の規定に基づき、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者にその施設の修理その他必要な措置を命ずること。
- 16 高圧ガス保安法第20条第1項ただし書の規定に基づき、指定完成検査機関を指定すること。
- 17 高圧ガス保安法第20条の5第3項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。
- 18 高圧ガス保安法第20条の6第2項の規定に基づき、販売業者等に必要な措置を命ずること。
- 19 高圧ガス保安法第22条第1項第1号の規定に基づき、指定輸入検査機関を指定すること。
- 20 高圧ガス保安法第24条の3第3項の規定に基づき、特定高圧ガス消費者にその施設の修理その他必要な措置を命ずること。
- 21 高圧ガス保安法第26条第4項の規定に基づき、第1種製造者に危害予防規程を守ること又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるために必要な措置を命ずること。
- 22 高圧ガス保安法第30条の規定に基づき、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納を命ずること。
- 23 高圧ガス保安法第34条の規定に基づき、第1種製造者、第2種製造者、販売業者又は特定高圧ガス消費者に保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任を命ずること。
- 24 高圧ガス保安法第35条第1項第1号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定すること。
- 25 高圧ガス保安法第38条第1項の規定に基づき、第1種製造者等の許可を取り消し、又はその製造等の停止を命ずること。
- 26 高圧ガス保安法第38条第2項の規定に基づき、第2種製造者、第2種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者に製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずること。
- 27 高圧ガス保安法第39条の規定に基づき、緊急措置を命ずること。
- 28 高圧ガス保安法第41条第2項の規定に基づき、容器製造業者にその設備の修理その他必要な措置を命ずること。
- 29 高圧ガス保安法第52条第4項の規定に基づき、容器検査所の登録を受けた者に検査主任者の解任を命ずること。
- 30 高圧ガス保安法第53条の規定に基づき、容器検査所の登録を取り消し、又は容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずること。
- 31 高圧ガス保安法第56条第1項の規定に基づき、不良容器の処分を命ずること。
- 32 高圧ガス保安法第58条の14第3項の規定に基づき、指定試験機関に試験事務の適正な実施のために必要な措置を指示すること。
- 33 高圧ガス保安法第58条の23第3項(同法第58条の30の2第2項又は第58条の30の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に業務規程の変更を命ずること。
- 34 高圧ガス保安法第58条の27(同法第58条の30の2第2項又は第58条の30の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に完成検査を実施する者、輸入検査を実施する者又は保安検査を実施する者の解任を命ずること。
- 35 高圧ガス保安法第58条の29(同法第58条の30の2第2項又は第58条の30の3第2項において準用する場

- 合を含む。)の規定に基づき、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に必要な措置を命ずること。
- 36 高圧ガス保安法第58条の30(同法第58条の30の2第2項又は第58条の30の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関の指定を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。
- 37 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)第13条第2項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者に必要な措置を命ずること。
- 38 液化石油ガス法第14条第2項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者に書面の交付又は再交付を命ずること。
- 39 液化石油ガス法第16条第3項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者に貯蔵施設の修理その他必要な措置を命ずること。
- 40 液化石油ガス法第16条の2第2項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者に供給設備の修理その他必要な措置を命ずること。
- 41 液化石油ガス法第22条の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者に業務主任者等の解任を命ずること。
- 42 液化石油ガス法第25条の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の登録を取り消すこと。
- 43 液化石油ガス法第26条の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。
- 44 液化石油ガス法第34条第3項の規定に基づき、保安機関に保安業務の実施又はその方法の改善を命ずること。
- 45 液化石油ガス法第35条第3項の規定に基づき、保安機関に保安業務規程の変更を命ずること。
- 46 液化石油ガス法第35条の2の規定に基づき、保安機関に必要な措置を命ずること。
- 47 液化石油ガス法第35条の3の規定に基づき、保安機関の認定を取り消すこと。
- 48 液化石油ガス法第35条の5の規定に基づき、消費設備の所有者又は占有者に消費設備の修理その他必要な措置を命ずること。
- 49 液化石油ガス法第35条の10第2項の規定に基づき、認定液化石油ガス販売事業者の認定を取り消すこと。
- 50 液化石油ガス法第37条の5第3項の規定に基づき、充填事業者に充填設備の修理その他必要な措置を命ずること。
- 51 液化石油ガス法第37条の7第1項の規定に基づき、貯蔵施設等の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずること。
- 52 液化石油ガス法第38条の4第4項の規定に基づき、液化石油ガス設備士免状の返納を命ずること。
- 53 液化石油ガス法第38条の25第3項の規定に基づき、指定試験機関に試験事務の適正な実施のために必要な措置を指示すること。
- 54 ガス事業法第169条第2項の規定に基づき、立入り又は植物の伐採若しくは移植に係る損失の補償について裁定すること。
- 55 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第8条の規定に基づき、製造業者又は販売業者の許可を取り消すこと。
- 56 火薬類取締法第9条第3項の規定に基づき、製造業者にその施設の修理その他必要な措置を命ずること。
- 57 火薬類取締法第14条第2項の規定に基づき、火薬庫の所有者又は占有者に火薬庫の修理その他必要な措置を命ずること。
- 58 火薬類取締法第15条第1項ただし書の規定に基づき、指定完成検査機関を指定すること。
- 59 火薬類取締法第17条第3項の規定に基づき、火薬類の譲渡し又は譲受けの許可を取り消すこと。
- 60 火薬類取締法第25条第3項の規定に基づき、火薬類の消費の許可を取り消すこと。
- 61 火薬類取締法第28条第4項の規定に基づき、危害予防規程の変更を命ずること。
- 62 火薬類取締法第31条第5項の規定に基づき、火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の返納を命ずること。
- 63 火薬類取締法第34条第1項の規定に基づき、製造業者に製造保安責任者等の解任を命ずること。
- 64 火薬類取締法第34条第2項の規定に基づき、火薬庫の所有者等に取扱保安責任者等の解任を命ずること。
- 65 火薬類取締法第35条第1項第1号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定すること。
- 66 火薬類取締法第44条の規定に基づき、製造業者又は販売事業者の許可を取り消し、又は事業の停止を命ずること。

- 67 火薬類取締法第45条の規定に基づき、緊急措置を命ずること。
- 68 火薬類取締法第45条の29第3項の規定に基づき、指定完成検査機関の業務規程の変更を命ずること。
- 69 火薬類取締法第45条の31の規定に基づき、指定完成検査機関の完成検査を実施する者の解任を命ずること。
- 70 火薬類取締法第45条の33の規定に基づき、指定完成検査機関に必要な措置を命ずること。
- 71 火薬類取締法第45条の34の規定に基づき、指定完成検査機関の指定を取り消し、又は完成検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 72 火薬類取締法第45条の38第2項において準用する同法第45条の29第3項の規定に基づき、指定保安検査機関の業務規程の変更を命ずること。
- 73 火薬類取締法第45条の38第2項において準用する同法第45条の31の規定に基づき、指定保安検査機関の保安検査を実施する者の解任を命ずること。
- 74 火薬類取締法第45条の38第2項において準用する同法第45条の33の規定に基づき、指定保安検査機関に必要な措置を命ずること。
- 75 火薬類取締法第45条の38第2項において準用する同法第45条の34の規定に基づき、指定保安検査機関の指定を取り消し、又は保安検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 76 武器等製造法（昭和28年法律第145号）第20条において準用する同法第6条の規定に基づき、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の許可を取り消すこと。
- 77 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第6項の規定に基づき、電気工事士免状の返納を命ずること。
- 78 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号。以下「電気工事業法」という。）第6条第1項の規定に基づき、登録を拒否すること。
- 79 電気工事業法第17条第2項の規定に基づき、電気工事業者であった者又はその一般承継人に電気工事の施工の差止めを命ずること。
- 80 電気工事業法第27条第1項又は第2項の規定に基づき、電気工事業者に電気工事による危険及び障害の発生の防止のため、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 81 電気工事業法第28条第1項又は第2項の規定に基づき、電気工事業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。
- 82 電気事業法第63条第1項の規定に基づき、植物の伐採又は移植に係る損失の補償について裁定すること。
- 83 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第137条第2項の規定に基づき、植物の伐採又は移植に係る損失の補償について裁定すること。
- 別表第2 産業保安課の項を削る。
(地方機関処務規程の一部改正)

第2条 地方機関処務規程（昭和43年兵庫県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 県民交流室、地域振興室、地域政策室及び交流渦潮室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄7中「第12条第1項」を「第12条第1項及び第2項」に改め、同欄8中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同欄36中「第7条の3第1項」を「第7条の3第1項及び第2項」に改め、同欄37中「第7条の3第2項」を「第7条の3第3項」に改め、同欄42中「第7条の7第1項」を「第7条の12第1項」に改め、同欄56中「第18条の31第1項」を「第18条の36第1項」に改め、同欄57及び58中「第18条の31第2項」を「第18条の36第2項」に改め、同欄76中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に改め、同欄76を同欄76の2とし、同欄75の次に次のように加える。

76 大気汚染防止法第18条の15第6項の規定に基づき、解体等工事に係る調査結果の報告を受領すること。

別表第1 県民交流室、地域振興室、地域政策室及び交流渦潮室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄77中「第18条の16」を「第18条の18第1項又は第2項」に改め、「対し、」の右に「その作業について同法第18条の19各号に定める方法により行うこと又は」を加え、同欄78中「第18条の19」を「第18条の21」に、「を施工する者」を「の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者」に改め、同欄78の2中「第18条の23第1項」を「第18条の28第1項」に、「第18条の24第1項」を「第18条の29第1項」に改め、同欄78の3中「第18条の25第1項」を「第18条の30第1項」に改め、同欄78の4中「第18条の26」を「第18条の31」に改め、同欄78の5中「第18条の29第1項」を「第18条の34第1項」に改め、同欄78の6中「第18条の29第2項」を「第18条の34第2項」に改め、同表健康福祉事務所及び但馬長寿の郷きょうの部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄中210の6の8を210の6の11とし、210の6の3から210の6の7までを210の6の6から

210の6の10までとし、210の6の2の次に次のように加える。

210の6の3 感染症予防法第15条第8項の規定に基づき、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者等又は新感染症の所見がある者に対し、質問又は必要な調査に応ずべきことを命ずること。

210の6の4 感染症予防法第15条第10項の規定に基づき、命令を受ける者に対し書面により通知すること。

210の6の5 感染症予防法第15条第11項の規定に基づき、命令を受けた者に対し書面を交付すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の37中「第37条第3項」を「第37条第4項」に改め、同欄210の37の8中「求め」の右に「、又は当該感染症の感染の防止に必要な協力を求め」を加え、同欄210の37の9中「新型インフルエンザ等感染症の」の右に「患者に対し、健康状態について報告を求め、又は当該感染症の」を加え、同欄234中「第26条第1項」の右に「(同法第68条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄235中「第28条第1項」の右に「(同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄235の5中「第57条第1項」の右に「(同法第68条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄235の6中「第57条第2項」の右に「(同法第68条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄235の7中「第58条第1項」の右に「(同法第68条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄236中「第59条」の右に「(同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄236の2中「第60条第1項」の右に「(同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄237中「第61条」の右に「(同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄237の3中「第13条」を「第9条」に改め、同欄237の4中「第15条第1項及び第2項」を「第10条第4項」に、「の廃業等」を「又は届出営業者の死亡又は解散」に改め、同欄237の5中「第15条第3項」を「第10条第5項」に改め、「許可営業者」の右に「又は届出営業者」を加え、同欄237の6を次のように改める。

237の6 削除

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄237の7中「第18条」を「第11条」に改め、同欄237の15の次に次のように加える。

237の15の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第15条第2項の規定に基づき、輸出証明書を発行すること(健康福祉事務所の所掌に係るものに限る。)

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄237の16中「237の15から237の17まで」を「237の17から237の19まで」に改め、同部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄87を次のように改める。

87 障害者総合支援法第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄19の5の次に次のように加える。

19の6 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)第7条第1項の規定に基づき、届出採捕者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。

19の7 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第7条第2項の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。

19の8 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第12条第1項の規定に基づき、事業者の業務に関し、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は立入検査若しくは質問をすること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄に次のように加える。

162 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第3条第3項(同法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、畜舎建築利用計画を認定すること。

163 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第6項(同法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、畜舎建築利用計画の認定を通知すること。

164 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第2項の規定に基づき、畜舎建築利用計画の軽微な変更の届出を受理すること。

- 165 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第1項の規定に基づき、認定畜舎等の建築等の工事完了の届出を受理すること。
- 166 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項の規定に基づき、仮使用の認定をすること。
- 167 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第9条第2項の規定に基づき、認定計画実施者の地位の承継の届出を受理すること。
- 168 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項から第3項までの規定に基づき、認定計画実施者の地位の承継を認可すること。
- 169 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第11条第1項の規定に基づき、認定計画実施者である法人の解散の届出を受理すること。
- 170 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第13条の規定に基づき、認定畜舎等の利用の状況の報告又は滅失の届出を受理すること。
- 171 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第14条第1項又は第2項の規定に基づき、認定畜舎等の利用状況等についての報告又は物件の提出を求めること。
- 172 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第14条第3項の規定に基づき、認定畜舎等に立ち入り、物件を検査させ、若しくは試験させ、又は必要な事項について質問させること。
- 173 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第15条第1項から第4項までの規定に基づき、認定計画実施者等に対し、必要な措置をとること等を命ずること。
- 174 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第15条第5項の規定に基づき、必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。
- 175 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第16条第2項の規定に基づき、畜舎建築利用計画の認定を取り消すこと。
- 176 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第16条第3項の規定に基づき、認定の失効等を通知すること。
- 177 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第18条第1項の規定に基づき、認定計画実施者等に対し、必要な措置をとることを命ずること。
- 別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄に次のように加える。
- 137 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第8条の規定に基づき、届出を受理すること。
- 別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄に次のように加える。
- 30 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条の規定に基づき、届出を受理し、当該届出に係る番号を通知すること。
- 別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄431の次に次のように加える。
- 431の2 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例施行規則(令和4年兵庫県規則第 号)第8条第1項又は第5項の規定に基づき、区域区分日前建築届出空家が存する土地であることを確認すること。
- 別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄450の次に次のように加える。
- 450の2 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づき、公益上必要な建築物について、通行上支障がないと認めて許可すること(知事の定めるものに限る。)
- 別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄451の次に次のように加える。
- 451の2 建築基準法第45条第1項の規定に基づき、私道(同法第42条第1項第3号に該当するものに限る。)の変更又は廃止を禁止し、又は制限すること。
- 別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄452の次に次のように加える。
- 452の2 建築基準法第55条第3項第2号の規定に基づき、学校その他の建築物について、その用途によってやむを得ないと認めて建築物の高さの限度を超えることを許可すること(知事の定めるものに限る。)
- 別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄

487の2の次に次のように加える。

487の3 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項各号に掲げる書類の写しを交付すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄489の次に次のように加える。

489の2 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第16条第1項の規定に基づき、私道（建築基準法第42条第1項第3号に該当するものに限る。）の変更又は廃止の届出を受理すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄508中「、第63条第3項第5号イ及び第6号並びに第68条の69第3項第5号イ及び第6号」を「並びに第63条第3項第5号イ及び第6号」に改め、同欄590及び591中「第21条」を「第20条の3」に改め、同欄595の次に次のように加える。

595の2 景観条例第20条の7第1項の規定に基づき、景観形成重点基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命令すること。

595の3 景観条例第21条第1項の規定に基づき、景観形成重点区域内の建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は建築物等その他の物件の存する土地への立入検査をさせること。

595の4 景観条例第21条第2項の規定に基づき、景観形成重点区域内の大規模建築物等若しくは広告物等の所有者等に対して報告を求め、又は建築物等その他の物件の存する土地への立入検査をさせること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄600の次に次のように加える。

600の2 景観条例第21条の23の規定に基づき、景観遺産に係る行為の届出を受理すること。

600の3 景観条例第21条の24の規定に基づき、景観遺産の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長専決事項の欄30中「（昭和25年建設省令第40号）」を削り、同欄59を削り、同欄59の2中「大店立地法」を「大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）」に改め、同欄中59の2を59とし、60及び61を削り、61の2を60とし、61の3を61とし、61の4から67までを削り、同部西宮土木事務所、加古川土木事務所、加東土木事務所及び姫路土木事務所の項県民局長委任事項の欄1中「第25条の14」を「第25条の26」に改め、同欄2中「第25条の15第1項」を「第25条の27第1項」に改め、同欄3中「第25条の16第1項」を「第25条の28第1項」に改め、同欄4中「第25条の17」を「第25条の29」に改め、同欄5から10までの規定中「第25条の18」を「第25条の30」に改める。

別表第2 消費生活総合センター所長の項専決事項の欄7中「禁止」を「禁止等」に改め、同欄10中「及び第3項」を「又は第2項及び第4項」に改め、同欄11中「第15条第2項及び第4項」を「第15条第3項及び第5項」に改め、同欄12中「禁止」を「禁止等」に改め、同欄15中「第23条第1項及び第2項」を「第23条」に改め、同欄16中「禁止」を「禁止等」に改め、同欄20中「第3項まで及び第5項」を「第4項まで及び第6項」に改め、同欄21中「第39条第4項及び第6項」を「第39条第5項及び第7項」に改め、同欄22及び27中「禁止」を「禁止等」に改め、同欄31中「及び第3項」を「、第2項及び第4項」に改め、同欄32中「第57条第2項及び第4項」を「第57条第3項及び第5項」に改め、同欄33及び36中「禁止」を「禁止等」に改め、同欄38及び39中「同条第5項」を「同条第6項」に、「報告をさせ」を「報告若しくは物件の提出を命じ」に、「店舗その他の事務所」を「事務所、事業所その他その事業を行う場所」に、「検査」を「検査させ、若しくは関係者に質問」に改め、同欄39の次に次のように加える。

39の2 特定商取引法第66条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、販売業者等から業務の委託を受けた者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、物件を検査させること。

別表第2 消費生活総合センター所長の項専決事項の欄40中「第66条第3項（同条第5項）」を「第66条第4項（同条第6項）」に改め、「特定商取引に係る契約に基づく」を削り、同欄40の次に次のように加える。

40の2 特定商取引法第66条の2の規定に基づき、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めること。

40の3 特定商取引法第66条の5第1項の規定に基づき、公示送達をすること。

別表第2 食肉衛生検査センター所長の項委任事項の欄28の次に次のように加える。

28の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づき、輸出証明書を発行す

ること（食肉衛生検査センターの所掌に係るものに限る。）。

別表第2家畜保健衛生所長の項委任事項の欄に次のように加える。

- 15 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づき、輸出証明書を発行すること（家畜保健衛生所の所掌に係るものに限る。）。

別表第2家畜保健衛生所長の項専決事項の欄7中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表県立農林水産技術総合センター所長の項委任事項の欄に次のように加える。

- 12 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づき、輸出証明書を発行すること（県立農林水産技術総合センターの所掌に係るものに限る。）。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中地方機関処務規程別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄に次のように加える改正規定並びに同訓令別表第2消費生活総合センター所長の項専決事項の欄7、10から12まで、15、16、20から22まで、27、31から33まで及び36の改正規定、同欄38及び39の改正規定（「同条第5項」を「同条第6項」に、「店舗その他の事務所」を「事務所、事業所その他その事業を行う場所」に改める部分に限る。）、同欄39の次に次のように加える改正規定並びに同欄40の改正規定（「第66条第3項（同条第5項）を「第66条第4項（同条第6項）」に改める部分に限る。） 令和4年6月1日
- (2) 第1条中決裁規程別表第1の改正規定（同表農林水産部の部流通戦略課の項部長専決事項の欄19に係る部分に限る。）並びに第2条中地方機関処務規程別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄19の5の次に次のように加える改正規定及び同項県民局長専決事項の欄に次のように加える改正規 令和4年12月1日



兵庫県訓令第2号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

（職員服務規程の一部改正）

第1条 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「従い」を「応じ」に、「掲げる者」を「定める者」に改め、同条第1号中「、政策創生部長、県民生活部長、福祉部長、環境部長及びまちづくり部長（第3号において「部長等」という。）」を削り、「、局」の右に「（秘書広報室、元町プロジェクト室、万博推進室、感染症等対策室及び全国豊かな海づくり大会推進室を含む。以下同じ。）」を加え、「並びに」を「及び」に改め、同条第3号中「局長（新県政推進室の次長並びに）」を「次長、本庁の局長（）」に、「新庁舎整備室長」を「元町プロジェクト室長、万博推進室長」に、「防災計画監、」を「及び」に改め、「（企画参事及び参事（歴史資源活用担当）を除く。）」を削り、「部長等」を「部長」に改め、同条第4号中「（新県政推進参事及び企画参事を含む。）」及び「。第12号において同じ。」を削り、「の局長」を「の部長（局が置かれる場合にあつては、所属の局長）」に改め、同条第6号中「（新県政推進参事及び企画参事を含む。次号において同じ。）」を削り、同条第7号中「該当しないもの」を「掲げる職員以外のもの」に改め、同条第11号中「うち、」の右に「第1号又は」を加え、「該当しないもの」を「掲げる職員以外のもの」に改める。

第27条中「新行政課」を「県政改革課」に改める。

（公印規程の一部改正）

第2条 公印規程（昭和37年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「本庁の」の右に「部、」を加え、「新庁舎整備室」を「元町プロジェクト室、万博推進室」に改め、同条第2項中「本庁の」の右に「部長、」を加え、「新庁舎整備室長」を「元町プロジェクト室長、万博推進室長」に改める。

第4条第1項中「企画県民部管理局文書課長」を「総務部法務文書課長」に、「文書課長」を「法務文書課長」に、「文書課長」を「法務文書課長」に改める。

第5条第3項中「文書課長」を「法務文書課長」に改める。

別表中

「

方30	文書課長
方20	
方15	
方10	
方30	
方20	
方15	
方30	
方27	

」

を

「

方30	法務文書課長
方20	
方15	
方10	
方30	
方20	
方15	
方30	
方27	

」

に改め、同表企画参事印の款を削り、同表中

「

県印	方30	文書課長
	方20	
	方10	
新県政推進室印	方27	新県政推進室長の指定する新県政推進参事

」

を

県印	方30	法務文書課長
	方20	
	方10	

に改める。

(職員被服等貸与規程の一部改正)

第3条 職員被服等貸与規程(昭和37年兵庫県訓令甲第23号)の一部を次のように改正する。

別表4の款中「文書課」を「法務文書課」改める。

(官報報告規程の一部改正)

第4条 官報報告規程(昭和38年兵庫県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「企画県民部管理局文書課長」を「総務部法務文書課長」に改める。

第3条第2項中「新県政推進参事、企画参事、」を削る。

(法制審議会規程の一部改正)

第5条 法制審議会規程(昭和38年兵庫県訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、会長代理」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「企画県民部企画財政局長」を「総務部長」に、「企画県民部管理局長」を「財務部長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第4条の見出し中「、会長代理」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「会長及び会長代理とともに」を「会長に」に、「会長及び会長代理がともに」を「会長が」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条第2項中「企画県民部管理局文書課副課長」を「総務部法務文書課副課長」に改める。

第9条中「企画県民部管理局文書課」を「総務部法務文書課」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第8条関係)

委員	幹事
総務部総務課長	総務部総務課企画班長又は主幹(部の企画に関する事務を担当する者に限る。)
総務部市町振興課長	総務部市町振興課企画班長又は主幹(市町等の行政に関する事務を担当する者に限る。)
総務部法務文書課長	総務部法務文書課法務班長又は主幹(法令案の審査に関する事務を担当する者に限る。)
総務部職員局人事課長	総務部職員局人事課定員給与班長又は主幹(県行政組織に関する事務を担当する者に限る。)
企画部総務課長	企画部総務課企画班長又は主幹(部の企画に関する事務を担当する者に限る。)
財務部総務課長	財務部総務課総務企画班長又は主幹(部の企画に関する事務を担当する者に限る。)
財務部財政課長	財務部財政課財政企画班長又は主幹(議会に関する事務を担当する者に限る。)

県民生活部総務課長	県民生活部総務課企画班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
危機管理部総務課長	危機管理部総務課企画班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
福祉部総務課長	福祉部総務課企画班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
保健医療部総務課長	保健医療部総務課企画班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
産業労働部総務課長	産業労働部総務課企画班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
農林水産部総務課長	農林水産部総務課企画班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
環境部総務課長	環境部総務課企画班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
土木部総務課長	土木部総務課企画班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
まちづくり部総務課長	まちづくり部総務課企画班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
出納局会計課長	出納局会計課総務・システム班長又は主幹（出納局の企画に関する事務を担当する者に限る。）

（人事考査規程の一部改正）

第6条 人事考査規程（昭和38年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第6条第3項中「企画県民部管理局长」を「総務部職員局长」に改め、同条第4項中「企画県民部企画財政局長、健康福祉部社会福祉局长、産業労働部政策労働局长、農政環境部農政企画局长、県土整備部県土企画局长」を「部制条例（昭和38年兵庫県条例第68号）第1条に規定する部のそれぞれの総務課に関する事務を所掌する次長」に改める。

第10条第2項及び第11条中「企画県民部管理局人事課」を「総務部職員局人事課」に改める。

（行政考査規程の一部改正）

第7条 行政考査規程（昭和38年兵庫県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もって」に改める。

第4条の見出し中「新行政課長」を「県政改革課長」に改め、同条中「企画県民部企画財政局新行政課長（以下「新行政課長」を「財務部県政改革課長（以下「県政改革課長」に改める。

第5条（見出しを含む。）及び第7条第1項中「新行政課長」を「県政改革課長」に改める。

（財産評価委員会規程の一部改正）

第8条 財産評価委員会規程（昭和38年兵庫県訓令甲第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画県民部長」を「総務部長」に改め、同条第3項中「企画県民部管理局长」を「総務部職員局长」に改め、同条第4項中「企画県民部企画財政局財政課長、企画県民部企画財政局税務課長、企画県民部管理局管財課長、農政環境部農政企画局総務課長、県土整備部県土企画局総務課長、県土整備部県土企画局用地課長、県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室長、県土整備部住宅建築局建築指導課長、県土整備部住宅建築局営繕課長、県土整備部住宅建築局設備課長」を「総務部職員局管財課長、財務部財政課長、財務部税務課長、農林水産部総務課長、土木部総務課長、土木部用地課長、まちづくり部建築指導課長、まちづくり部営繕課長、まちづくり部設備課長」に改め、「（企画参事を含む。）」を削る。

第6条第3項中「（新県政推進参事及び企画参事を含む。）」を削る。

別表第2農林水産部会の項からまちづくり部会の項までを次のように改める。

農林水産部会	農林水産部長	農林水産部次長	農林水産部総務課長 農林水産部農地整備課長 農林水産部治山課長 農林水産部水産漁港課長
土木部会	土木部長	土木部次長	土木部総務課長 土木部契約管理課長 土木部用地課長 土木部交通政策課長 土木部空港政策課長 土木部技術企画課長 土木部道路企画課長 土木部道路街路課長 土木部道路保全課長 土木部河川整備課長 土木部総合治水課長 土木部砂防課長 土木部下水道課長 土木部港湾課長
まちづくり部会	まちづくり部長	まちづくり部次長	まちづくり部総務課長 まちづくり部都市政策課長 まちづくり部都市計画課長 まちづくり部公園緑地課長 まちづくり部住宅政策課長 まちづくり部公営住宅整備課長 まちづくり部公営住宅管理課長 まちづくり部建築指導課長 まちづくり部営繕課長 まちづくり部設備課長

別表第2物件部会の項中「出納局管理課長」を「出納局物品管理課長」に、「企画県民部管理局管財課長」を「総務部職員局管財課長」に改め、同表企業部会の項中「企業庁総務課事業戦略参事」を「企業庁総務課事業戦略官」に、「企業庁水道課水道技術参事」を「企業庁水道課水道企画官」に、「企業庁企業誘致課分譲企画参事」を「企業庁企業誘致課分譲企画官」に改め、「企業庁地域整備振興課新産業団地整備参事」を削る。

別表第3農林水産部会の款中「農政環境部農政企画局総務課」を「農林水産部総務課」に改め、同表土木部会の款本庁分科会の項中「県土整備部県土企画局契約管理課」を「土木部契約管理課」に改め、同表まちづくり部会の款本庁分科会の項中「県土整備部県土企画局契約管理課」を「まちづくり部総務課」に改める。

(出納局決裁規程の一部改正)

第12条 出納局決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第6条第2項に規定する事項」の右に「(同項第1号の2、第3号から第8号まで、第11号、第16号、第20号から第24号まで、第25号イ、オからコまで、シ及びス、第26号、第27号並びに第29号から第43号までに掲げる事項を除く。)」を加え、「同項第7号」を「同項第14号」に、「局長及び本庁、新県政推進室」を「次長、局長、本庁」に、「新庁舎整備室」を「元町プロジェクト室、万博推進室」に改め、「置く参事」の右に「及び課長」を加え、「新県政推進参事、企画参事及び参事(歴史資源活用担当)を除く。」を削り、「局長等」を「次長等」に、「同項第8号から第11号まで」を「同項第15号及び第17号から第19号まで」に改める。

第4条第2項中「第7条第2項及び第3項に規定する」を「第6条第2項第1号の2、第3号から第8号まで、第11号、第14号から第24号まで、第25号イ、オからコまで、シ及びス、第26号、第27号並びに第29号から第43号までに掲げる」に、「同条第2項第9号から第11号まで及び第13号から第16号まで」を「同項第14号中「次長、局長、本庁、部又は局(秘書広報室、元町プロジェクト室、万博推進室、感染症等対策室及び全国豊かな海づくり大会推進室を含む。以下同じ。)に置く参事及び課長(以下「次長等」という。)」とあるのは「工事検査室長又は課長」と、同項第15号及び第17号から第19号までに、「課長」を「次長等」とあるのは」に改める。

第5条第2項中「管理課長」を「物品管理課長」に改める。

第9条の表第2条第2号の款に次のように加える。

課長	工事検査室長、課長
----	-----------

第9条の表第17条第3項の款中「第17条第3項」を「第17条第2項」に改め、同表第17条第4項の款中「第17条第4項」を「第17条第3項」に改める。

第9条の表第18条の款を次のように改める。

課長又は室長	工事検査室長又は課長
官	工事検査官

附則第3項中「副出納長」を「出納局長」に、「第7条」を「第8条」に、「会計副課長」を「会計課副課長」に改める。

別表第2管理課の項中「管理課」を「物品管理課」に改める。

(公文書管理規程の一部改正)

第13条 公文書管理規程(昭和43年兵庫県訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「企画県民部企画財政局総務課、健康福祉部社会福祉局社会福祉課、産業労働部政策労働局産業政策課、農政環境部農政企画局総務課、県土整備部県土企画局総務課」を「総務部総務課、企画部総務課、財務部総務課、県民生活部総務課、危機管理部総務課、福祉部総務課、保健医療部総務課、産業労働部総務課、農林水産部総務課、環境部総務課、土木部総務課、まちづくり部総務課」に改める。

第3条第1項中「企画県民部管理局文書課(以下「文書課」を「総務部法務文書課長(以下「法務文書課」に改める。

第4条中「企画県民部管理局文書課長」を「総務部法務文書課長」に、「文書課長」を「法務文書課長」に改める。

第5条(見出しを含む。)、第6条(見出しを含む。)、第7条第1項及び第14条第1項中「文書課」を「法務文書課」に改める。

第15条第1項第4号中「文書課長」を「法務文書課長」に改める。

第17条中「文書課」を「法務文書課」に改める。

第18条第1項中「文書課」を「法務文書課」に改め、同条第2項中「文書課長」を「法務文書課長」に改める。

第19条第1項中「文書課長」を「法務文書課長」に改め、同条第2項第2号中「文書課」を「法務文書課」に改める。

第20条(見出しを含む。)、第21条第及び第22条中「文書課」を「法務文書課」に改める。

第25条第2項中「出納局管理課長」を「出納局物品管理課長」に、「管理課長」を「物品管理課長」に改め、同条第3項中「管理課長」を「物品管理課長」に改める。

第26条中「文書課長」を「法務文書課長」に改める。

第27条第1項中「文書課長」を「法務文書課長」に、「文書課に」を「法務文書課に」に改め、同条第2項中「文書課長」を「法務文書課長」に改める。

第28条第1項中「文書課長」を「法務文書課長」に改める。

第29条中「文書課」を「法務文書課」に改める。

第30条中「文書課長」を「法務文書課長」に改める。

(公共用地補償審査会規程の一部改正)

第14条 公共用地補償審査会規程(昭和43年兵庫県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「農政環境部及び県土整備部」を「農林水産部、土木部及びまちづくり部」に、「(県土整備部)」を「(土木部及びまちづくり部)」に改める。

第2条第1項中「県土整備部」を「土木部及びまちづくり部」に改め、同条第2項中「農政環境部及び県土整備部」を「農林水産部、土木部及びまちづくり部」に改める。

第3条第2項中「県土整備部長」を「土木部長」に改め、同条第3項中「農政環境部農林水産局長、県土整備部県土企画局長、県土整備部土木局長及び県土整備部まちづくり局長」を「農林水産部次長のうち会長が指名する者、土木部次長及びまちづくり部次長のうち会長が指名する者」に改め、同条第4項中「企画県民部企画財政局税務課長、企画県民部管理局管財課長、県土整備部県土企画局総務課長、県土整備部県土企画局用地課長及び県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室長」を「総務部職員局管財課長、財務部税務課長、土木部総務課長、土木部用地課長及びまちづくり部都市計画課長」に、「農政環境部農林水産局の課長若しくは室長、県土整備部の課長若しくは室長」を「農林水産部、土木部若しくはまちづくり部の課長」に改める。

第9条第1号中「各県民局農政環境部会」を「各県民局農林水産部会」に、「農政環境部の」を「農林水産部の」に改め、同条第2号中「各県民局県土整備部会」を「各県民局土木部会」に、「県土整備部の」を「土木部及びまちづくり部の」に改める。

第12条第1項中「県土整備部県土企画局用地課」を「土木部用地課」に改める。

別表第2中

「

神戸県民センター農政環境部会
阪神北県民局農政環境部会
東播磨県民局農政環境部会
北播磨県民局農政環境部会
中播磨県民センター農政環境部会
西播磨県民局農政環境部会
但馬県民局農政環境部会
丹波県民局農政環境部会
淡路県民局農政環境部会
神戸県民センター県土整備部会
阪神南県民センター県土整備部会
阪神北県民局県土整備部会
東播磨県民局県土整備部会
北播磨県民局県土整備部会
中播磨県民センター県土整備部会

西播磨県民局県土整備部会
但馬県民局県土整備部会
丹波県民局県土整備部会
淡路県民局県土整備部会

を

「

神戸県民センター農林水産部会
阪神北県民局農林水産部会
東播磨県民局農林水産部会
北播磨県民局農林水産部会
中播磨県民センター農林水産部会
西播磨県民局農林水産部会
但馬県民局農林水産部会
丹波県民局農林水産部会
淡路県民局農林水産部会
神戸県民センター土木部会
阪神南県民センター土木部会
阪神北県民局土木部会
東播磨県民局土木部会
北播磨県民局土木部会
中播磨県民センター土木部会
西播磨県民局土木部会
但馬県民局土木部会
丹波県民局土木部会
淡路県民局土木部会

に改める。

(庁用自動車管理規程の一部改正)

第15条 庁用自動車管理規程(昭和47年兵庫県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「企画県民部管理局管財課」を「総務部職員局管財課」に改める。

第4条第3項中「企画県民部管理局管財課長」を「総務部職員局管財課長」に改める。

(執務環境規程の一部改正)

第16条 執務環境規程(昭和49年兵庫県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「出納局管理課長」を「出納局物品管理課長」に、「企画県民部科学情報局システム企画課長、企画県民部企画財政局総務課長、企画県民部管理局職員課長、企画県民部管理局管財課長及び企画県民部管理局文書課長」を「総務部総務課長、総務部法務文書課長、総務部職員局職員課長、総務部職員局管財課長及び企画部デジタル改革課長」に改める。

第4条中「(新県政推進参事及び企画参事を含む。)」を削る。

第5条中「企画県民部科学情報局システム企画課長、企画県民部企画財政局総務課長、企画県民部管理局職員課長、企画県民部管理局管財課長、企画県民部管理局文書課長及び出納局管理課長」を「総務部総務課長、総務部法務文書課長、総務部職員局職員課長、総務部職員局管財課長、企画部デジタル改革課長及び出納局物品管理課長」に改める。

別表第2の1の表中「参事」の右に「、官（行政職8級の者に限る。）」を加え、「本庁の室長」を「本庁の官（行政職8級の者を除く。）、室長」に改める。

（職員提案規程の一部改正）

第17条 職員提案規程（昭和49年兵庫県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「企画県民部企画財政局新行政課長（以下「新行政課長」を「財務部県政改革課長（以下「県政改革課長」に改め、同条第3項中「新行政課長」を「県政改革課長」に改める。

第6条中「新行政課長」を「県政改革課長」に改める。

第7条第4項中「企画県民部長、政策創生部長、企画県民部政策調整局長、企画県民部企画財政局長、企画県民部管理局長及び新行政課長」を「総務部長、企画部長、財務部長及び県政改革課長」に改め、「充てる」の右に「ほか、総務部、企画部又は財務部の次長のうちから会長が指名する」を加え、同条第6項中「企画県民部企画財政局新行政課」を「財務部県政改革課」に改める。

第8条第1項中「新行政課長」を「県政改革課長」に改める。

第9条第2項から第4項までの規定中「企画県民部企画財政局長」を「財務部長」に改める。

第10条及び第11条中「新行政課長」を「県政改革課長」に改める。

（職員安全健康管理規程の一部改正）

第18条 職員安全健康管理規程（昭和50年兵庫県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「新県政推進参事、企画参事、」を削る。

第5条第2項中「企画県民部管理局長」を「総務部職員局長」に改める。

第6条第2項中「企画県民部管理局職員課長」を「総務部職員局職員課長」に改める。

第15条中「企画県民部管理局職員課」を「総務部職員局職員課」に改める。

第34条第2項中「企画県民部長」を「総務部長」に改め、同条第3項中「企画県民部管理局長」を「総務部職員局長」に改め、同条第4項中「企画県民部管理局人事課長」を「総務部職員局人事課長」に、「企画県民部管理局職員課長」を「総務部職員局職員課長」に、「健康福祉部感染症等対策室感染症対策課長」を「保健医療部感染症等対策室感染症対策課長」に、「健康福祉部感染症等対策室疾病対策課長」を「保健医療部感染症等対策室疾病対策課長」に改める。

（情報管理規程の一部改正）

第19条 情報管理規程（昭和51年兵庫県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「企画県民部科学情報局長」を「企画部長」に改め、同条第3項中「各局長（新県政推進室の次長）を「部長（局長）」に、「新庁舎整備室長」を「元町プロジェクト室長、万博推進室長」に、「同じ」を「部長等」というに改める。

第4条中「（新県政推進参事及び企画参事を含む。）」を削る。

第5条第1項中「企画県民部科学情報局システム企画課（次項及び第13条第2項において「システム企画課」を「企画部デジタル改革課（以下「デジタル企画課」に改め、同条第2項中「システム企画課」を「デジタル改革課」に改め、同条第3項中「局長」を「部長等」に、「企画県民部科学情報局長」を「企画部長」に改める。

第6条中「企画県民部科学情報局システム企画課長（以下「システム企画課長」を「企画部デジタル改革課長（以下「デジタル改革課長」に改める。

第7条中「システム企画課長」を「デジタル改革課長」に、「局長」を「部長等」に改める。

第8条中「システム企画課長」を「デジタル改革課長」に改める。

第11条中「各局長」を「部長等」に、「企画県民部科学情報局長」を「企画部長」に改める。

第12条中「システム企画課長」を「デジタル改革課長」に改める。

第13条第2項中「システム企画課」を「デジタル改革課」に改める。

第15条中「システム企画課長」を「デジタル改革課長」に改める。

（附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正）

第20条 附属機関の幹事の指定に関する規程（平成12年兵庫県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

附属機関名	充てられる職名
<p>県民生活審議会</p>	<p>総務部教育課長 企画部総合企画局計画課長 企画部統計課長 県民生活部総務課長 県民生活部県民生活課長 県民生活部芸術文化課長 県民生活部生活安全課長 県民生活部男女青少年課長 福祉部総務課長 福祉部高齢政策課長 福祉部子ども政策課長 福祉部児童課長 保健医療部総務課長 保健医療部医務課長 保健医療部健康増進課長 保健医療部薬務課長 保健医療部生活衛生課長 産業労働部総務課長 産業労働部地域経済課長 産業労働部地域産業立地課長 産業労働部労政福祉課長 産業労働部能力開発課長 農林水産部総合農政課長 農林水産部農業改良課長 環境部環境政策課長 土木部契約管理課長 まちづくり部都市政策課長 まちづくり部都市計画課長 まちづくり部公園緑地課長 まちづくり部建築指導課長</p>
<p>地域安全まちづくり審議会</p>	<p>総務部教育課長 県民生活部県民生活課長</p>

	<p>県民生活部生活安全課長 県民生活部男女青少年課長 危機管理部総務課長 危機管理部消防保安課長 福祉部総務課長 福祉部地域福祉課長 福祉部高齢政策課長 福祉部こども政策課長 福祉部児童課長 福祉部障害福祉課長 福祉部ユニバーサル推進課長 保健医療部総務課長 保健医療部健康増進課長 保健医療部薬務課長 産業労働部地域経済課長 産業労働部労政福祉課長 産業労働部能力開発課長 環境部環境整備課長 土木部契約管理課長 土木部技術企画課長 土木部道路保全課長 まちづくり部都市政策課長 まちづくり部公園緑地課長 まちづくり部住宅政策課長 まちづくり部公営住宅整備課長 まちづくり部公営住宅管理課長</p>
<p>交通安全対策会議</p>	<p>総務部秘書広報室広報広聴課長 総務部市町振興課長 財務部財政課長 県民生活部県民生活課長 県民生活部生活安全課長 県民生活部男女青少年課長 危機管理部総務課長</p>

	<p>危機管理部消防保安課長 福祉部高齢政策課長 福祉部障害福祉課長 保健医療部医務課長 土木部道路企画課長 土木部道路街路課長 土木部道路保全課長 まちづくり部都市計画課長</p>
<p>青少年愛護審議会</p>	<p>総務部秘書広報室広報広聴課長 総務部教育課長 県民生活部総務課長 県民生活部県民生活課長 県民生活部芸術文化課長 県民生活部生活安全課長 県民生活部男女青少年課長 福祉部こども政策課長 福祉部児童課長 福祉部障害福祉課長 保健医療部薬務課長 保健医療部生活衛生課長 産業労働部労政福祉課長 産業労働部能力開発課長 農林水産部農業経営課長 農林水産部水産漁港課長 環境部環境政策課長 中央こども家庭センター所長 精神保健福祉センター所長</p>
<p>防災会議</p>	<p>総務部総務課長 企画部総務課長 財務部総務課長 県民生活部総務課長 危機管理部総務課長 危機管理部災害対策課長</p>

	<p>危機管理部消防保安課長 福祉部総務課長 保健医療部総務課長 産業労働部総務課長 農林水産部総務課長 環境部総務課長 土木部総務課長 土木部技術企画課長 土木部河川整備課長 まちづくり部総務課長 出納局会計課長</p>
<p>石油コンビナート等防災本部</p>	<p>総務部秘書広報室広報広聴課長 危機管理部総務課長 危機管理部災害対策課長 危機管理部消防保安課長 保健医療部薬務課長 土木部港湾課長 まちづくり部建築指導課長 神戸県民センター県民交流室長 阪神南県民センター県民交流室長 東播磨県民局総務企画室長 中播磨県民センター県民交流室長 西播磨県民局総務企画室長</p>
<p>国民保護協議会</p>	<p>総務部総務課長 総務部秘書広報室広報広聴課長 企画部総務課長 財務部総務課長 県民生活部総務課長 危機管理部総務課長 危機管理部災害対策課長 危機管理部消防保安課長 福祉部総務課長 保健医療部総務課長</p>

	<p>保健医療部医務課長 産業労働部総務課長 農林水産部総務課長 環境部総務課長 土木部総務課長 土木部道路保全課長 まちづくり部総務課長 出納局会計課長</p>
<p>障害福祉審議会</p>	<p>総務部秘書広報室広報広聴課長 総務部市町振興課長 財務部税務課長 県民生活部総務課長 県民生活部生活安全課長 危機管理部総務課長 危機管理部消防保安課長 福祉部地域福祉課長 福祉部国保医療課長 福祉部高齢政策課長 福祉部児童課長 福祉部ユニバーサル推進課長 保健医療部医務課長 保健医療部健康増進課長 保健医療部感染症等対策室疾病対策課長 産業労働部地域産業立地課長 産業労働部能力開発課長 土木部道路保全課長 まちづくり部都市政策課長 まちづくり部公営住宅整備課長</p>
<p>各感染症診査協議会</p>	<p>各保健所長 （2以上の保健所ごとに置かれる感染症診査協議会にあつては、知事があらかじめ指定する保健所長）</p>
<p>薬事審議会</p>	<p>保健医療部総務課長 保健医療部薬務課長</p>

	産業労働部地域経済課長
環境審議会	総務部市町振興課長 企画部総合企画局計画課長 県民生活部県民生活課長 保健医療部薬務課長 保健医療部生活衛生課長 産業労働部総務課長 産業労働部地域経済課長 産業労働部地域産業立地課長 農林水産部総合農政課長 農林水産部流通戦略課長 農林水産部農業改良課長 農林水産部農地整備課長 農林水産部農産園芸課長 農林水産部畜産課長 農林水産部林務課長 農林水産部治山課長 農林水産部水産漁港課長 環境部総務課長 環境部環境政策課長 環境部自然・鳥獣共生課長 環境部水大気課長 環境部環境整備課長 土木部交通政策課長 土木部空港政策課長 土木部技術企画課長 土木部道路企画課長 土木部道路街路課長 土木部河川整備課長 土木部総合治水課長 土木部下水道課長 土木部港湾課長 まちづくり部都市政策課長

	<p>まちづくり部都市計画課長 まちづくり部公園緑地課長 まちづくり部住宅政策課長 まちづくり部建築指導課長 県立健康科学研究所長 県立工業技術センター所長</p>
<p>自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会</p>	<p>環境部水大気課に関する事務を所掌する次長 産業労働部地域経済課長 環境部水大気課長 土木部交通政策課長 土木部道路企画課長 土木部道路街路課長 まちづくり部都市計画課長</p>
<p>産業立地審議会</p>	<p>総務部総務課長 産業労働部総務課長 産業労働部地域産業立地課長 農林水産部総務課長 農林水産部農業経営課長 まちづくり部総務課長</p>
<p>職業能力開発審議会</p>	<p>産業労働部総務課長 産業労働部能力開発課長 県立ものづくり大学校長</p>
<p>農林水産政策審議会</p>	<p>農林水産部総務課長 農林水産部総合農政課長 農林水産部農業経営課長 農林水産部流通戦略課長 農林水産部農林経済課長 農林水産部農業改良課長 農林水産部農地整備課長 農林水産部農産園芸課長 農林水産部畜産課長 農林水産部林務課長 農林水産部治山課長</p>

	農林水産部水産漁港課長 環境部自然・鳥獣共生課長
農林共済保険審査会	農林水産部農林経済課長
港湾審議会	土木部港湾課長
都市計画審議会	総務部市町振興課長 産業労働部地域経済課長 産業労働部地域産業立地課長 農林水産部総合農政課長 環境部自然・鳥獣共生課長 環境部水大気課長 環境部環境整備課長 土木部道路街路課長 土木部下水道課長 まちづくり部都市政策課長 まちづくり部都市計画課長 まちづくり部公園緑地課長 まちづくり部建築指導課長
景観審議会	企画部総合企画局計画課長 企画部地域振興課長 農林水産部総合農政課長 農林水産部農地整備課長 農林水産部林務課長 農林水産部治山課長 環境部自然・鳥獣共生課長 土木部道路保全課長 まちづくり部都市政策課長 まちづくり部都市計画課長 まちづくり部公園緑地課長 まちづくり部建築指導課長
建築審査会	まちづくり部建築指導課長
開発審査会	危機管理部総務課長 農林水産部総合農政課長 農林水産部林務課長

	農林水産部治山課長 土木部砂防課長 まちづくり部都市計画課長 まちづくり部建築指導課長
住宅審議会	企画部総合企画局計画課長 県民生活部県民生活課長 福祉部高齢政策課長 まちづくり部都市政策課長 まちづくり部都市計画課長 まちづくり部住宅政策課長 まちづくり部公営住宅整備課長 まちづくり部公営住宅管理課長 まちづくり部建築指導課長

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。